



関西学院大学リポジトリ

Kwansei Gakuin University Repository

宋代以勅補律考 : 宋律勅合編序説

著者	川村 康
雑誌名	法と政治
巻	71
号	1
ページ	1(770)-154(617)
発行年	2020-05-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028757

宋代以勅補律考

——宋律勅合編序説——

はじめに

第一章 律と勅の関係

第一節 律勅兼行

第二節 以勅補律

第三節 律と勅の法領域

第二章 慶元勅の復原

第一節 『慶元条法事類』の性格

第二節 慶元勅の復原

第三章 律条と勅条の対応

第一節 勅条による律条の引摺

第二節 律条と勅条の対応（一）

第三節 律条と勅条の対応（二）

宋代以勅補律考

川
村
康

第四節 『宋刑統』を介する対応
おわりに

はじめに

前近代中国の古典的な成文法の体系は、滋賀秀三氏によって、基本法典、副次法典、単行指令の三階層をもつものとされる。基本法典は基本的な法的価値をもつ条項からなる。単行指令の集積から将来にわたる法的価値をもつ要素を抽出した副次法典は、基本法典を修改するものであり、その効力において基本法典に優越する。基本法典と副次法典の関係は、上位法と下位法の関係ではなく、一般法と特別法、あるいは前法と後法の関係になぞらえられる。社会の現実に対応するために随時、制勅として皇帝から発せられる単行指令は、基本法典・副次法典を修改するものであり、その効力において基本法典・副次法典に優越する。この三階層を十全に備えていたのが、律令格式という四部からなる法典の体系をもつ唐代前半の法体系である。そのなかで律は規範と罰則の双方をもつ刑罰法の領域における基本法典であり、この法領域において副次法典の役割を果たしたのが格の関連部分である。令は罰則を律に委ねて規範のみをもつ非刑罰法の領域における基本法典であり、この法領域においては格の関連部分が副次法典の役割を果たし、式が細則法典の位置を占める。^①

唐代最後の律令格式である開元二五年（七三七）律令格式から、宋末までの主要な海行法典類を「表1」に示す。「海行法」とは、宋代において「一般人、一般的な事項、一般的な時間、一般的な空間に適用される一般法」^②を意味し、特定官庁や特定地域に限定して適用される、一司一路一州一県勅あるいは一司勅と総称される特

別法と対称される⁽³⁾。開元二五年で固定された律令格式を全体として修改する再副次法典として、唐代後半には格後勅がつくられ、編勅と名を変えて五代から宋代へと継承される。律は、公権的注釈の律疏ならびに関連する令格式と制勅を律条の間にはさみこんだ刑律統類、そして刑統へと変容する。後周顯徳五年（九五八）の『大周刑統』をもって格は廃止され、宋代の法典の体系は刑統・令・編勅・式から出発する。刑罰法の領域においては、刑統が基本法典、編勅の関連部分が副次法典に位置づけられるが、建隆四年（九六三）の『重詳定刑統』すなわち『宋刑統』は実質的に開元二五年律である。編纂を重ねるたびに増大する編勅は、元豊七年（一〇八四）の『元豊勅令格式』によって勅令格式という四部からなる法典の体系へと整理される。勅は唐律と同じ条文形式の規定、令は唐令と同じ条文形式の規定をもつが、格は別表的規定、式は書式的規定からなる。このなかで刑罰法の領域に属するものは勅であり、元豊以後の法典の体系においては、律が刑罰法の領域における基本法典、勅が刑罰法の領域における副次法典の位置を占めることになる⁽⁴⁾。

旧稿においては、唐令・天聖令と慶元令格式の比較検討を通じて、元豊以後の非刑罰法の領域では基本法典・副次法典・細則法典という階層が融解し、規定形式によって令格式に区分されるものとなったことを明らかにした⁽⁵⁾。しかし、基本法典・副次法典の階層が存置された刑罰法の領域における律と勅の関係の解明は不十分であった⁽⁶⁾。本稿は、唐律と慶元勅の比較検討を通じて、この課題の解決をめざすものである。

〔表1〕 唐開元25年～宋末の主要海行法典類

王朝	年代（西暦）	名称
唐	開元25年（737）	開元25年律・律疏・令・格・式・格式律令事類
	元和13年（818）	元和格後勅
	大和7年（833）	大和格後勅
	開成4年（839）	開成詳定格
	大中5年（851）	大中刑法総要格後勅
	大中7年（853）	大中刑律統類
後梁	開平4年（910）	大梁新定格式律令
後唐	同光3年（925）	同光刑律統類
	清泰2年（935）	清泰編勅
後晋	天福4年（939）	天福編勅
後周	広順元年（951）	大周統編勅
	顯德5年（958）	大周刑統
北宋	建隆4年（963）	重詳定刑統・新編勅
	太平興国3年（978）	太平興国編勅
	淳化5年（994）	淳化編勅
	咸平元年（998）	咸平編勅・儀制勅・敕書德音
	大中祥符9年（1016）	大中祥符編勅・儀制勅・敕書德音
	天聖10年（1032）	天聖編勅・敕書德音・天聖令・附令勅
	慶曆8年（1048）	慶曆編勅・統附令勅・敕書德音
	嘉祐7年（1062）	嘉祐編勅・統附令勅・敕書德音
	熙寧6年（1073）	熙寧編勅・敕書德音・附令勅・申明勅
	元豊7年（1084）	元豊勅令格式・敕書德音・申明刑統
	元祐2年（1087）	元祐勅令格式・申明刑統・餘条準此例・敕書德音
	元符2年（1099）	元符勅令格式・申明刑統
政和3年（1113）	政和勅令格式	
南宋	紹興2年（1132）	紹興勅令格式・申明刑統・隨勅申明・敕書德音
	乾道6年（1170）	乾道勅令格式・存留照用指揮
	淳熙4年（1177）	淳熙勅令格式・隨勅申明
	淳熙7年（1180）	淳熙条法事類
	慶元4年（1198）	慶元勅令格式・隨勅申明
	嘉泰3年（1203）	慶元条法事類
	淳祐2年（1242）	淳祐勅令格式
	淳祐11年（1251）	淳祐条法事類

第一章 律と勅の関係

第一節 律勅兼行

元豊以後の勅令格式の定義は、元豊二年（一〇七九）の安燾らによる『諸司勅式』の上呈に際して神宗が賜った説諭に示される。その説諭を含む史料には、『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之二一、元豊二年六月二十四日

左諫議大夫安燾等、諸司勅式を上つる。上、燾等に諭して曰く「此を設けて彼の至るを逆ふ、格と曰ふ。此を設けて彼をして之に效はしむ、式と曰ふ。其れを未然に禁ず、之れ令と謂ふ。其れを已然に治む、之れ勅と謂ふ。書を修むる者は要当に此を知るべし。典あり則あり、厥れを子孫に貽す。今の格式令勅は、即ち典則なり。若し其の書全具し、政府之を総べ、有司之を守らば、斯れ事なからん」と。

『宋史』卷一九九、志一五二、刑法志一

〔神宗〕又た曰く「已然に禁ず、之れ勅と謂ふ。未然に禁ず、之れ令と謂ふ。此を設けて以て彼を待つ、之れ格と謂ふ。彼をして之に效はしむ、之れ式と謂ふ。書を修むる者は要当に此を識るべし」と。是に於いて凡そ笞杖徒流死に入り、名例より以下、断獄に至るまで、十有二門、刑名の軽重に麗くる者は、皆な勅と為す。品官より以下、断獄に至るまで、三十五門、約束禁止せる者は、皆な令と為す。命官の等十有七、吏・庶人の賞の等七十有七、又た倍・全・分・釐の級凡そ五等あり、等級高下ある者は、皆な格と為す。表奏・帳籍・関牒・符檄の類凡そ五卷、体制模楷ある者は、皆な式と為す。

『朱子語類』卷二二八、本朝二、法制

元豊中、執政安燾等、定むる所の勅令を上つる。上、燾に諭へて曰く「此を設けて彼の至るを逆ふ、之を格と謂ふ。此を設けて彼をして之に效はしむ、之を式と謂ふ。未然に禁ず、之を令と謂ふ。其れを已然に治む、之を勅と謂ふ。書を修むる者は要当に此の如くすべし。若し其の書完具し、政府之を総べ、有司之を守らば、斯れ事なからん」と。……格は、五服の制度の、某親は某服に当て、某服は某時に當つるは、各々限極あるが如し。所謂る此を設けて彼の至るを逆ふの謂ひなり。式は、磨勘転官し、恩沢封贈を求むるの類は、只だ箇の様子に依りて写去するの如し。所謂る此を設けて彼をして之に效はしむの謂ひなり。令は、則ち条令禁制、其の事為すを得ず、某事に違ふ者は罰あるの類、所謂る未然に禁ずる者なり。勅は、則ち是れ已に此の事を結り、条に依りて断遣するの類、所謂る其れを已然に治むる者なり。格令式、前に在り、勅、後に在れば、則ち之を教へて改めずして、後に之を誅す底の意思あり。今は但だ勅の字を尊ばんと欲して、勅を以て前に居り、令格式は後に在れば、則ち教へずして殺す者と何ぞ異らん。殊に當時の本指に非ず。……律は是れ刑統、此の書甚だ好し。疑ふらくは是れ歴代の伝襲して下り来るある所なり。周の世宗に至り、竇儀に命じて注解過し、名づけて刑統と曰ふ。即ち律なり。今世、却て律を用ゐず、只だ勅令を用う。大概勅令の法は、皆な刑統より重し。刑統は古法と相ひ近し。故に八分の書と曰ふ。……某事は合当に如何にすべき、これ之を令と謂ふ。某功は幾等の賞を得、某罪は幾等の罰を得るかの如き、これ之を格と謂ふ。凡そ事に箇の様子あり、今の家保状式の類の如き、これ之を式と謂ふ。某事は当に如何に断すべき、某事は当に如何に行ふべき、これ之を勅と謂ふ。今人、呼びて勅令格式と為すも、某の看に拠るに、合に呼びて令格式勅と為すべし。勅は是れ令格式の行処せざる所、故に之を断ずるに勅を以てす。……本より合に是れ令を先にして勅

を後にすべきは、先に教へて後に行ふの意なり。荊公、事を用ゐてより以来、方て定めて勅令格式の序と為す。

などがある。⁽⁷⁾これらによれば、勅は「已然に治む」「已然に禁ず」ことを目的として、「刑名の軽重に麗くる者」「已に此の事を結り、条に依りて断遣するの類」「某事は当に如何に断ずべき、某事は当に如何に行ふべき」を示す法典である。神宗の説諭の原型と思われる『統資治通鑑長編』卷二六九、神宗、熙寧八年（一〇七五）一〇月辛亥（二三日）

編修内諸司勅式向宗儒言へらく「德音を面奉するに、修むる所の文字の賞格・刑名に干するは勅と為し、指揮約束は令と為し、人物の名数、行遣の期限の類は式と為す。今、具さに草して勅令式、各々一事を編成す」と。詔して沈括をして編修内諸司式を兼ねしめ、仍ほ詳定一司勅を罷む。

の向宗儒の言では勅は「賞格・刑名に干する」とされ、『元祐勅令式』の編纂記事である『統資治通鑑長編』卷四〇七、哲宗、元祐二年（一〇八七）一二月壬寅（二四日）

詔して元祐詳定編勅令式を頒たしむ。是より先、蘇頌等、詔を奉じて詳定し、既に書を成し、之を表上して曰く「……又た按ずるに、熙寧以前の編勅は、各々門目を分かち、類を以て相ひ従ひ、約束賞刑、本条に具載すれば、是を以て官司は検閲に便たり。元豊勅は則ち各々其の罪に随ひ、諸篇に釐入し、約束を以て令と為し、刑名は勅と為し、酬賞は格と為し、更に門を分かたず。故に検用の際、多く漏落を致す。今則ち並びに熙寧以前の体例に依りて刪修し、更に別に賞格を立てず。……凡そ刪修して勅二千四百四十条を成す。共せて二十二卷、内、名件の多きことある者は、分かちて上下と為し、一十七卷を計ふ。目録は三卷。令は一

千二十条、共せて二十五卷。式は一百二十七条、共せて六卷。令式の目録は二卷。申明は一卷。餘条準比例は一卷。元豊七年（一〇八四）以後赦書德音は一卷。一に総じて五十六卷、合せて一部と為す」と。是に於いて雕印して行下す。

の蘇頌らによる上表文では「刑名は勅と為し」とされる。勅が賞格を含むとする向宗儒の言は疑念を残すが、史料はおおむね、遵守すべき規範に違反する行為への罰則を主体とする法典が勅であることを示している。これらの勅の定義は、『唐六典』卷六、尚書刑部、刑部尚書

凡そ文法の名に四あり。一に曰く律。二に曰く令。三に曰く格。四に曰く式。……凡そ律は以て刑を正して罪を定む。令は以て範を設けて制を立つ。格は以て違を禁じて邪を正す。式は以て物を軌して事を程す。

および『新唐書』卷五六、志四六、刑法志

唐の刑書に四あり。曰く、律令格式。令なる者は、尊卑貴賤の等数、国家の制度なり。格なる者は、百官有司の常に行ふ所の事なり。式なる者は、其の常に守る所の法なり。凡そ邦国の政、必ず此の三者に従事す。

其の違ふ所あり、及び人の悪を為して罪戾に入る者は、一に断ずるに律を以てす。

の「律は以て刑を正して罪を定む」「其の違ふ所あり、及び人の悪を為して罪戾に入る者は、一に断ずるに律を以てす」という律の定義とほぼ同義であるから、勅は律と性格をほぼ同一にする法典であることになる。

我が国における勅の性格に関する主要な見解には、浅井虎夫氏の「勅ハ律ニ相当ス唐ハ律令格式ト曰ヒ宋ハ勅令格式ト曰ヘルニテ察スヘシ即刑法典ナリ」、牧野巽氏の「勅は唐の律のように、すでに罪を犯した者を治する刑法であった」、仁井田陞氏の「勅は犯したものを罰する法」、曾我部静雄氏の「勅とは已に行つたことが禁令に

違反しておれば罰することを規定している法典であり、……勅は刑法であつて律に当た〔る〕、滋賀秀三氏の「勅は刑罰法規の集成、つまりは刑法典である」⁽¹³⁾などがある。律の性格に関する主要な見解には、伊藤東涯の「律と云は、天下の人罪あるとき、かくのごとき罪は流罪に処し、かくのごときときは徒罪にすると云の差をあらはしたるものなり」⁽¹⁴⁾、浅井虎夫氏の「律ハ犯罪者ニ科スヘキ刑罰ヲ規定シタル法典」、仁井田陞氏の「律は一般に刑罰的制裁的法律」⁽¹⁶⁾「隋唐では律は刑罰法典」⁽¹⁷⁾「律は禁止法」⁽¹⁸⁾「律は犯人懲戒法」⁽¹⁹⁾、曾我部静雄氏の「律は刑罰を専ら規定している刑法典」⁽²⁰⁾「律は制度に違反したり罪悪を犯すものを罰する定め」⁽²¹⁾、八重津洋平氏の「律は犯罪と刑罰を定める刑法典」⁽²²⁾、滋賀秀三氏の「律は刑法典」⁽²³⁾などがある。これらの見解をみても、勅は律と性格をほぼ同一にする刑罰法典であることになる。

刑罰法典としてほぼ同じ性格を有する律と勅が同時期に併存したのであれば、それらの相互関係が問題となる。これについては、まず「以勅代律」説と「律勅兼行」説の両説が対立する。勅を以て律に代えたとする「以勅代律」説によれば、勅に代替された律は効力を失つたことになる。これに対して、律と勅は兼行されたとする「律勅兼行」説によれば、律は勅によって代替されることはなく、勅とともに効力を有していたことになる。江必新・莫家齊両氏の検証によつて「以勅代律」説はすでに否定されており、⁽²⁴⁾旧稿において「律勅兼行」説の正当性を論じたので、⁽²⁵⁾本稿では臆説を控える。ただ、『宋史』卷一九九、志一五二、刑法志一

神宗以へらく「律は以て事情を周くするに足らず、凡そ律の載せざる所の者は、一に断ずるに勅を以てす。乃ち其の目を更めて勅令格式と曰ひて、律は恒に勅の外に存す」と。

『宋史』卷一六三、志一一六、職官志三、刑部

凡そ獄を断ずるは律に本づき、律の該せざる所は、勅令格式を以て之を定む。凡そ律の名は十有二。曰く名例、曰く禁衛、曰く職制、曰く戸婚、曰く廢庫、曰く擅興、曰く盜賊、曰く鬪訟、曰く詐偽、曰く雜律、曰く捕亡、曰く断獄。未然に禁ず、之れ令と謂ふ。已然に施す、之れ勅と謂ふ。此を設けて彼をして之に至らしむ、之れ格と謂ふ。此を設けて彼をして之に效はしむ、之れ式と謂ふ。其れ一司一路、海行の該せざる所の者は、折して専法と為す。

ならびに『宋会要輯稿』一六四冊、刑法一之三七、紹興六年（一一三六）八月一日

刑部員外郎周三畏言へらく「国家、昨に承平日々に久しきを以て、事に因りて増勑し、遂に一司一路一州一県、海行の勅令格式ありて、律法刑統と兼ね行へり。已に是れ詳尽たるも、又た或は法の載せざる所は、則ち律に挙明議罪の文ありて、勅に比附定刑の制あり。緘悉備さに具はると謂ふべし。乞ふらくは、今より、朝廷の事に因りて修立せる一時の指揮を除くの外、自餘の一切は悉く見行の成憲に遵はんことを」と。之に従ふ。

の「律の載せざる所の者は、一に断ずるに勅を以てす」「律は恒に勅の外に存す」「獄を断ずるは律に本づき、律の該せざる所は、勅令格式を以て之を定む」「勅令格式ありて、律法刑統と兼ね行へり」などの文言が、「律勅兼行」説を明確に根拠づけていることは指摘しておかなければならない。

第二節 以勅補律

律と勅がともに効力を有していたとする「律勅兼行」説を前提として、さらに「以律補勅」説と「以勅補律」

説の両説が対立する。律を以て勅を補うとする「以律補勅」説によれば、律条は勅条の不備を補充修正する存在であり、勅が基本法典、律が副次法典に位置づけられ、律条と勅条が抵触する場合には律条の効力が優越することになる。これに対して、勅を以て律を補うとする「以勅補律」説によれば、勅条が律条の不備を補充修正する存在であり、律が基本法典、勅が副次法典に位置づけられ、律条と勅条が抵触する場合には勅条の効力が優越することになる。旧稿において「以勅補律」説の正当性を論じたので、本稿では我が国における言説を検討するに
とどめる。

我が国における「以律補勅」説の主張は、宮崎市定氏の「律に対する修正、或いは律にない規定の創設は普通
に勅という形で行われる。……律はもはや根本法でなく、補助法になり下ったのである」⁽²⁷⁾に代表される。その根
拠として示されるのは『朱子語類』卷一二八、本朝二、法制

律は是れ歴代相ひ伝へ、勅は是れ太祖の時に修む。律は軽くして勅は重し。勅中の刺面編配の如きは、律中
には之れなし。只だ是れ流若千里、即ち今の白面編管、是れなり。勅中、上刑は重くして下刑は軽し。律中
の杖一百の如きは、実は一百あれども、勅中は則ち之を折して二十と為す「五は一に折す」。今世の断獄は
只だ是れ勅、勅中なければ、方めて律を用う。

の「今世の断獄は只だ是れ勅、勅中なければ、方めて律を用う」という文言、とくにその前半である。⁽²⁸⁾

しかし『朱子語類』の文言は、孔学氏が「勅が優先的に使用されるが、律もなお断案の準拠とされることを明
らかにしている」⁽²⁹⁾とするように、勅条に欠缺があれば律条を適用することを示している。この文言を根拠とする
「以律補勅」説の論者は、魏殿金氏による「関係する論者の朱熹についての言説は半句を切り取ったものすぎ

ず、その全句は「今の断獄は、只だ是れ勅を用う、勅中なければ、方めて律を用う」である。章を断じて義を取り、今の断獄は、只だ是れ勅を用う」という半句が目につけば、「勅中なければ、方めて律を用う」は目に入らないのである⁽³⁰⁾という批判を免れない。『朱子語類』の文言は、『建炎以来朝野雜記』甲集卷四、制作、淳熙事類

淳熙事類は、孝宗の時に修むる所なり。国初には但だ刑統あるのみにて、之を律と謂ふ。後に勅令格式ありて、律と並び行ふ。若し同じからざれば、則ち勅令格式に従ふ。然れども士大夫は法律に通ずること罕にして、数書散漫たれば、故に吏は以て舞文するを得。上、之を思ふ。淳熙中、始めて勅局の官に命じて、勅令格式及び申明の五書を取り、門に分ちて来上せしむ。(淳熙)七年(一一八〇)四月、乃ち成る。総門三十三、別門四百二十を為る。詔して之を頒行し、名を淳熙事類と賜ふ。

あるいは葉適『水心別集』卷一四、外稟、新書

本朝は律を以て經と為して、勅令格式は時に随ひて脩立す。嘉祐より、熙寧、元豊、元祐、紹聖、大觀、政和、紹興、皆な自ら書を為す。近者乾道、淳熙、已に再び書を成す。後を以て前に衝し、新を以て旧を改む。凡そ朝廷上下の恃みて以て相ひ維持し、相ひ制使する所の者は、此の書を奉行するのみ。

の「勅令格式ありて、律と並び行ふ。若し同じからざれば、則ち勅令格式に従ふ」「律を以て經と為して、勅令格式は時に随ひて脩立す」という文言とあわせ考えれば、むしろ「以勅補律」説の論拠とすべきものである。

我が国における「以勅補律」説は、牧野翼、梅原郁、滋賀秀三の各氏によって示される。牧野翼氏は「一体、宋では律以外に刑法としての勅の發達著しかつたが、……勅令に規定なき部分に対しては未だ律が生きてゐたの

である⁽⁸¹⁾、梅原郁氏は「律」——伝統的な中国の本質に根ざす刑法体系——は、「刑統」と名を変えても依然として健在であり、五刑の体系は配隸や折杖によりみかえられても、決して本質を失ってはいないし、刑事犯とくに死刑の判断については常に「律」の条文とその精神が問題にされる。……あくまで、律（＝刑統）と宋代の勅令格式は正・副のセットであり、「律」を中核とし、同心円的に大きな拡がりて「勅令格式」がそれを包み込んでいたに過ぎない⁽³²⁾、滋賀秀三氏は「律（刑統）と勅令という二つの刑法典はまさしく基本法典と副次法典の関係に立つ⁽³³⁾」「最後まで基本法典として存続した律（刑統）と勅令格式との効力上の関係については……効力として勅令格式が優先するけれども、さりとて律なしで勅令格式だけで機能しうるものではなかった⁽³⁴⁾」とする。牧野巽、梅原郁、滋賀秀三の各氏が根拠として示すのは、慶元名例勅①（『慶元条法事類』巻七三、刑獄門三、検断）
諸そ勅令に例なき者は、律に従ふ「謂ふころ、血を見るを傷と為す、強ひてしたる者は貳等を加ふ、加ふる者は加へて死に入らず、の類の如し」。律に例なく、及び例同じからざる者は、勅令に従ふ。⁽³⁵⁾
である。戴建國氏も慶元名例勅①を示して『宋刑統』がすでに規定していた、勅が律に優越して最初に適用されるという司法原則をさらに重ねて規定した。同時に、律は勅に取って代わられたのではなく、勅令に相応する条項の規定がないという情況のもとでは、法官はなお律を引用して断案をすべきであったことを明らかにしている⁽³⁶⁾とする。

慶元名例勅①のなかの「例」を、江必新・莫家齊両氏は「寧宗のときに至ると、勅の効力は律に及ばなくなっただけではなく、例にも及ばなくなつた。……明らかに勅と律の関係には、このときまでに重大な変化が生じたのである。この種の現象の出現は、支配階級の気まぐれによるというよりは、物質的生活条件の客観的要求によ

るといふべきである」⁽³⁷⁾、郭東旭氏は「この規定から見ると、この時の『例』は勅律と同等の法的効力を有するだけでなく、勅律に優先して適用されていたのであり、その地位は明らかに勅律よりも高くなっていた」⁽³⁸⁾として、刑事司法に関する断例を含む「例」すなわち「各官庁の職務上の先例」⁽³⁹⁾と解する。しかしこの「例」を、牧野巽氏は「勅令と律と不同の場合、もしくは律に規定のない場合には勅令に従うけれども、逆に勅令に規定がなく、律にその規定がある場合には、律が生きてくるのである」、呂志興氏は「この例は『規定』の意味である」として「規定」と解する。⁽⁴⁰⁾戴建国氏は「この規定の意味は、勅令のなかに通例があれば、勅令を準拠とすることであり、勅令のなかに「通例が」なければ、律の通例を準拠とすることであり、律に通例がなく、あるいは通例があつても、勅・令の通例と異なるのであれば、勅令に従うということである。この法規定によれば、勅・令の適用権は明らかに律に優越する。律は、宋代では《宋刑統》が踏襲した唐律をさし、宋でもなお唐律は基本法であつたけれども、所詮は前代の王朝の法であり、時代の変遷、社会の発展によって、いくつかの規定はもはや適用されず、あるいは修改され、あるいは補充されたのである。そして勅・令は当代の法であり、新たに制定されたものであるから、法適用の原則においては、勅令は当然に律に優越して最初に援引されるべきであつた」⁽⁴¹⁾として「通例」すなわち通則的規定とし、魏殿金氏は「該勅の『例』は『名例』の簡稱であり、『案例』ではない」⁽⁴²⁾とする。

慶元名例勅①は「以勅代律」説を補強する史料としても提示されている。『宋史』刑法志（第一章第一節所掲）「律は以て事情を周くするに足らず、凡そ律の載せざる所の者は、一に断ずるに勅を以てす。乃ち其の目を更めて勅令格式と曰ひて、律は恒に勅の外に存す。……是に於いて凡そ笞杖徒流死に入り、名例より以下、断獄に至

るまで、十有二門、刑名の軽重に麗くる者は、皆な勅と為す」をもとに「これは「勅」が正式に「律」の地位を
取得したということである」⁴³⁾とする除道鄰氏は、慶元名例勅①について「これが説いているのは、勅が載せない
ものがあるときにだけ、律で断ずるということである。それ以外は、律が載せないものは勅に従わなければなら
ないだけでなく、律が載せるものであっても、勅と異なるものであれば、勅に従わなければならない」⁴⁴⁾として自
説を補う。同じく『宋史』刑法志「神宗以へらく「律は以て事情を周くするに足らず、凡そ律の載せざる所の者
は、一に断ずるに勅を以てす。乃ち其の目を更めて勅令格式と曰ひて、律は恒に勅の外に存す」と「已然に禁
ず、之れ勅と謂ふ。未然に禁ず、之れ令と謂ふ。此を設けて以て彼を待つ、之れ格と謂ふ。彼をして之に效はし
む、之れ式と謂ふ」をもとに「これから、勅・令・格・式が律・令・格・式に代わる呼び名となり、編勅は宋
朝刑法の主要な常法になった」⁴⁵⁾とする陳秋雲氏も、慶元名例勅①を示して「これも説いているように、勅の載せ
ないものがあるときにだけ、律で断ずるのである。それ以外は、律が載せないものは勅に従わなければならない
だけでなく、律が載せていて勅と異なるものは勅に従わなければならない」⁴⁶⁾として自説を補強する。

しかしながら「以勅補律」説の根拠としては、他の史料も示されている。梅原郁氏は慶元名例勅①に加えて
『宋会要輯稿』一六四冊、刑法二之二十八、政和四年（一一一四）七月五日

中書省言へらく「檢会すらく。政和名例勅に「諸ぞ律、刑統、疏議及び建隆以来の赦降は、勅令格式と兼ね
行ふ。文意の相ひ妨ぐる者は、勅令格式に従ふ。其れ一司「学制・常平・免役・将官、在京通用法の類も同
じ」一路一州一県に別制ある者は、別制に従ふ」と。其れ諸処に被受の専降指揮あれば、即ち一司一路一州
一県の別制と、事理は一同なり。亦た合に各々遵守を行ふべし。専降指揮に未だ明文の該載するあらざるに

縁り、詔して刑部をして申明行下せしめんことを」と。

に引用される政和名例勅「諸そ律、刑統、疏議及び建隆以来の赦降は、勅令格式と兼ね行ふ。文意の相ひ妨ぐる者は、勅令格式に従ふ。其れ一司「学制・常平・免役・将官、在京通用法の類も同じ」一路一州一県に別制ある者は、別制に従ふ」を示して「ここでは「編勅」乃至は現行の法規の、「律」に対する優先がうたわれている」とする。⁽⁴⁷⁾ 呂志興氏も政和名例勅と慶元名例勅①を示して「律と（編）勅の内在的關係は、実際上は一般法と特別法、前法と後法の関係である。律は一般法、前法であり、（編）勅は特別法、後法である。適用上は、勅が律に優越する。……律に対していえば、（編）勅は特別法、後法であるから、当然に優先的に適用される」とする。⁽⁴⁸⁾ 魏殿金氏は『宋会要輯稿』一三七冊、食貨三二之二七、紹興三年（一一三三）正月一五日刑部言所引の提挙兩浙西路茶塩夏之文奏

〔紹興〕三年正月十五日、刑部言へらく。提挙兩浙西路茶塩夏之文奏すらく「檢会すらく。紹興元年（一一三一）十二月三日都省劄子に「勘会すらく。国家の養兵の費は、全て茶塩の利に籍るも、日近の守令官司、玩習怠慢にして、全く私販を禁戢せず」と。聖旨を奉ずるに「応そ茶塩を私販したれば、並びに蔭を用ゐて原赦せず」と。又た紹興勅に「諸そ律は勅と兼ね行ひ、文意、相ひ妨ぐれば、勅に従ふ。其れ一司一路に別制あれば、別制に従ふ」と。今、〔紹興元年〕九月二十日の赦恩に准じ、所屬の申明に拠るに、見に禁ぜる茶塩を犯したる公事は、合に紹興勅を引用して、非時の赦恩と作して原免すべきか、合にすべからざるか」と。

に引用される紹興勅⁽⁴⁹⁾「諸そ律は勅と兼ね行ひ、文意、相ひ妨ぐれば、勅に従ふ。其れ一司一路に別制あれば、別

制に従ふ」を示して「この種の律勅兼行・相互補充の關係は、三方面に体现される。第一に、律・勅とともに規定があり、規定が抵触すれば、理の当然として勅文の規定を準拠とすべきであり、勅の効力は律に優越する。第二に、律条に規定があり勅条に規定がなければ、律条の規定を準拠とする。第三に、勅条に規定があり律条に規定がなければ、勅条の規定を準拠とする」⁽⁵⁰⁾とし、紹興勅とともに政和名例勅、慶元名例勅①を示して「勅は律に優先して適用されたが、完全には律に取って代わることができず、律はなお『正刑定罪』の基本法典であった」とする。⁽⁵¹⁾ 孔学氏は慶元名例勅①には言及しないが、政和名例勅を示して「いわゆる『文意の相ひ妨ぐる者』とは勅文と律文とが矛盾することで、実際には勅文が律文に対して修改を行い、取って代わるに至ることである。そしてこの種の場合では勅・令・格・式に従うということは、編勅の優先的使用権を顕示している。……『政和勅』のなかのこの『名例勅』は、『紹興勅』に吸収されたはずである」⁽⁵²⁾とする。

慶元名例勅①が「勅令に例なき者は、律に従ふ」ことの例として記す註「謂ふところ、血を見るを傷と為す、強ひてしたる者は貳等を加ふ、加ふる者は加へて死に入らず、の類の如し」⁽⁵³⁾については、戴建國氏が「通例」、魏殿金氏が「名例」⁽⁵⁵⁾と概述し、滋賀秀三氏が「たとえば『血を見るを傷と為す』『暴力を用いた者には二等を加重する』『加重する』という規定だけでは死刑にまでは加重しない」などの律の規定⁽⁵⁶⁾とするにとどまり、充分な検討はなされていない。⁽⁵⁷⁾ 慶元名例勅①註の第一例「血を見るを傷と為す」は闘訟律一条

諸そ闘ひて人を殴りたる者は笞四十「手足を以て人を撃ちたる者を謂ふ」。傷つけ、及び他物を以て人を殴りたる者は杖六十「血を見るを傷と為す。手足に非ざる者、其餘は皆な他物と為す。即し兵、刃を用ゐざれば、亦た是なり」。傷つけ、及び髪を抜くこと方寸以上たれば、杖八十。若し血、耳目より出で、及び内

損して吐血したる者は、各々二等を加ふ。

の註に記される「傷」の定義規定である。第二例「強ひてしたる者は貳等を加ふ」は職制律五二条

諸そ監臨する所の財物を貸りたる者は、坐贓もて論ず「授け訖りて未だ上さざるも、亦た同じ。餘条の、取受及び相犯は、並びに此に准ず」。若し百日、還さざれば、受所監臨財物を以て論ず。強ひてしたる者は、各々二等を加ふ「餘条の、強ひてしたる者は、此に准ず」。若し売買して贓利ありたる者は、利を計りて、乞取監臨財物を以て論ず。強市したる者は笞五十。贓利ありたる者は、利を計りて、枉法に准じて論ず。即し断契に数ありて、違負して還さず、五十日を過ぎたる者は、受所監臨財物を以て論ず。即し衣服器翫の属を借り、三十日を経て、還さざる者は、坐贓もて論じ、罪は徒一年に止む。

に記される不当な財物の授受に際して威力を行使したときの加重規定である。第三例「加ふる者は加へて死に入らず」は名例律五六条

諸そ加ふと称する者は重次に就く。減ずと称する者は輕次に就く。唯だ二死三流は、各々同一と為して減ず。加ふる者は、数滿つれば乃ち坐す。又た加へて死に至るを得ず。本条、加へて死に入る者は本条に依る「加へて絞に入るる者は、加へて斬に至らず」。其れ罪、止だ半年の徒ありて、若し応に加杖とすべき者は、杖一百。応に減ずべき者は、杖九十を以て次と為す。

に記される刑の加等の通則規定である。慶元名例勅①註の三例が律条に記される定義規定や通則規定である以上は、慶元名例勅①にいう「例」は断例を含む前例としての「例」ではない。それは律条に定められる「通例」や「名例」に限定されない「規定」を意味する。しかしながら、これらのような定義規定や通則規定が勅条に記さ

れず、律条の定めに拠るからには、勅は律の論理に従って構成されていたことになる。慶元名例勅①は明らかに、律を基本法典、勅を副次法典とする「以勅補律」説の根拠史料とすべきである。

このような律と勅の関係は、唐代における律と格の関係に相当する。唐代における律と格の関係は、仁井田陞氏が「律令は唐代の二大根本法であったとはいえ、必ずしも永久不動の法ではなく、その原文が修定されることもあり、しかも随時、勅により、又、格によってその内容が改められた。格は随時の命令を集成した法典であり——開元格の後には開成格の類が成った」⁽⁵⁸⁾、曾我部静雄氏が「格は律令が時代を経るに従って時勢に合わなくなつて来ると、詔勅で改正されたり欠陥が補われたりするが、それ等の詔勅が後に集められたもの」⁽⁵⁹⁾「格は官吏が常に行うところのこと、即ち律や令も官吏が従い行わねばならぬことであるが、世の変遷に伴ってそれを改正せねばならず、改正が行われれば、改正されたもののみが常に行われて、本来の律や令は行われなくなるから、改正されたものは、格であるを以て、格は官吏の常に行うこととなる」⁽⁶⁰⁾、八重津洋平氏が「律令は国家の二大基本法典であるが、絶対に動かすべからざるものではなく、時に行われる律令の刪定の際に直接に律令の文を変更することがあるばかりでなく、本文はそのままにして、随時発せられる勅によって事実上の改廃が行われ補充が行われた。この種の勅のうち、将来もなお行用さるべきものを基本として編纂されたものが格であり、格は律令に対して補充的意義を有する法典である。……格と式は、したがって基本法典たる律令に対して副次的法典であるということができる」⁽⁶¹⁾、滋賀秀三氏が「格は単行の勅の集積のうちから将来とも法とすべき要素を抽出して編成した副次法典であり、効力において基本法典たる律令に勝り、律令を動かさないままで現実の法を変えてゆく」⁽⁶²⁾としているように、律が基本法典、格が副次法典の位置に置かれる。このことは、名例律三二条問答第一

其れ鑄錢には見に別格あれば、格に従ひて断ず。餘条、別格の見に行はれ律を破る者あれば、並びに此に准ず。

という「格は効力において律に優先するという原則を律疏が明言した言葉」⁽⁶³⁾によって示される。名例律三二条問答第一は、銅錢の私鑄に関する雜律三条

諸そ私に錢を鑄たる者は流三千里。作具、已に備へたるに、未だ鑄ざる者は徒二年。作具、未だ備へざる者は杖一百。若し成錢を磨錯し、薄小たらしめて銅を取り、以て利を求めたる者は徒一年。

が『宋刑統』卷二六、雜律、私鑄錢で雜律三条に附載される刑部格

刑部格に准ずるに。勅すらく。私に錢を鑄たれば、及び造意したる人、及び句合の頭首たる者は、並びに絞に処し、仍ほ先に杖一百を決す。従たれば、及び居停したる主人は、加役流たりて、仍ほ各々先に杖六十を決す。若し家人、共に犯したれば、其の家長を坐す。若し老弱殘疾にして坐せざる者は、則ち罪を其の以次の家長に帰す。其れ錢を鑄たる処の鄰保は、徒一年に配す。里正・坊正・村正は、各々杖六十を決す。若し糺告する者ありたれば、即ちに錢を鑄る所を以て毀破し、並びに銅物等は糺したる人に賞す。同に犯して自ら首告したる者は、罪を免じ、例に依りて酬賞す。

により代替されることを示す。基本法典たる律の規定と副次法典たる格の規定との間に牴觸を生じたときには「副次法典は効力において基本法典に優先する」⁽⁶⁴⁾のであるから、格条の効力が律条に優越する。慶元名例勅①が、律条と勅条との間に牴觸を生じたときには勅条の効力が律条に優越すると定めるからには、律が基本法典、勅が副次法典の位置に置かれていたと解すべきである。

第三節 律と勅の法領域

第一章第二節所掲の政和名例勅と慶元名例勅①について、梅原郁氏は「確かに普通に言われているように、ここでは「編勅」乃至は現行の法規の、「律」に対する優先がうたわれている。しかし、それはまず行政分野を念頭に、現実と理念を天秤にかけて、前者を優先させるものによらず、あえていえば、対象が違っているのである」とする。⁽⁶⁵⁾「以勅補律」説を基礎としながらも、律を刑罰法の領域の基本法典、勅を刑罰法の領域の副次法典と解するのではなく、勅は行政分野を法領域とする法典である点で、刑罰法典である律とは性格を異にするというのである。梅原郁氏は、その主張の前提として「勅」には、主として宋になって新しく生じた、無数といっても良いような、行政に伴なって発生する犯罪、違法行為への罰則が成文化されている。そこには『唐律』に厳然として存在した理念と、それにもとづく体系的構成、抽象化といった方向はむしろ稀薄であり、場合網羅的な、雑然とした罰則の集合体という雰囲気濃厚である。……簡約していえば、宋の編勅中のいわば狭義の「勅」は、なるほど唐の「律」と同じ罰則規定としての効力は持つにせよ、その多くは、行政とかかわる処罰で、それはたとえ広い範囲と多数の条文数にのぼるといえども、全体としては唐律の持っていたようなとくに刑法典としての整合性や緻密な構造化、換言すれば基本法典としての性格を具備していたとは言い難い。……『唐律』のある部分、具体的にいえば、五刑の刑罰体系や、五服にもとづく「家属」「親屬」関係、それと表裏する刑罰の軽重、あるいは十二門に大別する刑罰的分類などは依然としてそのままであり、それらと関係した、人類に普遍的・没時代的に起こる殺人傷害や強盗窃盗などの犯罪に対しては、「律」は依然として確固とした存在であったと理解して誤りなからう⁽⁶⁶⁾と述べるにあたり、三箇条の勅条を論拠として示す。その第一は慶元職制勅①（『慶元条法

事類』卷三六、庫務門一、倉庫受乞、旁照法)

諸そ重祿の公人、職事に因りて財物を受乞したれば「酒食も亦た是なり」徒壹年。壹伯文は徒壹年半。壹伯文ごとに壹等を加へ、壹貫は流貳阡里。壹貫ごとに壹等を加ふ。共に犯したる者は、併贓して論ず「酒食も共に費したる者は、止だ己の分を計る」。徒罪は皆な鄰州に配す。流罪は伍伯里に配す。拾貫は広南に配す。赦降を以て原減せず。其れ引領過度したる者は、各々罪人の罪より貳等を減ず。即し罪人已に受けて応に配すべくして、罪、徒に至る者は、皆な鄰州に配す。与へたる者は、別条に依る。罪、軽き者は、杖捌拾。という胥吏の一種の公人が職務に関連して財物を受乞した場合の処罰規定であり、第二は慶元名例勅②（『慶元条法事類』卷五二、公吏門、解試出職、旁照法）

諸そ公人と称する者は、衙前の專副、庫秤、⁽⁶⁷⁾ 搯子、杖直、獄子、兵級の類を謂ふ。吏人と称する者は、職級より貼司に至るまでを謂ふ。案を行すると、案を行せざるの人と、並びに同じ。公吏と称する者は、公人・吏人を謂ふ。

という公人などの定義規定であり、第三は慶元名例勅③（『慶元条法事類』卷一六、文書門一、赦降⁽⁶⁸⁾）
諸そ赦降を以て原減せずと称するは、姦細の事に縁り、或は妖教を伝習し、幻変の術に託し、及び江河の隄堰を故決・盜決して已に決したるを除くの外、餘犯は、若し非次の赦に遇ひ、或は再び大礼の赦に遇ひたる者は、原免に従ふを聴す。

という「赦降を以て原減せず」という文言の定義規定である⁽⁶⁹⁾。これらの勅条にもとづいて、律は伝統的な基本法典としての整合性や構造性を有する刑法典である一方で、勅は基本法典と呼ぶに値しない整合性や構造性を欠く

行政分野にかかわる雑然とした罰則の集合体にすぎず、律とは対象とする法領域を異にするというのである。

梅原郁氏の主張には首肯すべき点もあるが、律条もその多くが官員の服務規範とそれに反する者への罰則である。職制律は官員の詳細な服務規範とそれに対する違反についての罰則を置く篇目であるし、それ以外の篇目にも同様の性格をもつ律条は定められる。呂志興氏は、ふたつの事例を示して「律文の語が詳細でなく、その他の法律の規定を根拠としなければ確定できないために、令・式のなかに関連規定が置かれている」とする。⁽⁷⁰⁾ その第一例は職制律三七条

諸ぞ馭馬に増乗したる者は、一匹は徒一年。一匹ごとに一等を加ふ「応に馭驢に乗るべくして馬に乗りたる者は、一等を減ず」。主司、情を知りたれば、与に罪を同じくす。情を知らざる者は論ずるなし「餘条の馭司は此に准ず」。

である。定数以上の馭馬の使用の処罰規定である職制律三七条は、官員の使用に供される馭馬の頭数に関する唐公式令復旧二一条⁽⁷¹⁾

諸ぞ馭馬を給するは、銅龍伝符を給す。伝符なき処は、紙券を為る。事の緩急を量り、馭数を符契の上に注す。職事三品以上、若しくは王は四疋。四品、及び国公以上は三疋。五品、及び爵三品以上は二疋。散官・前官は、各々遞々職事官より一疋を減ず。餘の官爵、及び無品の人は、各々一疋。皆な数外に、別に馭子を給す。此の外、須らく典吏を將てすべき者は、時に臨みて量給す。其れ銅龍伝符は、使事の未だ畢らざるの間は、便ち所在の官司に納む。

ならびに馭馬と馭驢のどちらを供するかを定める駕部式（職制律三七条疏）

又た駕部式に准ずるに。六品以下の前官・散官・衛官、省司の差使の急速なる者は、馬を給す。使の廻り、及び餘使は、並びに驢を給す。

などに構成要件を委ねている。第二例は雑律二九条

諸斛斗秤度を校して平たらざれば杖七十。校を監したる者、覺らざれば、一等を減ず。情を知りたれば、与に罪を同じくす。

である。度量衡の検定の不正についての処罰規定である雑律二九条も、度量衡の規格を具体的に規定する唐雜令復旧一条⁽⁷²⁾

諸そ度は、北方の秬黍の中なる者を以てす。一黍の広さを分と為す。十分を寸と為す。十寸を尺と為す。一尺二寸を大尺一尺と為す。十尺を丈と為す。

唐雜令復旧二条⁽⁷³⁾

諸そ量は、北方の秬黍の中なる者を以てす。一千二百を容るるを甬と為す。十甬を合と為す。十合を升と為す。十升を斗と為す。三升を大升一升と為す。三斗を大斗一斗と為す。十斗を斛と為す。

ならびに唐雜令復旧三条⁽⁷⁴⁾

諸そ權衡は、秬黍の中なる者を以てす。百黍の重さを銖と為す。二十四銖を両と為す。三両を大両一両と為す。十六両を斤と為す。

を前提としなければ、構成要件を確定できない⁽⁷⁵⁾。このほかにも、たとえば戸婚律二〇条

諸そ部内に早澇・霜雹・蟲蝗の害を為すの処ありて、主司、応に言ふべくして言はず、及び妄りに言ひたる

者は、杖七十。覆検するに実を以てせざる者は、与に罪を同じくす。若し枉げて徴免する所あるを致し、賊重き者は、坐賊もて論ず。

は「災害による不作の地方では不作の程度に応じてその年の課役を減免するという令の規定の執行において、怠慢・違法のあった主司すなわち里正と州県官司および覆検の使者等を処罰する規定」⁽⁷⁶⁾であるが、ここにいう令は唐賦役令復旧一条⁽⁷⁷⁾

諸そ田に、水旱、蟲霜の災を為す処あれば、見宮の田に抛り、州県、検実し、帳を具して省に申す。十分に四分已上を損じたれば租を免す。六已上を損じたれば租調を免す。七已上を損じたれば課役俱に免す。若し桑麻、損じ尽したる者は、各々調を免す。若し已に役し、已に輸したる者は、来年に折するを聴す。二年を経たる後は、折するの限に在らず。其の応に免すべき者は、麦田に通計して分數と為す。

であり、戸婚律二〇条は唐賦役令復旧一条に構成要件を委ねている。廩庫律一九条

諸そ倉庫及び積聚の財物もて、安置すること法の如くせず、若しくは曝涼するに時を以てせず、損敗あるを致したる者は、損敗する所を計りて、坐賊もて論ず。州県は長官を以て首と為す。監署等も亦た此に准す。⁽⁷⁸⁾は倉庫に収納し、あるいは野外に集積した財物の不適切な保管から損敗が生じた場合の処罰規定であるが、唐倉庫令復原一条⁽⁷⁹⁾

諸そ倉窖は、皆な高燥の処に於いて之を置く。倉の側らに於いて渠を開き水を泄す。空地には種蒔するを得ず。若し地下湿たりて、窖を為るべからざる者は、屋を造りて之に貯ふ。

ならびに唐倉庫令復原三条⁽⁸⁰⁾

諸そ簀の底は、皆な藁を鋪く。厚さ五尺。次で大稜を鋪く。兩つ重ね、又た周廻して稜を着く。凡そ大稜を用ゐるは、皆な小稜を以て揜縫す。稜を着け訖れば、並びに苫の覆ひを加へ、然る後に粟を貯ふ。塼銘を鑿ち、斛数、年月、及び同に受けたる官吏の姓名を記して、之を粟の上に置く。藁五尺、大稜兩重を加ふ。土を築くこと高さ七尺、並びに木牌を堅つ。長さ三尺、方四寸、書記すること塼銘の如し。倉屋の戸上は、版を以て榜に題すること牌式の如し。其れ麦の簀は、藁及び籩籥を用う。

という令条の倉庫管理規定がなければ構成要件を確定できない。さらに雜律一九条

諸そ征に従ひ、及び行に従ひたる公使、所在に於いて身死したれば、令に依り、応に本郷に送還すべし。違ひて送らざる者は、杖一百。若し傷病したるに、医食に闕くるありたる者は、杖六十。因りて死に致したる者は、徒一年。即し官に卒したるの家、手力なく、勝致する能はざる者は、仰せて部送して郷に還す。違ひて送らざる者は、亦た杖一百。

は遠征中に死亡・傷病した兵士および行幸の随行中に死亡・傷病した公使の取扱、ならびに在官中に死亡した官員の取扱に違反した場合の処罰規定であるが、唐軍防令復旧二二条⁽⁸¹⁾

諸そ征行したる衛士以上、身死したれば、行軍は具さに隨身の資財を録し、及び屍もて、本府の人に付して將て還す。本府の人なき者は、随近の州県に付して遞送す。

および唐喪葬令復旧一〇乙条⁽⁸²⁾

諸そ征に従ひ、及び行に従ひたる使人、所在にて身喪したれば、皆な殯殮の調度を給し、遞送して家に至る。を参照しなければ構成要件が明確にならない。これらの律条は令条に構成要件を委ね、令条と一体化してはじめ

て意味をもつ、すぐれて行政的な規定である。呂志興氏が「民法あるいは行政法あるいは訴訟法などの内容を含み、あるいは完全にこれらに属する律条は六二箇条あり、唐律の全律文の一二パーセント強を占める」⁽⁸³⁾、滋賀秀三氏が「律の中のかなり多くの規定は、令の中の或る規定と対応してその違反に対する刑罰を定める形となっている」⁽⁸⁴⁾「律には、自然犯に対する処罰規定と、行政犯に対する罰則とが含まれている」⁽⁸⁵⁾とするように、律はかなりの程度に行政分野を念頭におく処罰規定を集めている。

他方で、梅原郁氏のいう「人類に普遍的・没時代的に起こる殺人傷害や強盜竊盜などの犯罪に対して」定められた規定は勅条にも確認できる。たとえば慶元賊盜勅①〔慶元条法事類〕卷七五、刑獄門五、刑獄雜事、旁照⁽⁸⁷⁾法

諸そ竊盜、財を得たれば杖陸拾。肆伯文は杖柒拾。肆伯文ごとに壹等を加へ、貳貫は徒壹年。貳貫ごとに壹等を加ふ。徒參年を過ぐれば、參貫ごとに壹等を加ふ。貳拾貫は本州に配す。

は竊盜についての規定であり、慶元雜勅①〔慶元条法事類〕卷八〇、雜門、諸色犯姦)

諸そ強姦したる者は「女、拾歳以下たれば、和したると雖も、亦た同じ」流參阡里、遠惡州に配す。未だ成さざれば、伍伯里に配す。折傷したる者は絞。先に強ひて後に和したれば、男は強ひたるの法に従ひ、婦女は和したるより壹等を減ず。即し盜に因りて強姦したる者は絞「財主に非ざると雖も、亦た是なり」。恩に會ひ、及び未だ成さざれば、阡里に配す。

は強姦についての規定である。第三章第三節で検討するように、ふたつの勅条はそれらに対応する律条を修改する規定である。律が刑法典であるのに対して、勅はそれとは法領域を異にする行政法典であると解することは困

難である。

第二章 慶元勅の復原

第一節 『慶元条法事類』の性格

元豊年間以降の刑罰法の領域において、律が基本法典、勅が副次法典に位置づけられることを確認するためには、律条と勅条の対応関係を具体的に明らかにする必要があるが、そのための検証は充分になされてきたとはいえない。その原因のひとつは、宋勅が唐律のように完全なかたちで伝存されていないことにある。宋代の法条を主要素とする法書で、ある程度まとまったかたちで刑罰法の規定を伝えているものは、建隆四年（九六三）の『重詳定刑統』すなわち『宋刑統』と、嘉泰三年（一一〇三）の『慶元条法事類』の二書にすぎない。現存『宋刑統』は全三〇巻のうち二九巻餘を伝えるとはいえず、編勅が勅令格式に編成替えされる元豊年間に先立つ北宋建国初期のものであり、収載される法条の大半は実質的に唐律であるから、宋勅の内容を検討するには不適切である。これに対して現存『慶元条法事類』は全八〇巻のうち半分弱の三五巻餘を伝える残闕本ではあるが、元豊年間以後の法条を伝える史料として、これにまさるものはない。

元豊七年（一一〇八）の『元豊勅令格式』としてはじまった勅令格式は、それ以前の編勅がそうであったのと同様に、編纂のたびに分量を増してゆく。『元豊勅令格式』には刑統を修改する単行指令を編集した申明刑統が附せられ、紹興二年（一一三二）の『紹興勅令格式』からは勅令格式を修改する単行指令を編集した随勅申明が附せられる。勅令格式という形式の法典に対しては、編勅が一事項を一道の勅条にまとめていたのに対して、こ

れをわざわざ勅令格式の各篇に分載したために検索の不便が生じているという批判がなされていた。王洋『東牟集』卷九、筭、次論嘉祐政和法意不同筭

嘉祐勅なる者は、四門に分かたず、具さに勅に載す。謂ふこころ、一物を創造するが如きは、嘉祐勅に在りては、則ち曰く「凡そ某物を造るには、先に人工材植を集め、多寡を計り、某日を限とす。之を為りて功成れば某賞を獲。工廢すれば某罪を定む」と。此れ嘉祐の文意なり。政和勅なる者は、勅令格式の四門に分かつ。人工材植を集むるは令なり。多寡を計り、某日を限とするは式なり。功成りて某賞を獲るは格なり。功廢して某罪を定むるは勅なり。故に嘉祐勅は一閱にして尽き、法を習はざる者在りても挙げて能く之を知るは、此れ士人百姓の利なり。政和勅は反覆尋閲するも終日にして一事を尽くさざる者あるは、法吏の文を侮る者の利なり。

は『政和勅令格式』を『嘉祐編勅』と比較してその不便さを批判している。おそらくはこのような批判に応え、勅令格式の検索に便宜を得るために、南宋中期に至って条法事類が編纂されることになる。条法事類の第一は淳熙四年（一一七七）の『淳熙勅令格式』と随勅申明を編集した淳熙七年（一一八〇）の『淳熙条法事類』、第二は慶元四年（一一九八）の『慶元勅令格式』と随勅申明を編集した嘉泰三年の『慶元条法事類』、第三は淳祐二年（一二四二）の『淳祐勅令格式』を編集した淳祐十一年（一二五二）の『淳祐条法事類』である。

条法事類という法書の起源は、開元二五年（七三七）に律令格式・律疏とともに頒行された『格式律令事類』四〇巻に求められている⁸⁸。その編纂の経緯は『旧唐書』卷五〇、志三〇、刑法志

〔開元〕二十二年〔七三四〕、戸部尚書李林甫、又た詔を受けて格令を改修す。林甫、中書令に遷り、乃ち

侍中牛仙客、御史中丞王敬從と、明法の官の前左武衛胄曹參軍崔見、衛州司戸參軍直中書陳承信、酸棗尉直刑部兪元杞等と、共に刪緝を旧の格式律令及び勅、総じて七千二十六条に加ふ。其の一千三百二十四条は、事に於いて要に非ざれば、並びに之を刪る。二千一百八十条は文に随ひて損益す。三千五百九十四条は旧に仍ひて改めず。総じて律十二卷、律疏三十卷、令三十卷、式二十卷、開元新格十卷を成す。又た格式律令事類四十卷を撰し、類を以て相ひ従ひ、省覽に便す。〔開元〕二十五年九月、奏上す。尚書都省に勅して五十本を写さしめ、使を發して天下に散す。

に記される。⁽⁸⁹⁾ここに「類を以て相ひ従ひ、省覽に便す」とあるように、『格式律令事類』は「律令格式等の法典を、こまかく事項別に分解して、実際の使用や参照の便宜をはかった」⁽⁹⁰⁾「律令格式の条文を取り混ぜて事項別に配列した」⁽⁹¹⁾ものである。『格式律令事類』は唐代の他の法書とともに後梁によって廃棄されたが、後唐同光元年（九二三）に定州勅庫から発見されて副本が進納された「唐朝の格式律令凡そ二百八十六卷」⁽⁹²⁾に含まれ、宋代にも伝えられた。⁽⁹³⁾しかしながらこの形式に類する法書が宋代において編纂されるのは淳熙三年（一一七六）の『淳熙吏部条法総類』をはじめとする『吏部七司条法総類』においてであり、海行法を対象とする条法事類の編纂も南宋中期を待つことになる。青木敦氏の「諸法律が、実務において律・令の分類になじまないことは早くから認識されており、……こうした事類式の分類が発達したこと自体、律令の形式と現実の利用との間には一定の距離があることが意識されていたことを示す」⁽⁹⁴⁾という主張は傾聴に値するものの、『格式律令事類』以来南宋の条法事類に至る、この分類の「伝統」⁽⁹⁵⁾が確立していたとは考えがたい。『宋史全文』卷二六下、宋孝宗六、淳熙六年（一一七九）二月癸卯（一五日）

淳熙海行新法を進む。上曰く「朕、見行の条法を將て、勅令所をして門に分かちて編類せしめんと欲す。如し律と刑統・勅令格式及び統降指揮と、事ごとく皆な一処に聚載すれば、卷を開けば則ち尽く之を見ん。庶はくは胥吏をして舞文するを得ざらしめんことを」と。趙雄等奏すらく「士大夫は法に精しき者あること少なければ、時に臨みて検閲するに、多く吏輩の欺く所と為る。今、若し門に分かちて編類すれば、則ち事に遇ふも悉く見、吏は欺く能はざらん。陛下の智は萬物に周し。俯して念ふに、此に及びて、創めて一書を為せば、補ふ所は小さきに非ず」と。乃ち勅令所に詔して、見行の勅令格式申明を將て、吏部七司条法総類に体做し、事に随ひ門を分かちて修纂し、別に一書を為さしむ。若し数事、条を共にすれば、則ち門に随ひて釐入す。仍ほ冠するに淳熙条法事類を以て名と為す。

は『淳熙条法事類』が吏部条法の体裁に做ったことを明示するが、『格式律令事類』には言及しない。宋代人の認識においては、条法事類という形式の法書は、曾我部静雄氏のいうように「淳熙三年に造られた吏部七司条法総類から始められたのであり、淳熙条法事類はそれに做ったのである⁹⁶⁾」というものであったであろう。

「表2」に示すように、『慶元条法事類』全八〇卷のうち伝存するのは半分弱の三二六卷（うち一卷は一部残存）であり、これは一七総門（うち一総門は門名を失して一部残存）に分かたれ、さらに一八八別門（うち一別門は門名を失して一部残存）に細分される。各別門には関係する勅・令・格・式・随勅申明のあとに、旁照法すなわち参照条文として勅・令・格・式・随勅申明が附載されるが、刑統と申明刑統は収載されない。

条法事類の編集方針について、仁井田陞氏は「勅令格式および随勅申明を分類集成したもの⁹⁷⁾」、曾我部静雄氏は「条法事類というのは、事に随つて門を分ち、もし数事が条文を共にしておれば、門に随つてその門に釐入す

[表2] 『慶元条法事類』の総門・別門

巻	総門	別門数	巻	総門	別門数
1-2	(闕)		47-48	賦役門 1-2	12
3	(失門名)	4	49	農桑門	3
4-13	職制門 1-10	52	50-51	道釈門 1-2	11
14-15	選挙門 1-2	10	52	公吏門	3
16-17	文書門 1-2	11	53-72	(闕)	
18-27	(闕)		73-75	刑獄門 3-5	18
28-29	権禁門 1-2	14	76	当贖門	4
30-32	財用門 1-3	8	77	服制門	4
33-35	(闕)		78	蛮夷門	6
36-37	庫務門 1-2	10	79	畜産門	9
38-46	(闕)		80	雑門	9

るというものである。法典における紀事本末体とも言うべきものであって、一門の所に関係法規を悉く集めて置いて、閲覧に便にするという方法である⁽⁹⁸⁾、滋賀秀三氏は「事あるごとに勅・令・格・式・随勅申明の五書それぞれについて関係条文を検索しなければならない不便を除くため、全体を事項別に分類したものであり、まず総門三三に大分けし、各総門をさらにいくつかの別門に分け、総計四二〇の別門ごとに五書から関係条文を抜き出して配列した。一条で幾つもの事項に関係する条文は煩をいとわず複出する方針が取られていた⁽⁹⁹⁾」とする。これらの見解は、おおむね『淳熙条法事類』の編纂記事ならびに現存『慶元条法事類』の体例に依拠している。滋賀秀三氏が『慶元条法事類』について「淳熙の時と同じ手法で「条法事類」が作られた⁽¹⁰⁰⁾」とするように、淳熙、慶元、淳祐の三条法事類は、すべて、当時の勅令格式・随勅申明の全条項を編集したものと解される。これに対して青木敦氏は、現存『慶元条法事類』収載の条項が「一般人民に密接に係る分野より、若干公

法的な、官衙の事務に関わる部分の残存率が多い⁽¹⁰⁾のに対して、宋代の判語史料にのこされた法条の多数が「中央・地方政府内部の儀礼や財政、人事上の手続法とは異なっており、その意味では、判語の法は私法的世界を構成している⁽¹⁰²⁾」ことから、「慶元の『事類』が当時の法令を網羅していない官吏の用務に関わるものを重点的に集めたものである⁽¹⁰³⁾」という仮説を提示し、「判語の法律と比較してみるならば、慶元の『事類』が理財・人事などに偏向していることは明かであり、人民の紛争解決というよりも、官吏が行政運営において必要とした文書・人事行政に関わるものを重点的に集めている⁽¹⁰⁴⁾」と主張する。現存『慶元条法事類』の散佚部分は総門・別門の門名も明らかでないから、青木敦氏の主張の是非を軽々に断ずることはできない。しかし、その論拠のひとつとして「淳熙では『勅令格式』が一・二二巻であったのに対して『条法事類』は二・四八巻とそれに倍するが、慶元では逆に、同じ一・二二巻の『勅令格式』に対して『条法事類』は八〇巻に過ぎない⁽¹⁰⁵⁾」ことを示すのには疑問を覚えざるをえない。

青木敦氏が『淳熙勅令格式』を一・二二巻とするのは、滋賀秀三氏が『慶元勅令格式』について「本体の構成と巻数は乾道・淳熙と同じでただ随勅申明は一・二巻に増加し、かつ看詳四三五冊が添えられていた⁽¹⁰⁶⁾」と記すのにもとづくと思われる。たしかに『玉海』巻六六、詔令、律令下、乾道勅令格式

〔乾道〕六年〔一一七〇〕八月二十八日、虞允文言へらく「紹興勅を將て嘉祐勅及び建炎四年〔一一三〇〕より乾道四年〔一一六八〕に至る統旨と参酌刪修し、今、勅十二卷、令五十卷、格三十卷、式三十卷、目錄百二十二卷、存留照用指揮二卷を成す〔会粹せる法令は二萬二千有奇に至る。煩復たる者は刊り、踏駁たる者は正せり〕」と。詔して乾道重修を以て名と為し、〔乾道〕八年〔一一七二〕正月朔〔一日〕より之を行

ふ「一本に云ふ。〔乾道〕六年三月癸酉〔二二日〕、詔すらく「建炎元年〔一一二七〕より乾道四年に至る統降を以て刪修し、書を成す」と。

によれば『乾道勅令格式』は目録・存留照用指揮をあわせて二四六卷、勅令格式だけでは一二二卷である。『宋史』卷二〇四、志一五七、藝文志三、史類、刑法類

乾道重修勅令格式、一百二十卷〔虞允文等撰〕。

は勅令格式だけで一二〇卷とするが、「二百二十二卷」を「二百二十卷」と誤った可能性もあるから、『乾道勅令格式』が一二二卷であることは否定できない。しかし『玉海』卷六六、詔令、律令下、乾道勅令格式

淳熙三年、乾道新書は編削未だ尽くさず、多く牴牾あるを以て、詔して刊修す。明年〔淳熙四年〕、書成る。一百四十八卷。

は『淳熙勅令格式』を二四八卷とし、『宋史』卷二〇四、志一五七、藝文志三、史類、刑法類

淳熙重修勅令格式及び随勅申明、二百四十八卷。

は随勅申明をあわせて二四八卷とする。これは『玉海』が「二百四十八卷」を「一百四十八卷」と誤ったものか、勅令格式だけで二四八卷、目録と随勅申明をあわせて二四八卷であるかのどちらかであろうが、どちらにしても『淳熙勅令格式』は一二二卷ではない。また『玉海』卷六六、詔令、律令下、慶元重修勅令格式・条法事類

〔慶元〕二年〔一一九六〕二月丙辰〔六日〕、復た編修勅令所を置く。遂に乾道五年〔一一六九〕正月より慶元二年十二月終に至る統降指揮を抄録し、數萬事を得て、淳熙の旧法五千八百条と参酌し、刪修して書を為す。総じて七百二冊。勅令格式及び目録は各々百二十二卷、申明十二卷、看詳四百三十五冊〔会要に云ふ、

二百六十六卷。書目に云ふ、二百五十六卷」。〔慶元〕四年九月丙申「十一日」¹⁰⁷、之を上つる。

は『慶元勅令格式』を勅令格式だけで一二二卷、目録・随勅申明をあわせて二五六卷とし、『宋史』卷二〇四、志一五七、藝文志三、史類、刑法類

慶元重修勅令格式及び随勅申明、二百五十六卷〔慶元三年（一一九七）〕、詔して重修す」。

は随勅申明をあわせて二五六卷とする。『玉海』慶元重修勅令格式・条法事類の引用する「書目」にいう「二百五十六卷」が勅令格式と目録・随勅申明とをあわせた巻数であることは、陳振孫『直齋書錄解題』卷七、法令類慶元勅十二卷、令五十卷、格三十卷、式三十卷、目録一百二十二卷、随勅申明十二卷、総じて二百五十六卷。丞相豫章京鏜仲遠等、慶元四年に表上す。国朝、建隆より以来、世々編勅あり。修定を更ぬるごとに、号して新書と為す。中興より此に至り、凡そ三たび修す。其れ統降の指揮あれば、之を後勅と謂ひ、以て他時を待ちて修入すと云。

に示される。『慶元勅令格式』はたしかに一二二卷であるが、『淳熙勅令格式』とは巻数を異にする。さらに『玉海』卷六六、詔令、律令下、淳熙条法事類・条法概要

〔淳熙〕六年正月庚午（一一日）、趙雄奏すらく「士大夫は法律に通ずること罕なれば、吏は舞文するを得。今、若し門に分かちて編次し、一处に聚むれば、則ち事に遇ふも悉く見はれ、吏は欺く能はざらん」と。乃ち勅局に詔して、勅令格式申明を取り、吏部七司条法総類に体倣し、事に随ひて門を分かち、纂して一書と為す。〔淳熙〕七年五月二十八日、書を成す「四百二十卷」。総門三十三、別門四百二十と為す。明年〔淳熙〕八年・一一八一〕三月一日、頒行し、名を条法事類と賜ふ。

宋代勅補律考

三三五

によれば『淳熙条法事類』は四二〇巻であつて二四八巻ではない。

『慶元条法事類』の編纂記事では『宋史』巻三八、本紀三八、寧宗二、嘉泰二年（一二〇二）八月甲午（二三日）

謝深甫等、慶元条法事類を上る。

および『宋史』巻三八、本紀三八、寧宗二、嘉泰三年七月辛未（五日）

慶元条法事類を頒つ。

は巻数を記さない。『玉海』巻六六、詔令、律令下、慶元重修勅令格式・条法事類

嘉泰二年八月二十三日、慶元条法事類四百三十七巻を上つる。書目に云ふ、八十巻。〔嘉泰〕元年〔一二〇一〕、詔して是の書を編む。

は『慶元条法事類』を四三七巻とする。しかし『玉海』慶元重修勅令格式・条法事類の引用する「書目」、および『宋史』巻二〇四、志一五七、藝文志三、史類、刑法類

慶元条法事類、八十巻〔嘉泰元年、勅令所編〕。

ならびに『直齋書録解題』巻七、法令類

嘉泰条法事類八十巻。宰相天台謝深甫子肅等、嘉泰二年に表上す。初め吏部七司に条法総類あり。淳熙新書既に成るや、孝宗、詔して、七司の体に倣ひ、門を分ちて修纂せしむ。別に一書を為り、事類を以て名と為す。是に至りて、慶元新書を以て修定頒行す。此の書、検閲引用に便たるも、惜しきかな、併せて刑統に及ばざるや。

は『慶元条法事類』を八〇巻とする⁽¹⁰⁸⁾。これらによれば『慶元条法事類』には四三七巻本と八〇巻本の二種類があったことになる。臧傑斌氏は『事類』四三七巻本は早い時期に散逸し、南宋館閣所蔵の八〇巻本はおそらくは四三七巻本にもとづいて簡略してつくられたものであろう⁽¹⁰⁹⁾、孔学氏は「四三七巻が原本であり、八〇巻本は節略本である」とするが、根拠は明白ではない。現存『慶元条法事類』の最終巻は巻八〇であるから、その原本は八〇巻本と推測される⁽¹¹⁰⁾。現存『慶元条法事類』三六巻から一部残存する巻三を除いた三五巻は一八四別門からなる。これをもとに計算すると、一卷あたりの別門は約五・二六であり、八〇巻本全体では約四二一の別門からなっていたと推定される。『玉海』淳熙条法事類・条法枢要および『建炎以来朝野雜記』甲集（第一章第二節所掲）によれば『淳熙条法事類』四二〇巻は総門三三、別門四二〇からなるから、一別門を一卷と数えていたと考えられる⁽¹¹¹⁾。これらにもとづいて、牧野巽氏は「淳熙条法事類」は総門三三、別門四百二十……あったといい、別門数が「玉海」所挙の四百二十巻と一致するから、恐らく……四百以上の巻数を有する本は、皆別門をただちに一卷に数えたのであろう。今伝本は一卷中に少ないのは三つ、多いのは九つに達する別門を含んでいるから、別門を各独立に一卷と計算すれば、全体で四百巻以上になるのは必ずしも難事ではない。八十巻本と四百巻本とはたんに巻の分別法が異なっていたので、内容は恐らく大差なかったものであろう⁽¹¹²⁾、戴建国氏は『淳熙条法事類』と『淳祐条法事類』の両例にもとづけば、『慶元条法事類』四百三十七巻は、一別門を一卷とかぞえたものであると推断できる。八十巻は、一卷のなかに若干の別門を含むものである。四百三十七巻本と八十巻本は分巻の方々に違いがあるだけで、全体の内容にはいささかの違いもない⁽¹¹³⁾、滋賀秀三氏は「各別門を一卷とする四三七巻本と数門を一卷にくくった八〇巻本があったと考えられる⁽¹¹⁴⁾」とする。『慶元条法事類』の四三七巻本は『淳熙条

法事類』の分巻法に従って一別門を一巻と数えるもの、八〇巻本は複数の別門を一巻にまとめるものであって、四三七巻本と八〇巻本の内容は異ならない。『淳熙条法事類』と四三七巻本『慶元条法事類』が一別門を一巻と数えたために四〇〇巻を超え、現存『慶元条法事類』の原本が複数の別門を一巻にまとめたために八〇巻にとどまるのであれば、八〇巻という巻数の少なさをゆえに「重複を許し、傍照法をも乗せる慶元の『事類』が現行勅令格式を網羅していたとは考えにくく、ある程度の抜粋が行われていたはずである」⁽¹⁵⁾とする青木敦氏の主張は再考を要する。『淳熙条法事類』と同様に、『慶元条法事類』も当時の勅令格式と随勅申明の全条項を編集したものと解すべきである。

第二節 慶元勅の復原

従来の研究が慶元勅を十分に検討の対象としてこなかった理由は、慶元勅を伝える現存『慶元条法事類』が残闕本であることに加えて、勅条自体が正文としては不備な構造を有しているように見えることにもある。それは『慶元条法事類』の編集方針に起因する。『慶元条法事類』は、別門ごとに、その門名に直接的に關係する勅令格式と随勅申明の条項を列挙することに加えて、直接的には關係しないが参考とすべき勅令格式と随勅申明の条項をも旁照法の名のもとに列挙する。複数の別門に關係する条項は、別門ごとに重複して掲出される。その際、勅令格式および随勅申明の条項は必ずしも正文が掲載されるとは限らない。とくに旁照法として収載される条項には節略が多い。したがって、慶元勅を検討の対象とするためには、重複して掲出される勅条を比較検討し、正文を復原してゆかなければならない。なお、本節に一端を示す復原作業においては、原文を先に掲げ、訓読文を附

記する。

【復原作業1】

慶元詐偽勅①a（『慶元条法事類』卷七七、服制門、喪葬、旁照法）

諸偽造官印、印成偽文書、流參阡里。已行用者、絞。未成者、徒參年。已行用者、流參阡里。以上、徒罪皆配本州、流罪皆配鄰州。

諸ぞ官印を偽造し、偽文書を印成したれば、流參阡里。已に行用したる者は、絞。未だ成さざる者は、徒參年。已に行用したる者は、流參阡里。以上、徒罪は皆な本州に配し、流罪は皆な鄰州に配す。

は官印の偽造や偽印を押捺した偽文書の作成の処罰規定であり、首尾一貫した正文に見える。しかしこれは重複部分をゴチで示すように、慶元詐偽勅①b（『慶元条法事類』卷一七、文書門二、給納印記、旁照法）

諸偽造官印、印成偽文書、或商稅物者、流參阡里。已行用者、絞、仍奏裁「行用、謂官司已承受施行、或私家已信憑者」。未成者、徒參年。已行用者、流參阡里。若於官物有犯、干繫人知情、減犯人罪壹等。以上、徒罪皆配本州、流罪皆配鄰州。造偽人再犯流、不以赦前後、配伍伯里。其知情轉將行用、或未行用、各減偽造印偽文書壹等坐之「雖会赦而復將行用、准此」。

諸ぞ官印を偽造し、偽文書、或は商稅物を印成したる者は、流參阡里。已に行用したる者は、絞、仍ほ奏裁「行用とは、官司の已に承受して施行し、或は私家の已に信憑したる者を謂ふ」。未だ成さざる者は、徒參年。已に行用したる者は、流參阡里。若し官物に於いて犯すありて、干繫人、情を知りたれば、犯人

宋代以勅補律考

三九

の罪より壹等を減ず。以上、徒罪は皆な本州に配し、流罪は皆な鄰州に配す。造偽の人、再び流を犯したれば、赦の前後を以てせず、伍伯里に配す。其れ情を知りて轉じて將て行用し、或は未だ行用せざれば、各々偽造印偽文書より壹等を減じて之を坐す〔赦に会ふと雖も、復た將て行用したれば、此に准ず〕。の一部をなす節略文であるから、両者は一体として復原しなければならぬ。

【復原作業 2】

慶元雜勅② a (『慶元条法事類』卷五一、道積門二、雜犯、旁照法)

諸鈎銷錢、鑄造器物、若工匠⁽¹⁶⁾、壹両、杖壹伯。壹斤、加壹等〔工匠⁽¹⁷⁾、送鑄錢監充役〕。捌斤、皆配本城。拾斤、皆配伍伯里。命官及有蔭人、奏裁。

諸ぞ錢を鈎銷して、器物を鑄造したれば、若しくは工匠は、壹両は杖壹伯。壹斤ごとに壹等を加ふ〔工匠は、鑄錢監に送りて役に充つ〕。捌斤は、皆な本城に配す。拾斤は、皆な伍伯里に配す。命官及び有蔭人は、奏裁。

は銅錢を原料として器物などを鑄造することの処罰規定であり、首尾一貫した正文に見える。しかしこれも重複部分をゴチで示すように、慶元雜勅② b (『慶元条法事類』卷二九、權禁門二、鈎鑿錢宝)

諸鈎銷及磨錯剪鑿錢、取銅以求利、或鑄造器物〔夾雜鉛錫打造、計銅斤重科罪。已鈎銷、雖未成器物、亦是〕、若工匠、及売買興販之者、壹両、杖壹伯。壹斤、加壹等〔工匠⁽¹⁸⁾、送鑄錢監充役〕。捌斤、皆配本城。拾斤、皆配伍伯里。命官及有蔭人、奏裁。並許人捕。廂者巡察人、及地分官吏〔州都監、県鎮巡尉、各分認地分界

至」知而不糾、以違制論、仍放罷。吏人、勒停「犯人罪輕者、与同罪」。鄰保知而不糾、杖壹伯。即保内能糾拳、或工匠能首告者、免罪、給賞如法。官司不即給賞、許告捕人經監司越訴。

諸ぞ錢を銚銷し、及び磨錯翦鑿して、銅を取りて以て利を求め、或は器物を鑄造し「鉛錫を夾雜して打造したれば、銅の斤重を計りて罪を科す。已に銚銷したれば、未だ器物を成さざると雖も、亦た是なり」、若しくは工匠、及び売買興販したるの者は、壹両は杖壹伯。壹斤ごとに壹等を加ふ「工匠は、鑄錢監に送りて役に充つ」。捌斤は、皆な本城に配す。拾斤は、皆な伍伯里に配す。命官及び有蔭の人は、奏裁。並びに人の捕ふるを許す。廂者巡察人、及び地分の官吏「州の都監、県鎮の巡尉は、各々認地を分かち界至を分かつ」、知りて糾さざれば、違制を以て論じ、仍ほ放罷。吏人は勒停「犯したる人、罪輕き者は、与に罪を同じくす」。鄰保、知りて糾さざれば、杖壹伯。即し保の内にて能く糾拳し、或は工匠の能く首告したる者は、罪を免じ、賞を給すること法の如し。官司、即ちに賞を給せざれば、告捕したる人の、監司を経て越訴するを許す。

の一部をなす節略文であるから、両者は一体として復原しなければならない。

【復原作業3】

慶元名例勅④a（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、出入罪）

諸赦降、称故殺者、謂正犯。故入人死罪、同正犯。

諸ぞ赦降に、故殺と称する者は、正犯を謂ふ。故らに人を死罪に入れたれば、正犯に同じ。

宋代以勅補律考

は、赦降にいう故殺は「正犯」のみをさすこと、ならびに故人人死罪は「正犯」と同じ扱いをすることを定める規定であり、短文ながら首尾一貫した正文にみえる。しかしこれも重複部分をゴチで示すように、慶元名例勅④ b（『慶元条法事類』卷一六、文書門一、赦降）

諸赦降、称枉法、自盜、及人已賊者、並謂已入己〔応断私罪者、非〕。称劫謀故闘殺者、謂正犯。即以邪法藥物与人服食、及為人合藥題疏鍼刺故不如本方、造厭魅符書呪詛、並謂欲以疾苦人、或故令畜産及猛獸殺傷人、或故屏去人服用飲食之物、或脯肉有毒故与人食、或有所規避將本宗或總麻以上親遺棄、或誣告人死罪、或詐陷人、或捕罪人已就拘執別挟讎恨若有所規避而謀殺、或尊長犯死罪被囚禁不遣雇倩、及辞未窮尽而殺、或故人死罪、或挟情託法、或故為慘毒、各致殺人者、皆同正犯。

諸ぞ赦降に、枉法、自盜、及び入己の賊と称する者は、及びに己に入己したるを謂ふ〔応に私罪に断ずべき者は非なり〕。劫謀故闘殺と称する者は、正犯を謂ふ。即し邪法藥物を以て人に与へて服食せしめ、及び人の為に合藥題疏鍼刺して故らに本方の如くせず、厭魅符書を造りて呪詛したるは、及びに以て人を疾苦せんと欲したるを謂ひ、或は故らに畜産及び猛獸をして人を殺傷せしめ、或は故らに人の服用飲食の物を屏去し、或は脯肉に毒ありて故らに人に与へて食さしめ、或は規避する所ありて本宗或は總麻以上の親を將て遺棄し、或は人の死罪を誣告し、或は詐りて人を陥れ、或は罪人を捕へて己に拘執に就きたるに別に讎恨を挟み若しくは規避する所ありて殺さんと謀り、或は尊長の死罪を犯し囚禁せらるるに雇倩を遣はさず、及び辞未だ窮し尽さずして殺し、或は故らに人を死罪に入れ、或は情を挟みて法に託し、或は故らに慘毒を為し、各々人を殺すに致したる者は、皆な正犯に同じ。

の一部をなす節略文であるから、両者は一体として復原しなければならない。

なお「正犯」は、その罪に対する規定が直接に刑名を定める定型的な行為である。名例律五三条

諸そ反坐、及び之を罪す、之を坐す、与に罪を同じくすと称する者は、止だ其の罪を坐す「死たる者は絞に止むるのみ」。枉法に准じて論ず、盜に准じて論ずと称するの罪は、流三千里に止め、但だ其の罪に准ず。

並びに除免、倍贓、監主加罪、加役流の例に在らず。枉法を以て論ず、及び盜もて論ずと称するの類は、皆な真犯と同じ。

に示される「反坐」「罪之」「坐之」「与同罪」「準論」「以論」などの文言により、他の罪に対する規定への依拠により刑名が定まることが示される行為と対立する概念であり、名例律五三条に記される「真犯」とも異なる。

戴建國氏は慶元名例勅④bを示して「これは社会に対する危害がもつとも大きないくつかの犯罪を一類型にまとめて、正犯と総称したものである。このほかの罪行は雑犯と称される」とし、慶元名例随勅申明（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、検断）

元祐柒年（一〇九二）柒月陸日、尚書省劄子。檢会すらく。編勅に「諸そ赦降に却謀故鬪殺と称するは正犯たり」と。載す所は詳らかに備ふ。其れ載せざる者は、即ち雑犯に係る。縁ずるに、鬪殺を以てす、故殺を以て論ず、並びに鬪殺して傍人を誤殺す等は、既に編勅に「正犯と同じ」とするに非ざれば、即ち雑犯に係る。便ち律文の「以てする者は真犯と同じ」を引きて定断するを得ず。

から「檢会すらく。編勅に「諸そ赦降に却謀故鬪殺と称するは正犯たり」と。載す所は詳らかに備ふ。其れ載せざる者は、即ち雑犯に係る」という文言を引用して「宋では正犯に対する処罰はきわめて重く、一般的な大赦で

は正犯の罪行を減免することはできなかつた。しかし雑犯の刑罰は相對的に軽くすることがとめられた⁽¹²²⁾とす。しかし、戴建國氏が引用を省略した慶元名例隨勅申明の続文「縁するに、鬪殺を以てす、故殺を以て論ず、並びに鬪殺して傍人を誤殺す等は、既に編勅に「正犯と同じ」とするに非ざれば、即ち雑犯に係る。便ち律文の「以てする者は真犯と同じ」を引きて定斷するを得ず」によれば、その主張は再考を要する。故殺は鬪訟律五条「諸ぞ鬪殺して人を殺したる者は絞。刃を以てし、及び故らに人を殺したる者は斬。鬪に因ると雖も、兵刃を用ゐて殺したる者は、故殺と同じ」に斬と規定される。慶元名例勅④ a に即して考えれば、故殺の「正犯」は鬪訟律五条の「故らに人を殺したる者は斬」が直接に刑名を定めるものをさし、「鬪に因ると雖も、兵刃を用ゐて殺したる者は、故殺と同じ」を含まない。赦降においては故殺は減免の適用を除外されるのが一般的であるが、故殺の規定への依拠により刑名が定まる行為には赦降による減免を適用するというのが慶元名例勅④ a の趣旨である。故人死罪すなわち死罪にあたらぬ者に故意に死罪を科すことは、断獄律一九条「諸ぞ官司、人を罪に入れたる者は、若し全罪を入れたれば、全罪を以て論ず。軽きより重きに入れたれば、剩す所を以て論ず。刑名易へたる者は、笞より杖に入れ、徒より流に入れたれば、亦た剩す所を以て論ず。笞杖より徒流に入れ、徒流より死罪に入れたれば、亦た全罪を以て論ず」により死罪の全罪を以て論じられる。この死罪は他の罪に対する規定への依拠により定まるから「正犯」にはあたらぬ、赦降による減免が適用されるはずである。慶元名例勅④ a はこれを「正犯」と同じ扱いをするとして、赦降による減免の適用から除外するのである。

【復原作業4】

慶元名例勅⑤ a (『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、移郷)

諸応比罪者「謂犯編配応贖之類」、移郷、比徒壹年。

諸そ応に比罪すべき者は「編配を犯して応に当・贖すべきの類を謂ふ」、移郷は、徒壹年に比す。

は「比罪」すなわち「閏刑の重さを正刑の尺度をもって計る場合の換算法」⁽²⁴⁾に関する規定であるが、移郷の徒一年への換算しか規定しない短文である。重複部分をゴチで示すように、慶元名例勅⑤ b (『慶元条法事類』卷七四、刑獄門四、比罪)

諸応比罪者「謂犯編配応贖、及誣告・出入之類」、配沙門鳥、比流貳阡里。餘刺面配、比徒參年。不刺面配、比徒貳年「配軍、配沙門鳥者、比徒參年。餘刺面配者、比徒貳年」。編管・移郷、比徒壹年。其本罪徒以上、仍通比滿肆年者、比流貳阡里。每半年、加伍伯里。滿陸年者、比加役流。聽用官当・減贖、不在除名之例「官当者、准徒陸年。応贖者、理銅伯斤」。命官勒停・衝替、拳人永不得應拳、流外品官勒停「公人係職級、及衙前職員、若副尉、亦同」、將校・節級降補、諸軍降配、僧道還俗、本罪杖以下「雖無本罪、同」、各比徒壹年。

「諸そ応に比罪すべき者は「編配を犯して応に当・贖すべき、及び誣告・出入したるの類を謂ふ」、配沙門鳥は、流貳阡里に比す。餘の刺面配は、徒參年に比す。不刺面配は、徒貳年に比す「配軍は、配沙門鳥なる者は、徒參年に比す。餘の刺面配なる者は、徒貳年に比す」。編管・移郷は、徒壹年に比す。其れ本罪徒以上たりて、仍ほ通比して肆年に滿つる者は、流貳阡里に比す。半年ごとに、伍伯里を加ふ。陸年に滿

宋代以勅補律考

四五

つる者は、加役流に比す。官当・減贖を用ゐるを聴し、除名の例に在らず「官当なる者は、徒陸年に准ず。応に贖すべき者は、銅伯斤を理す」。命官の勒停・衝替、拳人の永不得応拳、流外品官の勒停「公人の職級に係り、及び衙前の職員、若しくは副尉も、亦た同じ」、将校・節級の降補、諸軍の降配、僧道の還俗は、本罪杖以下たれば「本罪なきと雖も、同じ」、各々徒壹年に比す。

という長大な勅条のごく一部を抜粋した節略文であるから、両者は一体として復原しなければならない。

【復原作業5】

慶元名例勅⑥a（『慶元条法事類』巻五〇、道釈門一、総法）

諸僧道、犯私罪杖以下、及僧道録、犯賊私罪杖[×]「以上、称私罪・賊罪、並謂非重害者」・公罪徒以下、並贖。

諸僧道、私罪杖以下を犯し、及び僧道録、賊私罪杖「以上、私罪・賊罪と称するは、並びに重害に非ざる者を謂ふ」・公罪徒以下を犯したれば、並びに贖す。

は僧侶・道士の犯罪が収贖をみとめられる場合の規定であり、首尾一貫した正文に見える。また、慶元名例勅⑥

b（『慶元条法事類』巻七六、当贖門、蔭贖、旁照法）

諸撰諸州助教、犯賊私罪杖[×]「称私罪・賊罪、並謂非重害者」・公罪徒以下、並贖。

諸撰撰諸州助教、賊私罪杖「私罪・賊罪と称するは、並びに重害に非ざる者を謂ふ」・公罪徒以下を犯したれば、並びに贖す。

は州学の補助教員の犯罪が収贖をみとめられる場合の規定であり、慶元名例勅⑥aとは別の首尾一貫した正文と

思える。ところが、慶元名例勅⑥c（『慶元条法事類』卷七六、当贖門、罰贖）

諸州県学生・医生、州職医・助教、犯公罪杖以下、太学・武学外舍生、僧道、犯私罪杖以下、撰諸州助教、翰林祇候、曾得解、及応免解举人〔武举、同〕、太学・武学上舍・内舍生、僧道録、犯賊私罪〔以上、称私罪・賊罪、並謂非重害者〕・公罪徒以下、御前忠佐、犯賊私罪・公罪流以下、並贖〔坑戸以賞得副尉、而依旧充応者、於本場治⁽¹²⁾、犯公罪流以下、准此〕。

諸州県の学生・医生、州の職医・助教、公罪杖以下を犯し、太学・武学の外舍生、僧道、私罪杖以下を犯し、撰諸州助教、翰林祇候、曾て解を得、及び応に解を免すべき举人〔武举も同じ〕、太学・武学の上舍・内舍生、僧道録、賊私罪〔以上、私罪・賊罪と称するは、並びに重害に非ざる者を謂ふ〕・公罪徒以下を犯し、御前忠佐、賊私罪・公罪流以下を犯したれば、並びに贖す〔坑戸、賞を以て副尉を得て、旧に依りて充応する者、本場治に於いて、公罪流以下を犯したれば、此に准ず〕。

は、慶元名例勅⑥aと慶元名例勅⑥bの二箇条が、慶元名例勅⑥cを含む条項の節略文であることを示している。傍点○を附した字句は慶元名例勅⑥a・慶元名例勅⑥b・慶元名例勅⑥cのすべて、傍点●を附した字句は慶元名例勅⑥aと慶元名例勅⑥cの両方に存する。しかしながら慶元名例勅⑥cも正文ではない。慶元名例勅⑥aと慶元名例勅⑥bの二箇条で傍点×を附した「犯賊私罪杖」の「杖」を、慶元名例勅⑥cは欠く。慶元名例勅⑥の正文を復原するには、次のように傍点×を附した「杖」を補わなければならない。

諸州県学生・医生、州職医・助教、犯公罪杖以下、太学・武学外舍生、僧道、犯私罪杖以下、撰諸州助教、

翰林祇候、曾得解、及応免解拳人〔武拳、同〕、太学・武学上舎・内舎生、僧道録、犯賊私罪杖〔以上、称私罪・賊罪、並謂非重害者〕・公罪徒以下、御前忠佐、犯賊私罪・公罪流以下、並贖〔坑戸以賞得副尉、而依旧充応者、於本場治、犯公罪流以下、准此〕。

諸之州県の学生・医生、州の職医・助教、公罪杖以下を犯し、太学・武学の外舎生、僧道、私罪杖以下を犯し、撰諸州助教、翰林祇候、曾得解を得、及び応に解を免すべき拳人〔武拳も同じ〕、太学・武学の上舎・内舎生、僧道録、賊私罪杖〔以上、私罪・賊罪と称するは、並びに重害に非ざる者を謂ふ〕・公罪徒以下を犯し、御前忠佐、賊私罪・公罪流以下を犯したれば、並びに贖す〔坑戸、賞を以て副尉を得て、旧に依りて充応する者、本場治に於いて、公罪流以下を犯したれば、此に准ず〕。

【復原作業6】

慶元戸婚勅①a（『慶元条法事類』卷五〇、道釈門一、試経撥度）

諸私自披剃為僧道、赦到参拾日不改正、復罪如初〔童行[×]令人代[×]試経[×]、并本師主首知情、並准此〕。

諸そ私自に披剃して僧道と為し、赦、到りて参拾日、改正せざれば、復た罪すること初めの如し〔童行、人をして試経に代らしめ、並びに本師主首、情を知りたれば、並びに此に准ず〕。

は、私自に剃髪して僧道となった者が赦から三〇日以内に還俗しなければふたたび違法となるとする規定であり、首尾一貫した正文に見える。だが、慶元戸婚勅①aと同じ勅条を構成すると思われる慶元戸婚勅①b（『慶元条法事類』卷五一、道釈門二、供帳）

りたれば、徒貳年。主首、情を知りたれば、杖壹伯。並びに還俗。即し応に毀納すべき度牒を以て、人に乞売与し、及び受買して「盗詐取したるも同じ」、之を冒さんと欲したる者は、各々徒貳年「公人、繳し到れる亡僧道の度牒を將て、人に盜売与し、及び受買して、洗改書填したる者は、此に准す」。以上、並びに人の告するを許す。赦、到りて參拾日、改正せざれば、復た罪すること初めの如し。

とあわせて見ると、慶元戸婚勅①a・慶元戸婚勅①b・慶元戸婚勅①cの三箇条は、慶元戸婚勅①dを含む勅条の節略文であることが判明する。傍点◎を附した字句は慶元戸婚勅①a・慶元戸婚勅①b・慶元戸婚勅①c・慶元戸婚勅①dのすべてに、傍点○を附した字句は慶元戸婚勅①a・慶元戸婚勅①b・慶元戸婚勅①dに、傍点●を附した字句は慶元戸婚勅①c・慶元戸婚勅①dに存する。けれども慶元戸婚勅①a註と慶元戸婚勅①b註に相当する註は慶元戸婚勅①dには見られないから、慶元戸婚勅①a註「令人代試経」と慶元戸婚勅①b註「冒帳買帳」の語順は確定できない。とりあえず「令人代試経」のあとに「冒帳買帳」がつづくこと仮定して復原すれば次のようになる。

諸私自剃披、及私度人為僧道、若偽冒者、各徒參年。本師知情、徒貳年。主首知情、杖壹伯。並還俗。即以
応毀納度牒、乞売与人、及受買「盗詐取、同」、而欲冒之者、各徒貳年「公人將繳到亡僧道度牒、盜売与人、
及受買、洗改書填者、准此」。以上、並許人告。赦到參拾日不改正、復罪如初「童行令人代試経、冒帳・買
帳、并本師主首知情、並准此」。

諸そ私自に剃披し、及び人を私度して僧道と為し、若しくは偽冒したる者は、各々徒參年。本師、情を知りたれば、徒貳年。主首、情を知りたれば、杖壹伯。並びに還俗。即し応に毀納すべき度牒を以て、人に

乞売与し、及び受買して「盗詐取したるも同じ」、之を冒さんと欲したる者は、各々徒貳年「公人、繳し到れる亡僧道の度牒を将て、人に盗売与し、及び受買して、洗改書填したる者は、此に准ず」。以上、並びに人の告するを許す。赦、到りて参拾日、改正せざれば、復た罪すること初めの如し「童行、人をして試経に代らしめ、帳を冒し、帳を買ひ、並びに本師主首、情を知りたれば、並びに此に准ず」。

【復原作業7】

慶元名例勅⑦（『慶元条法事類』卷七、職制門四、保官）

諸保事不当、不知情者、為公罪。

諸そ事を保して当らず、情を知らざる者は、公罪と為す。

は、官員が保証を行った事柄が不当であったが情を知らなかった場合を公罪とする規定である。公罪は「公務上で手落ちがあつて法に照らして罪となるけれども、悪意のない場合」⁽²⁶⁾をいい、「公務に関係なく私人として犯す罪のすべて、および悪意をもって公務上で不正・違法をなす罪」⁽²⁷⁾である私罪との間で、律条のうえで「官当など官員に適用される措置に差違を生じる」⁽²⁸⁾。また、慶元名例勅⑧（『慶元条法事類』卷一五、選挙門二、举辟）
諸举官不当、不知情者、為公罪。

諸そ官を举して当らず、情を知らざる者は、公罪と為す。

は、官員の推挙が不当であったが情を知らなかった場合を公罪とする規定である。これらの二箇条は同一の勅条の節略文であると予想されるが、現存する他の勅条から確認することはできないので、とりあえず別の勅条と

[表3] 律条（『宋刑統』）と勅条（現存『慶元条法事類』）の
篇目別箇条数

篇目	律条	勅条（のべ数）	篇目	律条	勅条（のべ数）
名例	57	83（128）	賊盜	54	19（39）
衛禁	33	52（62）	鬪訟	60	7（7）
職制	59	217（270）	詐偽	27	33（35）
戸婚	46	78（95）	雜	62	131（155）
廐庫	28	156（197）	捕亡	18	23（26）
擅興	24	16（20）	斷獄	34	64（71）
			計	502	879（1105）

しておく。

【復原作業1】【復原作業2】は『慶元条法事類』に旁照法として収載された勅条についてのものであるが、【復原作業3】以下は旁照法として収載された勅条についてのものに限られない。『慶元条法事類』において旁照法として示される法条のすべてが節略文であるわけでもないし、旁照法とされない法条のすべてが正文であるわけでもない。【復原作業5】【復原作業6】に示すように、多様な節略がなされたものもある。【復原作業7】のように、同一条文を構成することが想定されても、正文への統合復原が困難であるものもある。わずかな事例を示したにすぎないが、現存『慶元条法事類』所載の勅条の復原作業には慎重な比較検討が必要である。この作業は『慶元条法事類』の完本、そして『慶元勅令格式』が出現しない限り、終わることがない。

『宋刑統』所載の律条の箇条数とともに、現存『慶元条法事類』所載の勅条の箇条数を篇目別にして示すと「表3」のようになる。²⁹ 現存『慶元条法事類』は八〇巻のうち三五巻餘、すなわち四四パーセント程度が伝存するから、現存する八七九箇条から推計すると、慶元勅は一九九八

箇条程度であったことになる。これは唐律五〇二箇条の約四倍である。

第三章 律条と勅条の対応

第一節 勅条による律条の引拠

第一章第二節所掲の政和名例勅「諸ぞ律、刑統、疏議及び建隆以来の赦降は、勅令格式と兼ね行ふ。文意の相ひ妨ぐる者は、勅令格式に従ふ。其れ一司「学制・常平・免役・将官、在京通用法の類も同じ」一路一州一県に別制ある者は、別制に従ふ」、紹興勅「諸ぞ律は勅と兼ね行ひ、文意、相ひ妨ぐれば、勅に従ふ。其れ一司一路に別制あれば、別制に従ふ」、ならびに慶元名例勅①「諸ぞ勅令に例なき者は、律に従ふ「謂ふこころ、血を見るを傷と為す、強ひてしたる者は貳等を加ふ、加ふる者は加へて死に入らず、の類の如し」。律に例なく、及び例同じからざる者は、勅令に従ふ」は、勅条に規定のない事項には律条を、律条に規定のない事項には勅条を、律条と勅条が抵触する事項には勅条を適用するとしている。律条と勅条が抵触する場合には勅条の効力が優越するのである。梅原郁氏が理解するように、唐律が刑法典としての理念、体系的整合性、緻密な構造的性、抽象化への指向などを有するのに対して、宋勅は行政に関する犯罪や違法行為に対する罰則を場合網羅的に成文化した雑然たる規定の集合体であるのであれば、唐律と宋勅との間の異質性は法領域の違いによることになる。それならば律条と勅条との間に抵触は生じないし、それらの間に補完や修改の関係も存在しないはずである。しかし、滋賀秀三氏が「勅の中に……律を準用する規定が現れたり、「違制」「坐贓」など律を離れては意味を特定できない術語がしばしば用いられたりすることのうちに両者の補完関係が窺われる」⁽³¹⁾、魏殿金氏が「《慶元条法事類》には

なお数多くの「違制を以て論ず」という条目があるが、「違制」の罪がどの刑にあたるかについてはまったく規定がない。……もし律がなければ、「違制」「坐贓」の量刑基準を知るべきがない⁽¹³²⁾とするように、勅条のなかには律条の引拠を明文で規定し、律勅間の補完関係を示すものが存する。

「違制」とは職制律二二条

諸そ制書を被むり、施行する所ありて、違ひたる者は、徒二年。失錯したる者は杖一百「失錯とは、其の旨を失したるを謂ふ」。

という皇帝の制勅の執行に関する違反である。職制律二二条に依拠する処断を定める勅条は数多い⁽¹³³⁾。魏殿金氏はその例として、慶元職制勅②（『慶元条法事類』卷八、職制門五、定奪体量）

諸そ監司、旨を被りて公事を体量し「本司の闕官に遇ひ、或は故ありて親ら往きて体量すべからずして、差する所の官は同じ」、姦を懐き情を挟みて、寔たらず、尽さざる者は、違制を以て論じ、赦降を以て原減せず。

という事案の取調に派遣された監司が不当な取調を行った場合の処罰規定、ならびに慶元擅興勅①（『慶元条法事類』卷一一、職制門八、差破宣借）⁽¹³⁴⁾

諸そ監臨官、監臨する所より宣借の兵級を差し、供すること已に数を過ぎたる者は、違制を以て論ず。応に占留すべからずして占留し、応に発遣すべくして発遣せざる者は、論ずること私使兵防律の如し。主司、情を知りたれば、与に罪を同じくす。

という監臨官が監臨下から規定以上の兵級を派遣した場合の処罰規定を示す⁽¹³⁵⁾。これに一例を加えて、慶元雜勅③

〔慶元条法事類〕卷七五、刑獄門五、驗屍)

諸そ屍、心に験すべくして「初・覆、同じ」験せず、或は差を受けて両時を過ぎて発せず「夜に遇ふは計らず。下条、⁽¹³⁶⁾此に准ず」、或は親ら視に臨まず、或は要害の死を致すの因を定めず、⁽¹³⁷⁾或は定めて当らざれば「非理の死を以て病死と為す、頭傷に因るに脇傷と為すの類を謂ふ」、各々違制を以て論ず。即し驗状に憑りて罪を致し、已に出入したる者は、自首寛拳の例に在らず。其の事状、明らかに定め難くして当を失したる者は、杖壹伯。吏人・行人は、壹等に科罪す。

という屍体の検案の際の職務違反の処罰規定を示しておく。

「坐贓」とは雑律一条

諸そ坐贓して罪を致したる者は、一尺は笞二十。一匹ごとに一等を加へ、十匹は徒一年。十匹ごとに一等を加へ、罪は徒三年に止む「監臨の主司に非ずして、事に因りて財を受けたる者を謂ふ」。与へたる者は、五等を減ず。

にいう、監臨主司でない官員による何らかの不当な財物の收受である。雑律一条に依拠する処断を定める勅条も多い。⁽¹³⁸⁾一例として、慶元職制勅③(『慶元条法事類』卷九、職制門六、饋送)

諸そ監司・知州、任滿に非ずして替移し「任に在ること二年以上たれば、非なり」、例冊あると雖も、輒く罷任の物を饋送し、及び之を受けたる者は、並びに坐贓もて論ず。

という、任期途中で転任する監司や知州についての退任の贈り物の授受の処罰規定を示しておく。

「律を準用する規定」⁽¹³⁹⁾をもつ勅条として、滋賀秀三氏は慶元雜勅④(『慶元条法事類』卷七七、服制門、匿服)

諸そ父母の喪に居りて踰濫したる者は、論ずること喪制未終雜戲律の如し。

を示す⁽¹⁴⁾。父母の喪中における不適切な行為について、職制律三〇条

諸そ父母若しくは夫の喪を聞き、匿して挙哀せざる者は、流二千里。喪制未だ終らざるに、服を積てて吉に従ひ、若しくは哀を忘れて樂を作したる者は「自ら作すと、人に遣しむると、等し」、徒三年。雜戲したれば徒一年。即し樂に遇ひて聴き、及び吉席に參預したる者は、各々杖一百。周親の尊長の喪を聞き、匿して挙哀せざる者は、徒一年。喪制未だ終らざるに、服を積てて吉に従ひたれば、杖一百。大功以下の尊長は、各々遞々二等を減ず。卑幼は各々一等を減ず。

の「喪制未だ終らざるに、……雜戲したれば徒一年」への依拠を定めるものである。孔学氏は「寧宗のときの、律を使用する情況は、現在残存する《慶元条法事類》のなかに反映されていたとすることができる。数多くの条文の定罪が律に準ずるものであった⁽¹⁴⁾」ことの例として、慶元職制勅④（『慶元条法事類』卷八、職制門五、定奪体量）

諸そ三省・樞密院・省・台・寺・監の指揮を被受して、相ひ度りて定奪し「三省・樞密院・尚書六曹の行下、応に官に委ねて定奪すべきは、委ぬる所の官も同じ」、若しくは会同取索して「餘の官司、朝旨を被受して会同取索する者も同じ」、限に違ひたる者は、論ずること官文書稽程律の如し。以上、催驅の官は、与に罪を同じくす。即し回報不円にして、定断を妨ぐるを致したれば、貳等を減ず。

を示す⁽¹⁴⁾。中央官庁が皇帝の指揮を受けて審議を行う際の期限遵守義務違反について、職制律二二条

諸そ制書を稽緩したる者は、一日は笞五十「制勅を贍ふる符移の類は、皆な是なり」。一日ごとに一等を加

へ、十日は徒一年。其れ官文書もて稽程したる者は、一日は笞十。三日ごとに一等を加へ、罪は杖八十に止む。

の「其れ官文書もて稽程したる者は、一日は笞十。三日ごとに一等を加へ、罪は杖八十に止む」への依拠を定めるものである。「南宋に編纂された勅令格式のなかでは勅だけが依然として律を補充修正するものである」⁽¹⁴³⁾とする戴建國氏は「勅が律に対して補充を行う場合、律のなかに列記された刑罰条項は、勅典のなかには重複して記載されない」⁽¹⁴⁴⁾ことについて、二箇条の慶元勅を示して「関係する法律として《唐律》を参照し、補充規定とする」⁽¹⁴⁵⁾と述べる。第一例は慶元職制勅④、第二例は慶元雜勅⑤（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦）

諸そ姦に因りて人を過失殺傷したる者は、論ずること因盜過失律の如し。強姦に因りたる者は、故殺傷を以て論ず。

である。⁽¹⁴⁶⁾慶元雜勅⑤は、和姦の際の過失殺傷は賊盜律四二条

諸そ盜に因りて人を過失殺傷したる者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は加役流「財を得たと、財を得ざると等し。財主、尋逐し、他に遇ひて死したる者は非なり」。其れ共に盗み、時に臨みて殺傷ありたる者は、強盜を以て論ず。同に行きたる人、殺傷の情を知らざる者は、止だ窃盜の法に依る。

の「盜に因りて人を過失殺傷したる者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は加役流」に依拠し、強姦の際の過失殺傷は鬪訟律五条

諸そ鬪毆して人を殺したる者は絞。刃を以てし、及び故らに人を殺したる者は斬。鬪に因ると雖も、兵刃を用ゐて殺したる者は、故殺と同じ「人に兵刃を以て己に逼られ、因りて兵刃を用ゐて拒みて傷殺したる者は、

鬪の法に依る。餘条、兵刃を用ゐたれば、此に准ず」。鬪に因らず、故らに人を毆傷したる者は、鬪毆傷の罪に一等を加ふ。鬪に因ると雖も、但そ時を絶ちて殺傷したる者は、故殺傷の法に従ふ。

の「故らに人を殺したる者は斬」「鬪に因らず、故らに人を毆傷したる者は、鬪毆傷の罪に一等を加ふ」に依拠すると定める。和姦の際の過失傷には鬪訟律一条から四条が定める鬪傷の刑である杖六十から流三千里、和姦の際の過失殺には賊盜律四二条が定める加役流が適用され、強姦の際の過失傷には鬪訟律五条が定める故殺の刑すなわち鬪傷の刑に一等を加えた杖七十から流三千里、強姦の際の過失殺には鬪訟律五条が定める故殺の刑である斬が適用される。魏殿金氏は「律が南宋後期に至るまで有効な法典であったことは、『慶元条法事類』のなかのいくつかの具体的に犯罪とその刑罰を規定する勅条から印証が得られる。……これらの勅条の存在は、一方では律が全体として有効であることを説明し、他方ではもし律条がなければ勅条に規定があっても規定がないに等しいことを説明している」として、四箇条の勅条を例示する。第一例の慶元雜勅⑥（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、失火）

諸そ官府・廨院、応に住むべき家処にて、失火したる者は、論ずること非時焼田野律の如し。

という失火の処罰規定は、具体的な罰則を雜律四二条

諸そ失火し、及び時に非ずして田野を焼きたる者は、笞五十「時に非ずとは、二月一日以後、十月三十日以前を謂ふ。若し郷土の宜を異にする者は、郷の法に依る」。人の舍宅及び財物に延焼したる者は杖八十。賊重き者は、坐贓もて論じ、三等を減ず。人を殺傷したる者は、鬪殺傷より二等を減ず。其れ行道にて火を然して滅せずして、延焼するを致したる者は、各々一等を減ず。

の「時に非ずして田野を焼きたる者は、笞五十。人の舍宅及び財物に延焼したる者は杖八十。賊重き者は、坐贓もて論じ、三等を減ず。人を殺傷したる者は、鬪殺傷より二等を減ず」に依拠する。第二例の慶元雜勅⑦（『慶元条法事類』卷一七、文書門二、毀失）

諸そ交鈔・遞牒・便錢・公扨、請給の券麻を棄毀したる者は、論ずること重害文書律の如し「主、自ら交鈔・便錢・公扨を棄毀したる者は坐せず」。即し付身の制書・官文書を棄毀し、及び亡失したれば、止だ棄毀し、及び亡失したるの人を坐す。

という紙幣や証明書の類の棄毀の処罰規定は、具体的な罰則を雜律五〇条

諸そ制書及び官文書を棄毀したる者は、盜に准じて論ず。亡失し、及び誤毀したる者は、各々二等を減ず「毀は、文字を失するを須つ。若し事を動ぜんと欲したる者は、詐りて増減したるの法に従ふ」。其れ誤ちて符移解牒を毀失したる者は杖六十「未だ所司に入らずして本案ある者を謂ふ」。

に依拠する。雜律五〇条はさらに賊盜律二六条

諸そ制書を盗みたる者は徒二年。官文書は杖一百。重害の文書は一等を加ふ。紙券は又た一等を加ふ「亦た之に貪利し、施用する所なき者を謂ふ。重害とは、徒罪以上の獄案、及び婚姻、良賤、勳賞、黜陟、授官、除免の類を謂ふ」。即し応に除すべき文案を盗みたる者は、凡盜の法に依る。

に依拠するから、慶元雜勅⑦の刑は「諸そ制書を盗みたる者は徒二年。官文書は杖一百。重害の文書は一等を加ふ」により、徒一年を下限とすることになる。第三例の慶元職制勅⑤（『慶元条法事類』卷一七、文書門二、給納印記⁴⁸）

諸そ奉使の印記、応に尚書礼部に納め、及び申すべくして、稽違したる者は、論ずること官文書稽程律の如し「使、回りにて闕に到り、応に本部に申し、及び所属に報ずべきに、稽違したる者は、此に准ず」。

という使者の辞令の返納の期限違反の処罰規定は、慶元職制勅④と同様に、具体的な罰則を職制律二二条に依拠する。第四例の慶元職制勅⑥（『慶元条法事類』巻八、職制門五、定奪体量）

諸そ差せられて公事を体究し、輒く人を枷訊したる者は、論ずること前人不合捶考律⁽⁴⁹⁾の如し。罪軽き者は、杖壹伯。

という事案の取調に派遣された官員による根拠のない拷問の処罰規定は、具体的な罰則を断獄律一五条

諸そ監臨の官、公事に因り、自ら杖を以て人を捶して死に致し、及び人を恐迫して死に致したる者は、各々過失殺人の法に従ふ。若し大杖及び手足を以て毆撃したれば、折傷以上は、鬪殺傷の罪より二等を減ず。是れ監臨主司たると雖も、法に於いて合に行罰すべからず、及び前人合に捶拷すべからずして、捶拷したる者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は加役流。即し刃を用ゐたる者は、各々鬪殺傷の法に従ふ。

の「前人合に捶拷すべからずして、捶拷したる者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は加役流。即し刃を用ゐたる者は、各々鬪殺傷の法に従ふ」に依拠する。断獄律一五条は、毆傷の場合は鬪訟律一条から四条の他物による鬪殺傷の規定に依拠して杖六十から流三千里、殺害した場合は加役流、刃物を用いた場合は徒二年から斬の刑を定めることになる。⁽⁵⁰⁾職制律二二条への依拠を定める勅条の第二例として魏殿金氏が示した慶元擅興勅①「応に占留すべからずして占留し、応に発遣すべくして発遣せざる者は、論ずること私使兵防律の如し」は、監臨下の兵級を、停留させるべきでないのに停留させ、進発させるべきなのに進発させなかつた監臨官を擅興律二四条

諸そ丁夫・雑匠、役に在りて、監当の官司、私使し、及び主司、職掌の所に於いて兵防を私使したる者は、各々庸を計りて盜に准じて論ず。即し兵防を私使して城鎮より出だしたる者は、一等を加ふ。

の「職掌の所に於いて兵防を私使したる者は、各々庸を計りて盜に准じて論ず」に依拠して処断する。兵防の庸賃を名例律三四条

諸そ賊を平する者は、皆な犯処の当時の物価及び上絹の估に拠る。功庸を平する者は、一人一日を計りて絹三尺と為す。牛馬駝騾驢車も亦た同じ。其れ船及び碾礮邸店の類も、亦た犯時の賃直に依る。庸賃多しと雖も、各々其の本価を過ぐるを得ず。

の「一人一日を計りて絹三尺」により算定した賊額にもとづき、賊盜律三五条

諸そ窃盜、財を得ざれば笞五十。一尺は杖六十。一匹ごとに一等を加へ、五匹は徒一年。五匹ごとに一等を加へ、五十匹は加役流。

から得られた刑に、賊盜律三六条

諸そ監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盜みたる者は「若し親王の財物にして、監守自ら盜みたるれば、亦た同じ」、凡盜に二等を加ふ。三十匹は絞「本条、已に加ふことある者は、亦た之に累加す」。

によつて二等を加え、杖七十から流三千里の刑が適用されることになる。

滋賀秀三、戴建国、魏殿金の三氏の挙例は、律条の引拠を規定するといふかたちで律条を補充する勅条の存在を示している。これに一例を加えて、慶元雜勅⑧（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、出挙債負）

諸そ監臨官、監臨する所の財物を質当し、及び放債したる者は、徒貳年「若し親戚人をして親隨人に放債を

容れしめたる者は、此に准ず」。利を計りて贓重き者は、乞取監臨財物の法に依る。官に在りて監臨に非ざれば、壹等を減ず。

を示しておく。監臨下の財物を質とし、あるいは貸付をした監臨官の処断に関する規定である。慶元雜勅^⑧は、贓額二四匹未滿であれば徒二年、二四匹以上であれば「乞取監臨財物の法」すなわち職制律五〇条

諸ぞ監臨の官、監臨する所の財物を受けたる者は、一尺は笞四十。一匹ごとに一等を加へ、八匹は徒一年。

八匹ごとに一等を加へ、五十匹は流二千里。与へたる者は五等を減じ、罪は杖一百に止む。乞取したる者は一等を加ふ。強ひて乞取したる者は、枉法に准じて論ず。

に依拠して流二千五百里を上限とする刑を適用する。

第二節 律条と勅条の対応（一）

律と勅の関係は、勅条が律条の引拠を規定することにとどまらない。魏殿金氏が「律文のどの規定が修正を加えられずに依然として有効であったのか、どの規定が勅によって修改補充されたのかということ、律と勅が分離し、別々の書物となっていたから、どの律条に対して修改と補充を加えたかを勅文も明確にはしていないし、一箇条の勅文が数箇条あるいは数門の律文に関係することもある。これが今日の研究者に不便と困惑をもたらすのであり、今日の研究者が勅文の規定に対して誤解と曲解を生ずる主要な原因もここに存する。この問題を解決するもつとも簡単に直接的な方法は、勅条を関係する律条のもとに附することである。そうすれば、律と勅の規定の異同が、すべて一目瞭然となる^⑨」というように、律条と勅条との対応検証が必要である。その試みは、す

に多くの先学によって行われてきている。

牧野巽氏は、慶元名例勅①が記す「勅令と律と不同の場合、もしくは律に規定のない場合には勅令に従うけれども、逆に勅令に規定がなく、律にその規定がある場合には、律が生きてくる」⁽¹⁵³⁾ことを、慶元名例勅⑨〔慶元条法事類〕巻五〇、道釈門一、総法)

諸そ観寺と称する者は、宮院も同じ。僧道と称する者は、尼女冠も同じ。主首と称する者は、綱維も同じ。

および慶元名例勅⑩〔慶元条法事類〕巻五〇、道釈門一、総法)

諸そ童行、師と相ひ犯したれば、論ずること師弟子律の如きも、十悪に入らず。即し法に違ひて童行と為したれば「已に度して僧道と為したる者も同じ」、凡を以て論ず。其れ師の罪、死に致る者は奏裁「犯したる時、法に於いて違ふことなき者は、本法に拠る」。

と名例律五七条

諸そ道士女冠と称する者は、僧尼も同じ。若し其の師に於いてしたるは、伯叔父母と同じ。其の弟子に於いてしたるは、兄弟の子と同じ。観寺の部曲奴婢、三綱に於いてしたるは、主の周親と同じ。餘の道士は、主の總麻と同じ「姦盗を犯したる者は、凡人に同じ」。

との対応によって示す。⁽¹⁵⁴⁾名例律五七条「道士女冠と称する者は、僧尼も同じ」と慶元名例勅⑨「僧道と称する者は、尼女冠も同じ」とは「表現こそ異なるが同じことを述べているから問題ない」⁽¹⁵⁵⁾が、名例律五七条「若し其の師に於いてしたるは、伯叔父母と同じ。其の弟子に於いてしたるは、兄弟の子と同じ」すなわち「観寺における師と弟子との関係を伯叔父母と兄弟の子との関係に比す」という律⁽¹⁵⁶⁾は慶元名例勅⑩「論ずること師弟子律の

如し」と「不同」であるから無効である⁽¹⁵⁷⁾とする。しかし、慶元名例勅⑨は「観寺」「道僧」「主首」という語の定義により、これらの語の定義を欠く名例律五七条を補充するものである。慶元名例勅⑩も童行すなわち「童及び行者」⁽¹⁵⁸⁾と師との相犯などについての通則を規定して名例律五七条を補充するものであり、名例律五七条が定める師弟相犯の通則を無効にしているのではない。名例律五七条は道僧の師弟相犯について、弟子による師の加害を伯叔父母への加害と同罪、師による弟子の加害を兄弟の子への加害と同罪とする。たとえば凡人間の殴打は鬪訟律一条「諸ぞ鬪ひて人を殴りたる者は笞四十」により笞四十であるが、伯叔父母への殴打は鬪訟律二七条「諸ぞ兄弟を殴りたる者は徒二年半。……伯叔父母・姑・外祖父母は各一等を加ふ。……若し弟妹及び兄弟の子孫〔曾玄孫なる者は、各本服に依りて論ず〕、外孫を殴殺したる者は、徒三年。刃を以てし、及び故らに殺したる者は、流二千里。過失殺したる者は、各論ずるなし」により徒三年とされ、名例律六条不睦「八に曰く不睦〔總麻以上の親を殺さんと謀り、及び売り、夫及び大功以上の尊長、小功の尊属を殴り、告したるを謂ふ〕」により十惡不睦に入る。兄弟の子への殴打は、鬪訟律二七条が殴殺に至らなければ刑を加えないので、無罪である。したがって弟子による師の殴打は徒三年のうえ十惡不睦に入り、師による弟子の殴打は無罪となる。名例律五七条の師弟相犯の通則と、慶元名例勅⑩の師と童行との相犯の通則とはほぼ同じであるが、名例律五七条が弟子による師への加害を十惡不睦に入れるのを、慶元名例勅⑩は童行による師への加害を十惡に入れないとする。梅原郁氏は、建造物の失火に関する慶元雜勅⑥（第三章第一節所掲）および失火の際の州官の救護・消火義務違反に関する慶元雜勅⑨（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、失火）

諸そ州に在りて失火したれば、都監は即時に救撲し、通判は監督す。違ひたる者は、各杖捌拾。即ちに救

撲・監督したると雖も、官私の舎宅に延焼したれば、貳伯間以上は「蘆竹草版屋は、参間を壹間に比す」、都監・通判は杖陸拾、仍ほ奏裁。参伯間以上は、知州は、此に准ず。其れ外県の丞尉「州城外の草市、倚郭の県も同じ」、並びに鎮寨の官は、州の都監の法に依る。

と、雜律四三条

諸そ官府・廨院、及び倉庫の内に於いて失火したる者は、徒二年。宮の内に在りたれば二等を加ふ「廟社の内も亦た同じ」。損害して賊重き者は、坐賊もて論ず。人を殺傷したる者は、鬪殺傷より一等を減ず。廟及び宮闕に延焼したる者は絞。社は一等を減ず。

ならびに雜律四五条

諸そ火の起こるを見、応に告すべきに告さず、応に救ふべきに救はざれば、失火の罪より二等を減ず「本失の罪より減ずるを謂ふ」。其れ宮殿・倉庫を守衛し、及び囚を掌る者は、皆な守る所を離れて火を救ふを得ず。違ひたる者は杖一百。

とを対応させ、勅の刑罰が「律の刑罰より遙かに輕減された」とする。⁽⁶⁰⁾ 雜律四三条は、官府・廨院での失火を徒二年、延焼の損害が四〇匹以上であれば雜律一条（第三章第一節所掲）に依拠して徒三年を上限とする刑、法定刑が徒三年以上にあたる人の殺傷を生じた場合は鬪訟律四條「諸そ鬪毆して人の支体を折跌し、及び其の一目を瞎にしたる者は徒三年」「支を折りたる者は骨を折るなり。体を跌したる者は、骨、差跌し、其の常処を失ふなり」。…即し二事以上を損ひ、及び旧患に因りて篤疾に至らしめ、若しくは舌を断ち、及び人の陰陽を毀敗したる者は流三千里」および鬪訟律五條「諸そ鬪毆して人を殺したる者は絞」の刑から一等を減じた流三千里を上限とする

る刑と定める。魏殿金氏が指摘するように、慶元雜勅⑥はこれらの罪の処断を雜律四二条（第三章第一節所掲）に依拠するから、官府・廨院での失火は笞五十、延焼は杖八十、延焼の損害額が二〇匹以上であれば雜律一条の刑から三等を減じた徒一年半を上限とする刑、人の殺傷を生じた場合は徒三年を上限とする刑が適用される。これについては、たしかに勅条は律条より刑を減輕している。しかし慶元雜勅⑥は「応に住むべき家処」すなわち一般の住居の失火については、雜律四二条の「非時焼田野」と同断とするから、刑を減輕していない。また、雜律四五条は火災の目撃者の救護・消火義務違反を失火からの二等減すなわち笞三十、官府・廨院・倉庫内の火災の救護・消火義務違反を徒一年、宮廟社内の火災の救護・消火義務違反を徒二年とするが、慶元雜勅⑨は州官の失火の際の救護・消火義務違反を杖八十とする。この場合、官府・廨院・倉庫内および宮廟社内の火災の救護・消火義務違反には雜律四五条の適用が考えられる。雜律四五条が定める杖一百は、宮殿・倉庫の守衛ならびに囚人の看守が、火災の救護・消火が理由でも持ち場を離れてはならないという規範に違反した場合の刑であって、救護・消火義務違反の刑ではない。慶元雜勅⑨は雜律四五条の刑を一概に減輕したものではない。

江必新・莫家齊両氏は、史料として慶元勅を示さないけれども、律と勅の関係を、第一に「勅を以て律の未備を補う」、第二に「勅を以て律の未詳を補う」、第三に「勅を以て律の偏頗を糾す」、第四に「勅を以て律の僵化を変ず」の四種に区分する¹⁰³。この整理は、律条と勅条との比較にあたって模範とすべきものである。

孔学氏は、律条と勅条が「ともに犯罪行為および処罰のふたつの部分から構成されており、勅と律条は実質的に何の違いもない」として、第一に慶元賊盜勅②（『慶元条法事類』卷一六、文書門一、赦降¹⁰⁵）

諸そ惡逆以上を犯し、及び人を殺して応に不道に入るべく、若しくは却殺謀殺して已に人を殺し、各々罪、

死に至る者は、大赦に会ひて原すを得たと雖も「大赦とは、常赦の原さざる所も、咸な之を赦除する者を謂ふ。餘条の大赦と称するは、此に准ず」、皆な貳阡里に配す。人を殺して応に移郷すべき者は、亦た移郷す。

を賊盜律五二条

諸そ盜、断を経たるの後、仍ほ更に盜を行ひ、前後三たび徒を犯したる者は、流二千里。三たび流を犯したる者は絞「三たび盜むは、止だ赦後を数へて坐と為す」。其れ親屬より相ひ盜みたる者は、此の律を用ゐずと比較し、第二に慶元雜勅⑩（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦）

諸そ父祖の女使を姦したれば、徒參年。幸する所に非ざる者は、杖壹伯。曾經て子ありたれば、妾を以て論ず。罪、死に至る者は奏裁。別房及び異居の親の女使を姦したれば、凡を以て論ず。別房の幸する所に非ざる者は、杖捌拾。

を雜律二五条

諸そ父祖の妾「曾經て父祖の子を有したる者を謂ふ」、伯叔母、姑、姊妹、子孫の婦、兄弟の女を姦したる者は絞。即し父祖の幸する所の婢を姦したれば、二等を減ず。

と比較する。⁽¹⁶⁶⁾慶元雜勅⑩と雜律二五条はともに実体的刑罰規定であり、内容的にも比較に値する。しかし慶元賊盜勅②は死罪が大赦にあった場合の処断に関する手續規定であつて構成要件と刑罰とから構成されるものではない。慶元賊盜勅②と比較すべき律条は、赦にあつた殺人犯の移郷を定める賊盜律一八条

諸そ人を殺して応に死たるべきに、赦に会ひて免ぜられたる者は、千里外に移郷す。其れ工楽雑戸及び官戸、奴、並びに太常音声人は、移郷すると雖も、各々本色に従ふ。「部曲及び奴は、出売し、及び転配して、千里外の人に事へしむ」。若し羣党して共に殺したれば、止だ下手したる者及び頭首の人を移す。若し死家に周以上の親なく、或は先に相ひ去ること千里外たり、即し天文を習ひて業已に成り、若しくは婦人に犯あり、及び他人の部曲奴婢を殺したれば、並びに移すの限に在らず。「部曲奴婢、自ら相ひ殺したる者は、亦た同じ」。違ひたる者は徒二年。

である。孔学氏は「この一時期〔南宋〕の律・勅の関係は、実際上は一種の旧律と新法の関係であり、新法はおもに旧律の不足を補うものである」⁽¹⁶⁷⁾ことを「《刑統》のなかでは周辺少数民族についての法律規定がほとんど空白であったので、南宋寧宗のときに修成された《慶元条法事類》巻七八は「蕃夷門」を立てて、少数民族の入貢および帰明人・帰正人に関する法規を集成した」⁽¹⁶⁸⁾ことと「印刷出版は宋代から興隆したが、《宋刑統》にはこの方面の法規がほとんどなかったたので、《慶元条法事類》「文書門」が書籍の印刷出版に関する方面の法規を集成した」⁽¹⁶⁹⁾ことよって示す。「新法が旧律の不備を補完した」⁽¹⁷⁰⁾ことについては、慶元雜勅^⑩と雜律二五条を比較して「《刑統》は父祖の幸する所の婢を姦すれば、絞刑から二等を減じて、流三千里とすると規定する。《慶元条法事類》は「徒三年」と規定する。さらに「幸する所に非ざる者」および「曾經て子ありたれば」の処罰規定を増添する。別房・異居親の女使についても規定を行った。《刑統》の規定に比べてより完全に詳細になった⁽¹⁷¹⁾とする。しかしこれは、父祖の妾・婢との姦を規定する雜律二五条に欠缺する、妾と婢の中間に位置する女性の使用人である女使との姦に関する規定を、慶元雜勅^⑩が補充したものである。さらに孔学氏は「新法が旧律に対して修改

を行つて取つて代わるに至つた⁽¹⁷²⁾」ことをふたつの例によつて示す。第一例は慶元雜勅^⑪〔『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦〕

諸そ同宗の總麻親を姦したる者は、内乱に入る。

と名例律六条内乱

十に曰く内乱「小功以上の親、父祖の妾を姦し、及び与に和したる者を謂ふ」。

および雜律二三条

諸そ總麻以上の親、及び總麻以上の親の妻、若しくは妻の前夫の女、及び同母異父の姉妹を姦したる者は、徒三年。強ひてしたる者は流二千里。折傷したる者は絞。妾は一等を減ず「餘条の妾を姦したるは、此に准ず」。

との比較である。⁽¹⁷³⁾名例律六条内乱は小功以上の親との姦を十惡第十の内乱に入れ、雜律二三条は總麻以上の親との姦を処罰する規定である。慶元雜勅^⑪が同宗總麻親との姦を十惡内乱に入れることから「内乱は十惡という重罪のひとつであり、実際には処罰が加重された。新法が旧律に取つて代わつた⁽¹⁷⁴⁾」とする。しかし、慶元雜勅^⑪は雜律二三条を修改補充するものではなく、名例律六条内乱の補充規定と解すべきである。第二例としては「《宋刑統》の死刑に対する規定は斬・絞の二種類だけであるが、司法手続においては、さらに凌遲の酷刑が採用された。……南宋のときにはすでに凌遲の刑を《慶元条法事類》卷七三《刑獄門・決遣類》のなかに列入している。実際にはすでに《宋刑統》の死刑の規定に対して修改を行つていた⁽¹⁷⁵⁾」と記す。しかし、名例律五条

死刑二。絞、斬「贖銅一百二十斤」。

に対応する規定として、慶元断獄式（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、決遣）

断過大辟人数／某路提点刑獄司／今、本路の州軍の某年に断過せる大辟の数目を下項に具す／奏断若干／死罪若干／陵遲若干／処斬若干／処死若干／貸命若干／本処処断若干〔本処の合に断じ、及び貸命すべきに非ざる人は、更に具さざるの外、餘は並びに奏断の死罪に依りて数を具す〕／法に於いて死に至らざるも特に⁽¹⁷⁶⁾処死若干〔前項の本犯死罪の都数の外、特に処死したる者を謂ふ〕／奏断若干／本処若干〔逐人の犯す所の場合、如何に処断したるか、曾て自効したると曾てせざるとを具す〕／右件の状、前の如し。謹みて尚書刑部に具申す。謹みて状す／年月 日。常式に依る／諸州は此に倣ひて提点刑獄司に申す。

という各路の提点刑獄司が毎年の死刑案件の処理人数を尚書刑部に報告する書式のなかの「陵遲若干／処斬若干／処死若干」という項目を想定するのであれば、このような比較は適切ではない。

戴建国氏は「勅典のなかで、律に修正を加えたときには、刑名の条項を記載する」⁽¹⁷⁷⁾ことを示す例として、朝廷の機密を探知して漏泄することに関する慶元職制勅⑦（『慶元条法事類』卷八、職制門五、漏泄伝報）

諸ぞ聴探伝報して、朝廷の機密の事を漏泄し、若しくは差除したれば「差除とは、未だ尚書省・枢密院を出でざる者を謂ふ」、流貳阡伍伯里。主行の人、犯すことありたれば、壹等を加ふ。並びに阡里に配す。重害に非ざる者は、徒參年。各々蔭を以て論ぜず。即し寔封したる申奏の応に密すべき文書を伝報し、並びに事端を撰造し、謄報して衆を惑はしたる者は、並びに違制を以て論ず。以上、事理重き者は、奏裁。各々人の告するを許す。事に於いて害なき者は杖捌拾。

と職制律一九条

諸そ大事の応に密すべきを漏泄したる者は、絞「大事とは、潜かに討襲を謀り、及び謀叛を収捕するの類を謂ふ」。大事に非ずして応に密すべき者は徒一年半。蕃国の使に漏泄したる者は、一等を加ふ。仍ほ初めて伝へたる者を以て首と為し、伝へ至りたる者は従と為す。即し転じて大事を伝へたる者は杖八十。大事に非ざれば論ずるなし。

とを掲げる。⁽¹⁷⁸⁾「司法の実践において、法官が編勅を引用して正刑定罪をするときは、さらに律の規定を参照する必要があった。……これが意味することは、法官が量刑判案をするときは、さらに律文の条項を参照して処理することができたということである」⁽¹⁷⁹⁾ということを、監主受財枉法に関する慶元職制勅⁽⁸⁾『慶元条法事類』卷三六、庫務門一、倉庫受乞、旁照法⁽¹⁸⁰⁾

諸そ監臨主司、財を受けて法を枉げたれば、貳拾匹は、無祿の者は、貳拾伍匹は、絞。若し罪、流に至り、法を枉げざれば贓伍拾匹は、監臨する所より受け、及び乞取したれば、贓伯匹は、本城に配す。

よつて示す。⁽¹⁸¹⁾慶元職制勅⁽⁸⁾は「受財枉法二十匹、無祿者二十五匹の処罰法を規定するだけで、受財枉法二十四以下は、枉法受贓が一尺、一匹のような基本的量刑についても、規定していない」⁽¹⁸²⁾が、その具体的な罰則は職制律四八条

諸そ監臨主司、財を受けて法を枉げたる者は、一尺は杖一百。一匹ごとに一等を加ふ。十五匹は絞。法を枉げざる者は、一尺は杖九十。二匹ごとに一等を加ふ。三十匹は加役流。無祿の者は、各々一等を減ず。法を枉げたる者は、二十匹は絞。法を枉げざる者は、四十匹は加役流。

に依拠する。さらに姦罪についての規定が雜律では七箇条であるのに対して慶元勅では一〇箇条であることを示

して「法律の条文は《唐律》よりもさらに完備され、《唐律》の不足を弥縫している」とする。慶元雜勅による雜律の補充修改の例としては、第一に慶元雜勅①（第一章第三節所掲）が強姦を既遂と未遂の二段階に分けて刑に軽重差を設けたこと、第二に慶元雜勅⑤（第三章第一節所掲）が姦に際する人の傷害を雜律二二条

諸そ姦したる者は、徒一年半。夫ありたる者は、徒二年。部曲・雜戸・官戸、良人を姦したる者は、各々一等を加ふ。即し官私の婢を姦したる者は、杖九十「奴、婢を姦したるも、亦た同じ」。他人の部曲の妻、雜戸・官戸の婦女を姦したる者は、杖一百。強ひてしたる者は、各々一等を加ふ。折傷したる者は、各々鬪折傷の罪に一等を加ふ。

が折傷を生じた場合には強姦・和姦を問わずに鬪折傷への一等加とするのを、和姦の際の過失殺傷は賊盜律四二条（第三章第一節所掲）に依拠して処断し、強姦に際して人を殺傷した場合は故殺傷を以て論ずると改めたこと、第三に慶元雜勅①が「先強後和の姦法」すなわち当初は強姦であったが途中から和姦に変じた場合の規定を設けたこと、第四に慶元雜勅⑫（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦）

諸そ義子孫、所養の家の尊長、及び異居の期親の尊長を姦したれば、並びに相毆加等の法に依る。婦女は、凡姦を以て論ず。

が義子孫と所養の家の尊長などとの間の姦の規定を増補したことを示している。⁽⁸⁴⁾

魏殿金氏は「勅は律に対して修改と補充を行うが、修改と補充を加えるのは、わずかに律のいくつかの条文あるいはいくつかの規定にすぎず、律全体に対して行うのではない。律条は、補充・修改の必要がないのであれば、依然として律のなかに有効な条文あるいは規定として存在し、勅には収載されなかった。……この種の勅律兼行、

相互補充の關係は、具体的にいうと三つの方面の内容を有する。第一は勅条に規定があつて律条に規定がない場合で、律条の規定を準拠とする。第二は律と勅とともに規定がある場合で、規定に抵触があれば、理の当然として勅文の規定を準拠とし、勅の効力は律に優越する。第三は律条に規定があつて勅条に規定がない場合で、律条の規定を準拠とする⁽¹⁸⁵⁾とする。第一の場合については「この種類の勅条は律条が規定していない事項に対する補充規定であり、『正刑定罪』は当然に勅条の規定を準拠とする⁽¹⁸⁶⁾」として、編配や勒停、衝替など宋代特有の刑罰の比罪に関する慶元名例勅⑤b（第二章第二節所掲）、減等や反坐などの場合には編配を附加しないという原則を定める慶元名例勅⑪（『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、編配流役⁽¹⁸⁷⁾）

諸そ罪、応に等を減ず、或は従と為す、若しくは反坐、之を罪す、之を坐す、与に罪を同じくす、枉法に准ず、盜に准じて論ずべき者は、編配の例に在らず「誣告・出入の類、応に比罪すべき者は、自から本法に依る」。即し累犯、或は情理兇惡を以て応に編配すべき、及び本条に皆な編配と言ふ者は、従を以て免ぜず。

其れ罪名を以て編配を定め応に減ずべき者は、減じ至る罪名の編配の法に依る「徒罪は配、杖罪は編管の如き者は、罪は減等したると雖も、徒罪たれば仍ほ配し、減じて杖に至る者は編管の類を謂ふ」⁽¹⁸⁸⁾。

また「補充のあるものは、ある条文の規定の局部的な補充にすぎない」⁽¹⁸⁹⁾ことの例として、慶元職制勅⑧と職制律五〇条（第三章第一節所掲）とを示して「勅文は律文の『監臨主司、監臨する所より受け、及び乞取したるの賊』の本刑の量刑規定に対しては改変を加えず、『賊、百匹に及びたる者』に対してのみ規定を補充して『命官は奏裁、餘は本城に配す』を適用する⁽¹⁹¹⁾」とする。第二の場合については「同一の事項について律・勅にも規定があるが異なるときは、勅文が現実の需要に適應するために、律文に対して修改を行う必要がある。正

刑定罪は、このような情況にあたっては、理の当然として、勅文の規定を準拠とすべきであり、勅の効力は律に優越する。これがいわゆる「以勅代律」である⁽¹⁹²⁾とし、「勅文が〔律条の〕当該条文に対して全面的に修改を行った⁽¹⁹³⁾」ものとして、窃盜に関する慶元賊盜勅①（第一章第三節所掲）と賊盜律三五条（第三章第一節所掲）との關係、ならびに官員の任地到着期限への違反に関する慶元職制勅⑨（『慶元条法事類』卷五、職制門二、到罷⁽¹⁹⁴⁾）と職制律六条

諸そ官に之くに、限満ちて赴かざる者は、一日は笞十。十日ごとに一等を加へ、罪は徒一年に止む。即し代り到りて還らざれば、二等を減ず。

との關係を示す⁽¹⁹⁵⁾。しかし慶元賊盜勅①と賊盜律三五条との關係は第三章第三節で検討するように全面的な修改ではない。慶元職制勅⑨も職制律六条の刑の上限を徒一年から杖一百に引き下げたもので、全面的な修改ではない。また「勅の修改のあるものは、〔律条の〕ある条文の一部分に対するものであり、当該条文の全部に対するものではない⁽¹⁹⁶⁾」として、監主自盜に関する慶元賊盜勅③（『慶元条法事類』卷九、職制門六、饋送、旁照法⁽¹⁹⁷⁾）

諸そ監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盜みたれば、罪、流に至れば、本州に配す〔除免に非ざる者を謂ふ〕。参拾伍匹は絞。

と賊盜律三六条（第三章第一節所掲）との關係を示す⁽¹⁹⁸⁾。これについては第三章第三節で検討する。第三の場合については「律条に規定があつて勅条に規定がないということは、律条には修改する必要がなく、正刑定罪は依然として律条の規定を準拠とすることをあらわしている⁽¹⁹⁹⁾」として、名例律二三条

諸を除名なる者は徒三年に比す。免官なる者は徒二年に比す。免所居官なる者は徒一年に比す。流外官は此の律を用ゐず「輕罪を以て人を誣し、及び出入したるの類を謂ふ。故に此の比を制す。若し枉ぐる所重き者は、自から重きに從ふ」。若し道士女冠を誣告して応に還俗すべき者は、徒一年に比す。其の応に苦使すべき者は、十日は笞十に比す。官司の出入したる者は、罪亦た之の如し。

き者は、十日は笞十に比す。官司の出入したる者は、罪亦た之の如し。

について「除名・免官・免所居官の『比罪』については、勅文は規定を作っておらず、依然として律文の規定を参照することになる」⁽²⁰⁾とし、名例律五三条（第二章第二節所掲）について「除名・免官・免所居官および加役流の適用制限についての律文の規定は勅文によって修改されていないので、依然として有効である」⁽²⁰⁾とし、雜律二二条については「《慶元条法事類》卷八〇《雜門・諸色犯姦》にある勅条には、凡人の間の『和姦』に対する罪と刑に対しては、規定が存在しない。『和姦』が宋代においてはすでに犯罪ではなかったということでは決してなく、律文の規定を修改する必要がなかったのであり、この犯罪行為があれば、依然として律文に照らして科罪量刑をしたのである」⁽²¹⁾と述べ、さらに賊盜律三六条の絞刑以下の規定、職制律五〇条の本刑の量刑規定を示す⁽²²⁾。このうち、名例律二三条は慶元名例勅⑤b（第二章第二節所掲）によって補充されると考えるべきである。

第三節 律条と勅条の対応（二）

先学の所見をまとめると、勅条は、第一に律条と内容的に関係しない勅条、第二に律条への依拠を定める勅条、第三に律条を部分的に修改する勅条、第四に律条を全面的に修改する勅条の四類型に分けられることになる。慶元勅の分析はこれら四類型のすべてを対象とすべきではあるが、本稿では第三の類型すなわち律条を部分的に修

改する勅条を対象とする。この類型こそが、律条と勅条の関係の構造性を如実に示すからである。そのための準備作業として、総則規定である名例、各則規定の例として雑、手続規定の例として断獄の各篇目について、律条と勅条の対応規定の検出を試みる。「表4」は名例、「表5」は雑、「表6」は断獄の各篇目について、対応関係を想定される律条と勅条を示す。対応関係にないと思われる条文を省略していること、またそもそも対応関係の想定が主観的判断に左右されることなど、批判を仰ぐべき点は少なくないが、おおよその傾向は読み取れると思われる。

〔表4〕 律条・勅条対応表（名例）

律条	勅条
<p>名例律六条内乱 十日内乱〔謂姦小功以上親・父祖妾、及与和者〕。</p>	<p>雜勅（卷80雜門諸色犯姦） 諸姦同宗總麻親者、入内乱。</p>
<p>名例律一条 諸心議請減及九品以上之官、若官留得減者之祖父母父母・妻・子孫、犯流罪以下、聽贖。若心以官当者、自從官当法。其加役流・反逆縁坐流・子孫犯過失流・不孝流、及会赦猶流者、各不得減贖、除名・配流如法〔除名者、免居作。即本罪、不応流配而特配者、雖無官品、亦免居作〕。其於周以上尊長、及外祖父母・夫・夫之祖父母、犯過失殺傷心徒、若故殴人至廢疾心流、男夫犯盜〔謂徒以上〕、及婦人犯姦者、亦不得減贖〔有官爵者、各從除免当贖法〕。</p>	<p>名例勅（卷76当贖門總法） 諸品官及除免官当未叙者、犯五流、各依律。</p>

<p>名例律一五条</p> <p>諸以理去官、与見任同「解雖非理、告身应留者、亦同」。贈官及視品官、与正官同「視六品以下、不在蔭親之例」。用蔭者、存亡同。若藉尊長蔭而犯所蔭尊長、及藉所親蔭而犯所親祖父母父母者、並不得為蔭。即毆告大功尊長、小功尊屬者、亦不得以蔭論。其婦人犯夫及義絕者、得以子蔭「雖出、亦同」。其假版官犯流罪以下、聽以贖論。</p>	<p>名例勅（卷29 權禁門2 私鑄錢）</p> <p>諸私鑄錢者、不以蔭論。命官、不在議請減之例。</p>
<p>名例律一六条</p> <p>諸無官犯罪、有官事發、流罪以下、以贖論「謂從流外及庶人而任流內者、不以官当除免」。犯十惡及五流者、不用此律」。卑官犯罪、遷官事發、在官犯罪、去官事發、或事發去官、犯公罪流以下、各勿論。餘罪、論如律。其有官犯罪、無官事發、有蔭犯罪、無蔭事發、無蔭犯罪、有陰事發、並從官蔭之法。</p>	<p>名例勅（卷9 職制門6 去官解役）</p> <p>諸公罪因所犯替移或權撰職任、非得正官承替者、不理去官。即未受斷勅、或批罰指揮、而正官已到、及在官再任、若主典解役者、聽從去官法「解役、謂出職而已離本司、及勒停永不叙者」。</p> <p>名例勅（卷9 職制門6 去官解役）</p> <p>諸称去官者、遷官同「謂官名雖遷而職事不改加、轉運判官遷副使、都監遷鈐轄之類。轉官者、非」。</p>
<p>名例律一七条</p> <p>諸犯私罪、以官当徒者「私罪、謂私自犯、及对制詐不以实、受請枉法之類」、五品以上、一官当徒二年。九品以上、一官当徒一年。若犯公罪者「公罪、謂緣公事致罪而無私曲者」、各加一年当。以官当流者、三流同比徒四年。其有二官「謂職事官、散官、衛官同為一官、勳官為一官」、</p>	<p>名例勅（卷7 職制門4 保官）</p> <p>諸保事不当、不知情者、為公罪。</p> <p>名例勅（卷15 選舉門2 掾辟）</p> <p>諸掾官不当、不知情者、為公罪。</p> <p>名例勅（卷76 當贖門總法）</p> <p>諸爵及勳官、不在議請減贖当免之例。</p>

先以高者当「若去官未叙、亦准此」、次以勳官当。行守者、各以本品当。仍各解見任。若有餘罪、及更犯者、聽以歷任之官当「歷任、謂降所不至者」。其流内官而任流外職犯罪、以流内官当、及贖徒一年者、各解流外任。

名例律一八条

諸犯十惡・故殺人・反逆緣坐「本应緣坐、老疾免者、亦同」、獄成者、雖会赦、猶除名「獄成、謂贓狀露驗、及尚書省断訖未奏者」。即監臨主守、於所監守内犯姦・盜・略人、若受財而枉法者、亦除名「姦、謂犯良人。盜及枉法、謂贓一定者」。獄成会赦者、免所居官「会降者、同免官法」。其雜犯死罪、即在禁身死、若免死別配、及背死逃亡者、並除名「皆謂本犯合死而獄成者」。会降者、聽從当贖法。

名例律二三条

諸除名者、比徒三年。免官者、比徒二年。免所居官者、比徒一年。流外官、不用此律「謂以輕罪誣人及出入之類、故制此比。若所枉重者、自從重」。若誣告道士・女冠・還俗者、比徒一年。其心苦使者、十日、比笞十。官司出入者、罪亦如之。

名例勅（卷76当贖門追当）

諸應以官当者、追見任、次歷任高官。免官者、免見任并歷任内壹高官。免所居官者、止免見任。其帶職者、以所帶職、別為壹官「謂任見學士・待制・修撰直閣、帶御器械・閣門舍人・宣贊舍人・閣門祇候・入内内侍・兩省都知・副都知・押班」。或以官、或以職、奏裁。

名例勅（卷76当贖門追当）

諸監臨主守、於所監守内犯盜、及受財枉法、应除名者、並謂贓已入己「应断私罪者、非」。

名例勅（卷74刑獄門4比罪・卷75刑獄門5移鄉）

諸應比罪者「謂犯編配应当贖、及誣告・出入之類」、配沙門島、比流貳阡里。餘刺面配、比徒參年。不刺面配、比徒貳年「配軍、配沙門島者、比徒參年。餘刺面配者、比徒貳年」。編管・移鄉、比徒壹年。其本罪徒以上、仍通比滿肆年者、比流貳阡里。每半年、加伍伯里。滿陸年者、比加役流。聽用官当・減贖、不在除名之例「官当者、

<p>名例律二四條</p> <p>諸犯流配者、三流俱役一年〔本條稱加役流者、流三千里、役三年。役滿及會赦免役者、即於配處從戶口例〕。妻妾從之。父祖・子孫欲隨者、聽之。移鄉人家口、亦准此。若流移人身喪、家口雖經附籍、三年內願還者、放還。即造畜蠱毒家口、不在聽還之例〔下條、准此〕。</p>	
<p>名例律二六條</p> <p>諸犯死罪非十惡、而祖父母父母老疾應侍、家無周親成丁者、上請。犯流罪者、權留養親〔謂非會赦猶流者〕、不在赦例〔仍准同季流人未上道、限內會赦者、從赦原〕、課調依旧。若家有進丁、及親終周年者、則從流計程。會</p>	<p>准徒陸年。應贖者、理銅伯斤。命官勒停・衝替、舉人永不得應舉、流外品官勒停〔公人係職級、及衙前職員、若副尉、亦同〕、將校・節級降補、諸軍降配、僧道還俗、本罪杖以下〔雖無本罪、同〕、各比徒壹年。</p> <p>名例勅（卷74刑獄門4比罪）</p> <p>諸累犯者〔謂再犯・參犯之類〕、壹犯徒流、比兩犯杖。並以赦後經斷有文案者為數〔雖無文案、有衆證可驗者、同〕。其稱不以赦前後者、止謂常赦。</p> <p>名例勅（卷50道釈門1總法・卷74刑獄門4比罪）</p> <p>諸應贖人為僧道而合還俗者、不在比罪・收贖之例。</p> <p>名例勅（卷75刑獄門5編配流役）</p> <p>諸犯流配、及婦人犯流者、並決脊杖貳拾、免居作。餘依本法。</p> <p>名例勅（卷75刑獄門5移鄉・卷75刑獄門5侍丁）</p> <p>諸犯死罪非十惡、及持仗強盜、謀殺・故殺人已殺、而祖父母父母老疾應侍、家無期親成丁者、奏裁。犯配沙門島・遠惠州及広南、並配阡里。伍伯里以上、配鄰州。鄰州、配本州。應移鄉者、移鄰州。犯流配居作〔情理兇惡、故</p>

赦者、依常例。即至配所応侍、合居作者、亦聽親終周年、然後居作。

段人至廢疾者、非」及編管者、並免。即已編配・居作而
応侍者、准此移放。

名例勅（卷75刑獄門5侍丁）

諸縁坐応編管而年陸拾以上・拾伍以下、及婦人於本条
編管而夫之祖父母父母或祖父母父母「謂未嫁者。即雖已
嫁而召贅婿者、同」老疾応侍、家無期親成丁者、並免。
若已編管而応免者、亦放。

名例律二九条

諸犯罪已發及已配、而更為罪者、各重其事。即重犯流者、
依留住法決杖、於配所役三年。若已至配所而更犯者、亦
准此。即累流徒応役者、不得過四年。若更犯流徒罪者、
准加杖例。其杖罪以下、亦各依數決之。累決笞杖者、不
得過二百。其応加杖者、亦如之。

名例勅（卷74刑獄門4犯罪更為）

諸犯罪以上事發、更為重罪至死、如会恩免死「因災傷
減等、同」、還依各重其事法。

名例勅（卷74刑獄門4犯罪更為）

諸犯罪已發、而更為罪、応各重其事者、依逐犯別科。其
編配、止以壹重論。

名例勅（卷74刑獄門4犯罪更為）

諸事發未論決問、因縁犯罪者、以貳罪俱發論「謂如請求
及詐妄之類。其上書理訴不実已奏者、非」。

名例律三〇条

諸年七十以上・十五以下、及廢疾、犯流罪以下、收贖
「犯加役流・反逆縁坐流・会赦猶流者、不用此律。至配
所、免居作」。八十以上・十歲以下、及篤疾、犯反逆殺
人応死者、上請。盜及傷人者、亦收贖「有官爵者、各從

名例勅（卷50道釈門1總法・卷76当贖門蔭贖旁照法・卷76
当贖門罰贖）

諸州県學生・医生、州職医・助教、犯公罪杖以下、太学・
武学外舍生、僧道、犯私罪杖以下、撰諸州助教、翰林祗
候、曾得解、及応免解举人「武举、同」、太学・武学上

<p>官当除免法」。餘皆勿論。九十以上・七歲以下、雖有死罪、不加刑〔緣坐応配没者、不用此律〕。即有人教令、坐其教令者。若有贓応備、受贓者備之。</p>		<p>舍・内舍生、僧道録、犯贓私罪杖〔以上、称私罪・贓罪、並謂非重害者〕・公罪徒以下、御前忠佐、犯贓私罪・公罪流以下、並贖〔坑戸以賞得副尉、而依旧充応者、於本場治、犯公罪流以下、准此〕。</p> <p>名例勅（卷76当贖門罰贖）</p> <p>諸犯罪情輕、杖以下、聽以贖論。即公人有罪、而朝省或按察官司勘決者、不用此例。</p>
<p>名例律三六条</p> <p>諸会赦改正徵収、經責簿帳而不改正徵収者、各論如本犯律〔謂以嫡為庶、以庶為嫡、違法養子、私人道、詐復除、避本業、增減年紀、侵隱園田、脱漏戸口之類、須改正。監臨主守之官、私自借貸及借貸人財物・畜産之類、須徵収〕。</p>	<p>名例勅（卷16文書門1赦降）</p> <p>諸会赦改正拘収、雖未經責簿帳、但經問不承者、論如本犯法〔不承、謂經当職官立案者〕。</p>	
<p>名例律三七条</p> <p>諸犯罪未発而自首者、原其罪〔正贓猶徵如法〕。其輕罪雖発、因首重罪者、免其重罪。即因問所劾之事而別言餘罪者、亦如之。即遣人代首、若於法得相容隱者、為首、及相告言者、各聽如罪人身自首法〔緣坐之罪及謀叛以上本服周、雖捕告、俱同自首例〕。其聞首告、被追不赴者、不得原罪〔謂止坐不赴者身〕。即自首不実及不尽者、以不実・不尽之罪罪之。至死者、聽減一等〔自首贓數不尽者、止計不尽之數科之〕。其知人欲告及亡叛而自首者、減罪</p>	<p>名例勅（卷79畜産門殺畜産）</p> <p>諸故殺馬牛及官私駝騾驢〔私、謂非己者。即盜及謀殺而自首、免其所因〕、各不在自首之例。</p> <p>名例勅（卷80雜門燒舍宅財物）</p> <p>諸故燒舍宅財物〔謂已有所損敗者。即為從而告獲徒伴者、非〕、不在自首之例。</p>	

二等坐之。即亡叛者、雖不自首、能還歸本所者、亦同。其於人損傷「因犯殺傷而自首者、得免所因之罪、仍從故殺傷法。本心過失者、聽從本」、於物不可備償「本物見在首者、聽同免法」、即事發逃亡「雖不得首所犯之罪、得減逃亡之坐」、若越度關及姦「私度、亦同。姦、謂犯良人」、并私習天文者、並不在自首之例。

名例律三九条

諸盜詐取人財物、而於財主首露者、与經官司自首同。其於餘贓心坐之属、悔過還主者、聽減本罪三等坐之。即財主心坐者、減罪亦准此。

名例勅（卷28權禁門1權貨總法）

諸違犯禁物、如被盜詐恐喝、及因水火、致彰露者、並同首原。

名例勅（卷36庫務門1商稅）

諸匿商稅、如被盜詐恐喝、及因水火、或以禁兵器捕格心捕罪人、致彰露者、並同首原。

名例律四〇条

諸同職犯公坐者、長官為一等、通判官為一等、判官為一等、主典為一等、各以所由為首「若通判官以上、異判有失者、止坐異判以上之官」。其闕無所承之官、亦依此四等官為法。即無四等官者、止准見官為罪。若同職有私、連坐之官不知情者、以失論。即餘官及上官案省不覺者、各遞減一等。下官不覺者、又遞減一等。亦各以所由為首「減、謂首減首、從減從」。檢句之官、同下從之罪。心奏之事、有失勘讀、及省審之官不駁正者、減下從一等。若辞狀隱伏、無以驗知者、勿論。

名例勅（卷10職制門7同職犯罪）

諸發運監司「經略安撫總管鈐轄司、應制置提点提舉之類、同」、緣公事致罪、其属官為壹等、人吏為壹等。各以所由為首。

<p>名例律四一条</p> <p>諸公事失錯、自覺拳者、原其罪。心連坐者、一人自覺拳、餘人亦原之。其斷罪失錯、已行決者、不用此律。其官文書稽程、心連坐者、一人自覺拳、餘人亦原之、主典不免。若主典自覺、並減二等。</p>	<p>名例勅（卷73刑獄門3移囚）</p> <p>諸違法移囚「囚未至而追還者、非」、不在自首覺拳之例。</p>
<p>名例律四二条</p> <p>諸共犯罪者、以造意為首、隨從者、減一等。若家人共犯、止坐尊長「於法不坐者、婦罪於其次。尊長、謂男夫」。侵損於人者、以凡人首從論。即共監臨主守為犯、雖造意、仍以監主為首、凡人、以常從論。</p>	<p>名例勅（卷10職制門7同職犯罪）</p> <p>諸家人以職事共犯罪者、依凡人首從法。私名書手・軍典習字人、与正行吏人共犯、雖造意、仍以吏人為首。</p>
<p>名例律四四条</p> <p>諸共犯罪而有逃亡、見獲者稱亡者為首、更無証徒、則決其從罪。後獲亡者、稱前人為首、鞫問是實、還依首論、通計前罪、以充後數。若前輸贖物、後心還者、還之。其增減人罪、令有輕重者、亦從此律。若枉入人徒年者、即計庸、折除課役及贖直「每枉一年、折二年。雖不滿年、役過五十日者、折一年。即當年無課役者、折來年。其有軍役者、折役日」。其本心徒、已決杖笞者、即以杖笞贖直、准減徒年。</p>	<p>名例勅（卷73刑獄門3折杖減役・卷74刑獄門4老疾犯罪旁照法）</p> <p>諸決杖心通計者、計所犯杖數、以相准折。每笞貳下「諸軍小杖、同」、折大杖壹。笞肆下・大杖貳、各折春杖壹。減就刑名決之「若犯徒參年・流參阡里・加役流、及犯流心配充軍刺面人・婦人犯流、已決杖陸拾者、並決就徒壹年。或已決杖柒拾、并犯流貳阡伍佰里、已決杖陸拾者、並減就杖壹佰。如犯徒壹年半、已決杖捌拾、減就笞伍拾之類。已減就刑名決之、而有餘數者、勿論」。不成笞刑者、脊杖壹・大杖貳・笞肆下、各贖銅壹斤。其心編配・居作・勒停・還俗之類、各尽本法。即死罪、已決徒流而情輕者、奏裁「会思、及以災傷心減者、通計如法」。</p>

名例律四五條

諸二罪以上俱發、以重者論〔謂非心累者、唯具条其狀、不累輕以加重。若重罪心贖、輕罪心居作・官当者、以居作・官当為重〕。等者、從一。若一罪先發、已經論決、餘罪後發、其輕若等、勿論。重者、更論之、通計前罪、以充後數。即以贓致罪、類犯者、並累科。若罪法不等者、即以重贓併滿輕贓、各倍論〔累、謂止累見發之贓。倍、謂二尺為一尺。不等、謂以強盜・枉法等贓、併從竊盜・受所監臨之類。即監臨主司因事受財、而同事共与、若一事類受、及於監守類盜者、累而不倍〕。其一事分為一罪、罪法若等、則累論。罪法不等者、則以重法併滿輕法〔罪法等者、謂若貿易官物、計其等准盜論、計所利以盜論之

名例勅（卷73刑獄門3折杖減役）

諸罪人應決而役者、計所役日、以減笞杖之數。每貳拾柒日、当脊杖壹。玖日、当大杖壹。柒日、当笞壹〔有零日者、各聽当壹〕。應役而決者、計所決笞杖、減其役日。每脊杖壹、当伍拾肆日。大杖壹、当貳拾柒日。笞壹、当拾肆日。即應決而配者、亦計役日、以減其笞杖〔諸軍長行非配遠惠州・沙門島者、不在計日減笞杖之限〕。刺面、別当徒壹年〔謂元非刺面配充軍者。先以刺面当年、次以配役日減笞杖〕。編管者、聽以貳日当壹日〔有零日、亦聽当壹日〕。若止心編配決徒流者、奏裁。

名例勅（卷74刑獄門4犯罪更為）

諸貳罪以上、合以重論、而重罪應贖、輕罪應決、則決其輕罪之數。餘以贖論。

<p>類。罪法不等者、謂若請官器仗、以亡失併從毀傷、以考校不實併從失不實之類」。累併不加重者、止從重。其心除免・倍沒・備償・罪止者、各尽本法。</p>	<p>斷獄勅（卷73刑獄門3檢斷） 諸斷罪無正条者、比附定刑。慮不中者、奏裁。</p>
<p>名例律五〇条 諸斷罪而無正条、其心出罪者、則拳重以明輕。其心入罪者、則拳輕以明重。</p>	<p>名例勅（卷16文書門1詔勅条制・卷17文書門2毀失旁照法・卷17文書門2質壳旁照法） 諸稱制書者、詔・告・宣・勅・御札・御宝批・降、及三省樞密院奉聖旨文書、同「謂非有司贍降者」。</p>
<p>名例律五一条 諸稱乘輿・車駕、及御者、太皇太后・皇太后・皇后、並同。稱制勅者、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子令、減一等。若於東宮犯失、及宮衛有違、應坐者、亦同減例「本心十惡者、雖得減罪、仍從本法」。</p>	<p>名例勅（卷8職制門5親嫌） 諸稱親戚者、謂同居「無服、同」、若總麻以上「本宗祖免、同」、母妻大功以上親「姑・姊妹・姪女・孫女之夫、姪女・孫女之子、同」、女婿子婦之父祖兄弟「孫女婿及孫婦之父、兄弟妻及姊妹夫之父、同」、母妻姊妹外孫、及甥之夫「妻之姊妹之子、若外祖父及舅、同」。</p>
<p>名例律五二条 諸稱周親、及稱祖父母者、曾高同。稱孫者、曾玄同。嫡孫承祖、与父母同「緣坐者、各從祖孫本法」。其嫡・繼・慈母、若養者、与親同。称子者、男女同「緣坐者、女不同」。称祖免以上親者、各依本服論、不以尊庄及出降。義服、同正服。</p>	<p>名例勅（卷47賦役門1攬納稅租旁照法・卷74刑獄門4比罪・卷75刑獄門5編配流役・卷75刑獄門5部送罪人旁照法） 諸罪心減等、或為從、若反坐・罪之・坐之・与同罪・准枉法・准窃盜論者、不在編配之例「誣告・出入之類、</p>
<p>名例律五三条 諸稱反坐、及罪之・坐之・与同罪者、止坐其罪「死者、止絞而已」。称准枉法論・准盜論之罪、止流三千里、但准其罪。並不在除免・倍贓・監主加罪・加役流之例。称</p>	<p>名例勅（卷47賦役門1攬納稅租旁照法・卷74刑獄門4比罪・卷75刑獄門5編配流役・卷75刑獄門5部送罪人旁照法） 諸罪心減等、或為從、若反坐・罪之・坐之・与同罪・准枉法・准窃盜論者、不在編配之例「誣告・出入之類、</p>

以枉法論及盜論之類、皆与真犯同。

比罪者、自依本法」。即以累犯或情理兇惡應編配、及本
 条言皆編配者、不以從免。其以罪名定編配應減者、依減
 至罪名編配法「謂如徒罪配・杖罪編管者、罪雖減等徒罪
 仍配、減至杖者編管之類」。

名例律五七条

諸称道士・女冠者、僧尼同。若於其師、与伯叔父母同。
 其於弟子、与兄弟之子同。觀寺部曲・奴婢於三綱、与主
 之周親同。餘道士、与主之總麻同「犯姦盜者、同凡人」。

名例勅（卷50道釈門1総法）

諸称觀寺者、宮院同。称僧道者、尼女冠同。称主首者、
 網維同。

名例勅（卷50道釈門1総法）

諸童行与師相犯、論如師弟子律、不入十惠。即違法為童
 行「已度為僧道者、同」、以凡論。其師罪致死者、奏裁
 「犯時於法無違者、依本法」。

〔表5〕律条・勅条対応表（雜）

律条	勅条
<p>雜律三条</p> <p>諸私鑄錢者、流三千里。作具已備、未鑄者、徒二年。作 具未備者、杖一百。若磨錯成錢、令薄小、取銅以求利者、 徒一年。</p>	<p>雜勅（卷29權禁門2私鑄錢）</p> <p>諸私鑄錢者、絞「謂私鑄当參・当貳・小平、或鉄錢、及 夾錫錢。餘条、称私鑄錢者、准此」。未成伯、減壹等。 指教人及工匠、為從。死罪從、及罪至流者、配阡里。以 渣垢夾鑄、罪至死者、奏裁。以雜物私造「以銅淬鉄錢、 以鉄錢染為銅色者、亦是」、可乱俗者、減私鑄法壹等。</p>

不及伯文、又減壹等。並許人捕。廂者巡察人失覺察私鑄錢、徒壹年。巡檢·隍尉·都監、減壹等。隍令、州城内知州·通判、各又減壹等。若雜物私造者、各又遞減壹等。以上、知而不舉、或故縱者、減罪人罪貳等。内廂者巡察人故縱犯人應配者、仍配伍伯里。鄰保知而不糾、加伍保不糾罪壹等。「若雜物私造、止依伍保知而不糾律」。即保内如能糾舉、免罪。獲者、給賞如法。

雜勅（卷29權禁門2私鑄錢）

諸製造壳借若与人鑄錢作具者、減犯人罪壹等罪。買借及受之者、与同罪。已造而未成者、減參等。許人告。

雜勅（卷29權禁門2私鑄錢）

諸有私鑄錢、不搗毀而輒行使者、杖壹伯。許人告。

雜勅（卷29權禁門2鑄鑿錢寶·卷51道積門2雜犯旁照法）

諸銚銷及磨錯剪鑿錢、取銅以求利、或鑄造器物「夾雜鉛錫打造、計銅斤重科罪。已銚銷、雖未成器物、亦是」、若工匠、及壳買與販之者、壹兩、杖壹伯。壹斤、加壹等「工匠、送鑄錢監充役」。捌斤、皆配本城。拾斤、皆配伍伯里。命官及有蔭人、奏裁。並許人捕。廂者巡察人、及地分官吏「州都監·隍鎮巡尉、各分認地分界至」知而不糾、以違制論、仍放罷。吏人、勒停「犯人罪輕者、与同罪」。鄰保知而不糾、杖壹伯。即保内能糾舉、或工匠能首告者、免罪、給賞如法。官司不即給賞、舉告捕人經監

<p>雜律一〇条 諸負債違契不償、一匹以上、違二十日、笞二十。二十日、加一等、罪止杖六十。三十匹、加二等。百匹、又加三等。各令備償。</p>	<p>司越訴。 雜勅（卷32財用門3理欠・卷80雜門出举債負） 諸負債違契不償、罪止杖壹伯。</p>
<p>雜律一一條 諸負債不告官司、而強牽財物、過本契者、坐贓論。</p>	<p>雜勅（卷80雜門出举債負） 諸以財物出举、而回利為本者、杖陸拾。以威勢毆縛取索、加故殺罪參等。</p>
<p>雜律一二条 諸妄以良人為奴婢、用質債者、各減自相壳罪三等。知情而取者、又減一等。仍計庸以當償直。</p>	<p>雜勅（卷80雜門出举債負） 諸以債負質当人口「虛立人力女使雇契、同」、杖壹伯。人放逐便、錢物不追。情重者、奏裁。</p>
<p>雜律一四条 諸博戲賭財物者、各杖一百「举博為例、餘戲皆是」。贓重者、各依已分、准盜論「輸者、亦依已分為從坐」。其停止主人、及出玖、若和合者、各如之。賭飲食者、不坐。</p>	<p>雜勅（卷80雜門博戲財物） 諸開櫃坊、停止博戲賭財物者、鄰州編管。於出軍營內停止者、配本城。並許人告。廂著巡察・軍營入宿提拳人、失覺察者、杖捌拾。</p> <p>雜勅（卷80雜門博戲財物） 諸博戲賭財物、并停止・出玖・和合者、各令衆伍日。財物未相付者、並不在計贓之限。</p> <p>雜勅（卷80雜門博戲財物） 諸鬪擊飲食者、各杖捌拾。</p>

<p>雜律一五條</p> <p>諸營造舍宅・車服・器物、及墳塋・石獸之屬、於令有違者、杖一百。雖會赦、皆令改去之〔墳、則不改〕。其物可売者、聽売。若經赦後百日、不改去、及不売者、論如律。</p>	<p>雜勅（卷3失門名服飾器物・卷77服制門喪葬）</p> <p>諸營造車服・器物、及墳塋・石獸之屬、於格式有違者、論如於令有違律。</p>
<p>雜律一九條</p> <p>諸從征、及從行公使、於所在身死、依令送還本郷。違而不送者、杖一百。若傷病而醫食有闕者、杖六十。因而致死者、徒一年。即卒官、家無手力、不能勝致者、仰部送還郷。違而不送者、亦杖一百。</p>	<p>雜勅（卷10職制門7吏卒接送・卷77服制門喪葬）</p> <p>諸命官身亡送還人〔丁憂不解官所差送喪樞人、同〕擅自歸及逃亡、罪輕者、杖壹佰。部轄職員・將校・節級、并為首率衆者、各徒壹年。並自首不免。不切部轄者、杖捌拾。</p>
<p>雜律二二條</p> <p>諸不応入馭而入者、笞四十。輒受供給者、杖一百。計贓重者、准盜論。雖応入馭、不合受供給而受者、罪亦如之。</p>	<p>雜勅（卷10職制門7舍馭）</p> <p>諸居占館馭、過參拾日者〔館馭什物輒借出外、及見任官居占館馭作廨宇、同〕、徒壹年。臨流亭館馬鋪遞鋪、杖壹佰。官司知而不遣、各減犯人壹等。</p> <p>雜勅（卷10職制門7舍馭）</p> <p>諸不応入馭人、仰勒取索馭內所無之物、致当馭人陪錢物者、以乞取監臨財物論。</p>
<p>雜律二二條</p> <p>諸姦者、徒一年半。有夫者、徒二年。部曲・雜戶・官戶姦良人者、各加一等。即姦官私婢者、杖九十〔奴姦婢、亦同〕。姦他人部曲妻、雜戶・官戶婦女者、杖一百。強</p>	<p>雜勅（卷80雜門諸色犯姦）</p> <p>諸強姦者〔女拾歲以下、雖和、亦同〕流參阡里、配遠惡州。未成、配伍伯里。折傷者、絞。先強後和、男從強法、婦女減和壹等。即因盜而強姦者、絞〔雖非財主、亦是〕。</p>

者、各加一等。折傷者、各加闕折傷罪一等。

雜律二五條

諸姦父祖妾〔謂曾經有父祖子者〕・伯叔母・姑・姊妹・子孫之婦・兄弟之女者、絞。即姦父祖所幸婢、減二等。

雜律二六條

諸奴姦良人者、徒二年半。強者、流。折傷者、絞。其部曲及奴、姦主及主之周親、若周親之妻者、絞。婦女、減一等。強者、斬。即姦主之總麻以上親、及總麻以上親之妻者、流。強者、絞。

會恩、及未成、配阡里。

雜勅（卷80雜門諸色犯姦）

諸姦父祖女使、徒參年。非所幸者、杖壹佰。曾經有子、以妾論。罪至死者、奏裁。姦別房及異居親女使、以凡論。別房非所幸者、杖捌拾。

雜勅（卷80雜門諸色犯姦）

諸人力姦主、品官之家、絞。未成、配阡里。強者、斬。未成、配廣南。民庶之家、加凡人參等、配伍伯里。未成、配鄰州。強者、絞。未成、配參阡里。即姦主之親〔親之妻服輕、或無服者、各用其夫服〕、品官之家、總麻・小功、加凡人壹等。大功・期親、遞加壹等。已成、并配鄰州。民庶之家、大功以上、各減品官之家壹等。以上、和姦者、婦女各減人力壹等。

雜勅（卷80雜門諸色犯姦）

諸旧人力姦主者、品官之家、加凡姦貳等。民庶之家、加壹等。即佃客姦主、各加貳等。以上、婦女、及旧主与女使姦者、各以凡論。

雜勅（卷80雜門諸色犯姦）

諸姦未成者、減已成罪壹等。誘諱者、杖捌拾。婦女非和同者、止坐男子。

雜律二七條

諸和姦、本条無婦女罪名者、与男子同。強者、婦女不坐。其媒合姦通、減姦者罪一等〔罪名不同者、從重減〕。

雜律三六條

雜勅（卷80雜門毀失官私物）

<p>諸不修隄防、及修而失時者、主司、杖七十。毀害人家、漂失財物者、坐贓論減五等。以故殺傷人者、減闕殺傷罪三等。「謂水流漂害於人。即人自涉而死者、非」。即水雨過常、非人力所防者、勿論。其津濟之処、応造橋航、及応置船棧、而不造置、及擅移橋濟者、杖七十。停廢行人者、杖一百。</p>	<p>諸輒毀坏官橋者、徒貳年、配伍伯里。許人告。</p>
<p>雜律四二条 諸失火、及非時燒田野者、笞五十。「非時、謂二月一日以後、十月三十日以前。若鄉土異宜者、依鄉法」。延燒人舍宅及財物者、杖八十。賊重者、坐贓論減三等。殺傷人者、減闕殺傷二等。其行道然火不滅、而致延燒者、各減一等。</p>	<p>雜勅（卷80雜門燒舍宅財物） 諸因燒田野、致延燒係官山林者、杖壹伯。故燒者、奏裁。並許人告。其州県官司及地分公人失覺察、杖陸拾。</p>
<p>雜律四三条 諸於官府廨院及倉庫内失火者、徒二年。在宮内、加二等。「廟社内、亦同」。損害賊重者、坐贓論。殺傷人者、減闕殺傷一等。延燒廟及宮闕者、絞。社、減一等。</p>	<p>雜勅（卷80雜門失火） 諸官府廨院応住家処失火者、論如非時燒田野律。</p>
<p>雜律四四条 諸故燒官府廨舍及私家舍宅、若財物者、徒三年。贓滿五匹、流二千里。十四、絞。殺傷人者、以故殺傷論。</p>	<p>雜勅（卷80雜門燒舍宅財物） 諸故燒官糧草錢帛軍器防城官物「並謂積聚、或在倉庫内者。下条故燒官酒麴等、准此」、并敵棚棧槽、及倉庫屋宇者、絞。謀而未行、或已燒未然者、各減壹等。「已然而自撲滅者、亦同未然。餘条称未然、准此」。及死罪從、並配広南。流罪從、配阡里。在縁辺・次辺者、皆斬。謀</p>

而未行、或已燒未然者、皆當行処斬。已然而專副及看守
巡防人、失覺察者、杖壹佰。若緣辺・次辺、計已燒之直
伍拾貫以上者、加貳等。監官、各減壹等。擅離地分、致
故燒者、各加貳等。

雜勅（卷80雜門燒舍宅財物）

諸故燒黃河埽岸并物料場、依燒糧草法。非向着処、依燒
積聚財物法。監專巡防人、失覺察者、各杖壹佰。非向着
処、杖柒拾。擅離地分、致燒者、各加參等。

雜勅（卷80雜門燒舍宅財物）

諸故燒官酒麴茶塩香礬寶貨、流參阡里、配広南。謀而未
行、或已燒未然者、各減壹等。及流罪徒、並配阡里。已
然而專副及看守巡防人、失覺察者、杖捌拾。監官減等。
擅離地分、致故燒者、各加貳等。

雜勅（卷80雜門燒舍宅財物）

諸故燒有人居止之室者、絞。無人居止舍宅、若積聚財物
〔蚕簇、同積聚〕、依燒私家舍宅財物律。死罪徒、及為首
而罪不至死、各配阡里。從者、配鄰州。非積聚財物、及
積聚草木之類、計贓、准盜論、加貳等。非積聚草木之類、
計贓、准盜論。已燒未然者、各減壹等。即到致延燒者、
各依故燒法〔故燒非舍宅、而延燒有人居止之室者、正依
無人居止舍宅法。下条延燒、准此〕。死罪非殺人者、奏
裁。応配阡里者、配伍伯里。応配鄰州者、配本州。以上、

殺人者、以故殺傷論〔下条殺傷人、准此〕。

雜勅（卷80雜門燒舍宅財物）

諸故燒祖父母父母居止之室、雖未然、從毆法。燒異居總麻以上親居止之室、及舍宅財物草木之類、犯尊長、以凡論。犯卑幼、總麻・小功、減凡人壹等。大功・期親、各遞減壹等〔燒卑幼居止之室、而致殺之者、從故殺法。同居、准此〕。同居者、各減異居貳等〔謂犯人於法不合得分者〕。若同居卑幼、故燒已宅財物草木之類者、加私輒用財律貳等。已上、燒有人居止之室者、雖同居、依異居故燒法。其故燒卑幼之室、而知有尊長幾人在內、各依犯尊長幾人法。

雜勅（卷80雜門燒舍宅財物）

諸故燒有人居止船車箠棧、依有人居止之室法。

雜勅（卷80雜門燒舍宅財物）

諸故燒舍宅財物并積聚草木之類者、許人捕。即故燒非積聚草木之類者、許告〔故燒同居親無人居止舍宅、若財物草木、並不在此制〕。

雜勅（卷80雜門失火）

諸在州失火、都監即時救撲、通判監督。違者、各杖捌拾。雖即救撲監督、而延燒官私舍宅、貳伯間以上〔蘆竹草版屋、參間比壹間〕、都監・通判、杖陸拾。仍奏裁。參伯

雜律四五条

諸見火起、應告不告、應救不救、滅失火罪二等〔謂從本失罪滅〕。其守衛宮殿・倉庫、及掌囚者、皆不得離所守救火。違者、杖一百。

<p>雜律五〇條</p> <p>諸棄毀制書及官文書者、准盜論。亡失及誤毀者、各減二等「毀、須失文字。若欲動事者、從詐增減法」。其誤毀失符移・解牒者、杖六十「謂未入所司而有本案者」。</p>	<p>間以上、知州、准此。其外県丞尉「州城外草市倚郭県、同」、并鎮寨官、依州都監法。</p>
<p>雜律五四條</p> <p>諸棄毀官私器物及毀伐樹木・稼穡者、准盜論。即亡失及誤毀官物者、各減三等。</p>	<p>雜勅（卷17文書門2毀失） 諸棄毀交鈔・遞牒・便錢・公拋・請給券麻者、論如重害文書律「主自棄毀交鈔・便錢・公拋者、不坐」。即棄毀及亡失付身制書・官文書、止坐棄毀及亡失之人。</p> <p>雜勅（卷17文書門2毀失） 諸棄毀亡失付身補授文書「謂告勅・宣劄・帖牒之屬」、官司保明不實者、杖壹伯。</p> <p>雜勅（卷80雜門毀失官私物） 諸棄毀木朱記者、准盜論。亡失及誤毀者、減貳等。</p>
<p>雜律五五條</p> <p>諸毀人碑碣及石獸者、徒一年。即毀人廟主者、加一等。其有用功修造之物、而故損毀者、計庸、坐贓論。各令修</p>	<p>雜勅（卷80雜門採伐山林） 諸係官山林、輒採伐者、杖捌拾。許人告。</p> <p>雜勅（卷80雜門採伐山林） 諸因讎嫌毀伐人桑柘者、杖壹伯。積滿伍尺、徒壹年。壹功、徒壹年半「於木身去地壹尺、圍量積滿肆拾貳尺、為壹功」。每功、加壹等。流罪、配鄰州。雖毀伐、而不至枯死者、減□等。</p> <p>雜勅（卷80雜門毀失官私物） 諸毀損人墳冢、及碑碣・石獸之類、並許人告。</p>

立。誤損毀者、但令修之、不坐。

雜律五六条

諸請受軍器、事訖停留不輸者〔積日。輸、猶納也〕、十日、杖六十。十日、加一等。百日、徒一年。過百日不送者、減私有罪二等。其棄毀者、准盜論。若亡失及誤毀傷者、以十分論。亡失一分・毀傷二分、杖六十。亡失二分・毀傷四分、杖八十。亡失三分・毀傷六分、杖一百。即不滿十分者、一当一分論。其經戰陣而有損失者、不坐。儀仗、各減二等。

雜律五七条

諸棄毀・亡失、及誤毀官私器物者、各備償〔謂非在倉庫而別持守者〕。若被強盜者、各不坐・不償。即雖在倉庫、故棄毀者、徵償如法。其非可償者、坐而不備〔謂符印・門鑰・官文書之類〕。

雜律六〇条

諸得闕遺物、滿五日不送官者、各以亡失罪論。賊重者、坐贓論。私物、坐贓減二等。

雜勅（卷80雜門毀失官私物）

諸神臂弓、輒棄毀、罪輕者、流貳阡里。許人告。將校・節級不覺察、杖壹佰。

雜勅（卷80雜門毀失官私物）

諸神臂弓、軍回兵將官〔押隊使臣、同〕計所部亡失〔亡失人隨身不到者、非〕、壹分以下、徒貳年。壹分、加壹等。肆分以上、奏裁。

名例勅（卷50道積門1師号度牒）

諸僧道亡失度牒、還俗。

雜勅（卷17文書門2毀失・卷50道積門1師号度牒・卷80雜門毀失官私物）

諸因水火盜賊、毀失印記・制書・官文書者、勿論。僧道度牒〔被人毀失者、同〕、滿拾日不申者、還俗。

雜勅（卷80雜門闕遺）

諸取救得沉溺船所失官物、或流失官船、及所載官物、不送官者、依得闕遺物律。輒費用者〔毀匿壳易質当之類、同〕、准盜論。許人告〔若物已絕離溺處、而取救之人不知係官者、雖費用、止依得闕遺物法〕。

雜勅（卷80雜門闕遺）

諸得闌遺官馬〔外界使人馬、同〕、限外不送官、計贓輕者、壹匹、杖壹伯。壹匹、加壹等、罪止徒參年。匿北使馬、至罪止者、不刺面配本城。並許人告。

〔表6〕 律条・勅条対応表（断獄）

律条	勅条
<p>断獄律二条</p> <p>諸以金刃及他物、可以自殺及解脫、而与囚者、杖一百。若囚以故逃亡、及自傷・傷人者、徒一年。自殺・殺人者、徒二年。若囚本犯流罪以上、因得逃亡、雖無傷殺、亦准此。即囚因逃亡、未断之間、能自捕得、及他人捕得、若囚自首、及已死、各減一等。即子孫以可解脫之物与祖父父母、部曲・奴婢与主者、罪亦同。</p> <p>断獄律五条</p> <p>諸囚応請給衣食醫藥而不請給、及応聽家人入視而不聽、応脱去枷鎖杻而不脱去者、杖六十。以故致死者、徒一年。即減窃囚食、笞五十。以故致死者、絞。</p>	<p>断獄勅（卷75刑獄門5刑獄雜事）</p> <p>諸囚在禁、故自傷殘者、吏人・獄子・防守人、各杖捌拾。因而致死、各加貳等。</p> <p>断獄勅（卷74刑獄門4病囚）</p> <p>諸囚在禁非理致死、事理重者、官吏・獄子、奏裁。若囚病、不即申拳、或不切医治致死数多、或疾病不治責出拾日内死、事理重者、官吏、准此。</p> <p>断獄勅（卷74刑獄門4病囚）</p> <p>諸囚在禁病死〔因捶考過傷、及疾病不治責出拾日内死、而事理輕者、同〕、歲終通計所禁人数、死及壹分、獄子、</p>

	<p>杖壹伯。吏人、減壹等。當職官、又減壹等。每壹分、遞加壹等、罪止徒壹年半。仍不以去官赦降原減。</p> <p>斷獄勅（卷74刑獄門4病囚） 諸病囚合藥錢、輒侵移佗用、依擅支上供錢物法。提点刑獄司常切檢察。</p>
<p>斷獄律九条 諸拷囚、不得過三度、數總不得過二百。杖罪以下、不得過所犯之數。拷滿不承、取保放之。若拷過三度、及杖外以他法拷掠者、杖一百。杖數過者、反坐所剩。以故致死者、徒二年。即有瘡病、不待差而拷者、亦杖一百。若決杖管者、管五十。以故致死者、徒一年半。若依法拷決、而邂逅致死者、勿論。仍令長官等勘驗。違者、杖六十。〔拷決之失、立案、不立案等〕。</p>	<p>斷獄勅（卷73刑獄門3決遣） 諸決罪人而違判增杖者、杖壹伯。徒流罪、徒壹年。入罪重者、各加所入罪壹等。以故致死、各減闕殺罪參等。即所增杖數過貳拾、及於杖上增以佗物者、各加貳等。以故致死、論如前人不合捶考律。</p> <p>斷獄勅（卷73刑獄門3決遣） 諸杖直決人、而暗加杖數、及於杖上增以佗物、故為慘毒者、徒貳年。意在規求、或情涉讎嫌、若決徒流罪者、配本州。以故致死者、依故殺法。仍奏裁。</p> <p>斷獄勅（卷73刑獄門3決遣） 諸罪人應送所屬而輒決、邂逅致死、非挾情者、以違制論。</p>
<p>斷獄律一三条 諸鞠獄官、囚徒伴在他所者、聽移送先繫處併論之〔謂輕從重。若輕重等、少從多。多少等、後從先。若禁處相去百里外者、各從事發處斷之〕。違者、杖一百。若違法移囚、即令當處受而推之、申所管屬推劾。若囚至不受、及</p>	<p>斷獄勅（卷73刑獄門3移囚） 諸違法移囚、流以上、以違制論。即囚至不受、及受而不申者、杖壹伯。</p> <p>斷獄勅（卷73刑獄門3移囚） 諸以在禁罪人避免、按察官点檢、而移往佗所者、徒貳年。</p>

受而不申者、亦与移囚罪同。

許被禁之家越訴。

断獄勅（卷73刑獄門3移囚）

諸勘鞠公事、妄作緣故陳乞移推、及州県未結絶、非冤抑不公、而監司輒移者、各杖捌拾。

断獄勅（卷73刑獄門3決遣）

諸侵夜行刑者、杖壹伯。

断獄勅（卷73刑獄門3決遣）

諸官司行決不如法〔謂用繩核等窒塞其口、或於鼓面抨碰、及用棍棒藤条捶決、并以荆棒竹篲之類杖背者〕、及杖瘡未損而重疊行決者、各以違制論。因而致死者、論如前人不合捶考律。若滴水之類、遲延行決者、杖壹伯。

断獄勅（卷73刑獄門3決遣）

諸決罪人不如法、当職官・杖直、各依首從法。及瘡病不待差而決、事由当職官者、杖直、罪止杖壹伯。

断獄勅（卷73刑獄門3決遣）

諸杖笞〔獄具、枷杻鉗鎖之類、同〕制度違式者、杖陸拾。

断獄勅（卷10職制門7同職犯罪・卷73刑獄門3出入罪）

諸官司失入死罪、壹名、為首者、当職官、勒停。吏人、阡里編管。第貳從、当職官、衝替。事理重吏人、伍伯里編管。第參從、当職官、衝替。事理稍重吏人、鄰州編管。第肆從、当職官、差替。吏人、勒停。貳人、各遞加壹等。

断獄律一四條

諸決罰不如法者、笞三十。以故致死、徒一年。即杖麤細長短不依法者、罪亦如之。

断獄律一九條

諸官司入人罪者〔謂故增減情狀足以動事者、若聞知有恩赦而故論決、及示導令失實辭之類〕、若入全罪、以全罪論〔雖入罪、但本心收贖及加杖者、止從收贖・加杖之法〕。從輕入重、以所剩論。刑名易者、從笞入杖、從徒入流、

亦以所剩論「從徒入流者、三流同比徒一年為剩。即從近流而入遠流者、同比徒半年為剩。若入加役流者、各計加役年為剩」。從笞杖入徒流、從徒流入死罪、亦以全罪論。其出罪者、各如之。即斷罪失於入者、各減三等。失於出者、各減五等。若未決放、及放而還獲、若囚自死、各聽減一等。即別使推事、通狀失情者、各又減二等。所司已承誤斷訖、即從失出入法。雖有出入、於決罰不異者、勿論。

斷獄律二一條
諸聞知有恩赦而故犯、及犯惡逆、若部曲·奴婢毆及謀殺若強姦主者、皆不得以赦原。即殺小功尊屬·從父兄弟、及謀反·大逆者、身雖會赦、猶流二千里。

「謂如第肆從依第參從之類」。為首者、當職官、追壹官勒停。吏人、貳阡里編管。參人、又遞加壹等。為首者、當職官、追兩官勒停。吏人、配阡里「以上、雖非壹案、皆通計」。並不以去官赦降原減。未決者、各遞減壹等「謂第參從依第肆從、第肆從參人依貳人之類」。會赦恩及去官者、又遞減壹等「以上、本罪仍依律。其去官會恩者、本罪自依原減法」。即事涉疑慮、若係強盜及殺人正犯各應配、或中散大夫以上、及武官犯者、並奏裁。

斷獄勅（卷73刑獄門3出入罪）

諸官司失出人罪者、依因罪人以致罪法。

斷獄勅（卷73刑獄門3出入罪）

諸罪人、本罪遇恩原、而輒以虛妄之類收坐者、以入人罪論罪。輒者、杖壹伯。

斷獄勅（卷73刑獄門3推駁旁照法）

諸原以杖笞及無罪人作徒流罪、或以徒流罪作死罪送州者、各杖壹伯。若以杖笞及無罪人作死罪送州者、徒壹年。其故增減情狀者、各從出入法。

斷獄勅（卷10職制門7吏卒接送·卷16文書門1赦降·卷73刑獄門3出入罪·卷77服制門喪葬）

諸大札御札已到、而犯強盜·持仗竊盜·強姦·謀殺人·毆人折傷以上「謀殺·折傷、謂至死、應為正犯者」、各

<p>断獄律二二条</p> <p>諸獄結正「犯翼祖廟諱改為正、下同」、徒以上、各呼囚及其家屬、具告罪名、仍取囚服辯。若不服者、聽其自理、更為審詳。違者、笞五十。死罪、杖一百。</p>	<p>罪至徒、官吏犯入己贓、急脚馬遞鋪兵級曹司盜匿棄私拆遞角或將帶逃亡、官司故稽緩刑獄公事、命官身亡送還人「丁憂不解官所差送喪樞人、同」擅自歸或逃亡、及部轄職員・將校・節級、并為首率衆者、各不以大札赦原減。其故出入人徒以上罪、或容庇罪人拖延、及妄為疏駁會問不円公案致会大札赦者「謂不妨結案、或檢断而故為方便者」、官司及罪人、各准此。即罪人故不承伏、若讎異「家屬称冤、同」、或故自毀傷、及詐称瘡病・產孕・老幼・有蔭告身在遠、或虚称更會別作過犯、官司信憑會問、各妨結断、而致会大札赦者「雖赦前已承、但断決不及、皆是」、亦不得原減。若因駁問讎異、而改断從輕、或刑名不移而罪名改輕、若刑名雖加而当叙遺闕從輕「謂如贓罪改從私罪、或私罪杖改從公罪徒之類」、或干連未經取勘、及不曾讎異之人、自從会教法。</p> <p>断獄勅（卷16文書門1赦降） 諸大札御札已到、而犯徒以上罪情理切害、或殺人罪至死、各会大札赦宥原者、奏裁。</p> <p>断獄勅（卷73刑獄門3移囚） 諸罪人讎異、或家屬称冤、宥申提点刑獄司差官別推、而輒移属原者、徒貳年。若無出入、減參等。</p>
<p>断獄律二九条</p>	<p>断獄勅（卷73刑獄門3決遣）</p>

諸死罪囚、不待覆奏報下而決者、流二千里。即奏報應決者、聽三日乃行刑。若限未滿而行刑者、徒一年。即過限、違一日、杖一百。二日、加一等。

断獄律三〇条

諸断罪、應決配之而聽收贖、應收贖而決配之、若應官当而不以官当、及不应官当而以官当者、各依本罪、減故失一等「死罪、不減」。即品官任流外及雜任、於本司及監臨犯杖罪以下、依決罰例。

諸死罪應奏裁而輒決者、流貳仟里「謂非刑名疑慮、或情法輕重、及可憫者」。

断獄勅（卷73刑獄門3出入罪）

諸断罪、應決徒流而編配、應編配而決徒流、各減出入罪貳等「謂如應決徒罪而刺配、從刺配減貳等之類」。出入重者、計所剩、以全罪論「謂如應決壹年而配沙門鳥合比流者、以全入徒參年論之類」。

〔表4〕〔表5〕〔表6〕 凡例

一 律条は中華書局点校本『宋刑統』（吳翊如点校『宋刑統』中華書局、一九八四）による。ただし闕失部分は「訳註三」による。句読は適宜改める。「」内は原註を示す。

二 勅条は古典研究会影印本『慶元条法事類』（『静嘉堂文庫所蔵 慶元条法事類』古典研究会、一九六八）による。ただし数字は原則として大字に統一し、誤脱は適宜改める。（）内は巻・総門・別門、「」内は原註を示す。

以上の検証を通じて、名例律は五七箇条のうち二二箇条、雜律は五二箇条のうち二四箇条、断獄律は三四箇条のうち一〇箇条に、対応する勅条が想定された。名例については約三九パーセント、雜については約四六パーセント、断獄については約二九パーセントの律条に、対応する勅条が想定された。現存『慶元条法事類』が残闕本である限り最終的な結論を得ることはできないが、とりあえずは、律条の三分の一程度が勅条との間に対応関係を想定されたことになる。

以下、名例・雜・断獄以外の篇目も交えながら、慶元勅と唐律の対応規定の具体的な比較を通じて、律条と勅

宋代以勅補律考

条の間の相互補完関係を概観する。律条と勅条の提示に際しては、原文を先に掲げ、訓読文を附記する。律条と勅条の対応関係を考察したあと、律条を勅条によって修改した試作条文を提示する。試作条文においては、勅条により修改される部分は傍点○を附して示す。史料の改変は好ましいことではないが、勅条による律条の修改の実態を可視化する試みとして理解されたい。

【対応検証1】

慶元雜勅^⑬（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、出挙債負^⑭）

諸負債違契不償、罪止杖壹伯。

諸ぞ債を負ひ、契に違ひて償はざれば、罪は杖壹伯に止む。

は債務弁済懈怠の処罰規定である。刑の上限を杖一百とするだけで、きわめて不十分な節略文に見える。これに対応する律条は雜律一〇条

諸負債違契不償、一匹以上、違二十日、笞二十。二十日、加一等、罪止杖六十。三十四、加二等。百匹、又加三等。各令備償。

諸ぞ債を負ひ、契に違ひて償はざれば、一匹以上は、二十日を違ひたれば、笞二十。二十日ごとに一等を加へ、罪は杖六十に止む。三十匹は二等を加ふ。百匹は又た三等を加ふ。各々備償せしむ。

である。雜律一〇条の法定刑は「表7A」に示すように、未弁済の債務額が一匹以上の場合、弁済期限の徒過日数が二〇日以上は笞二十、四〇日以上は笞三十、六〇日以上は笞四十、八〇日以上は笞五十、一〇〇日以上は杖

六十で、これが上限である。未弁済の債務額が三〇匹以上の場合、弁済期限の徒過日数が二〇日以上は笞四十、四〇日以上は笞五十、六〇日以上は杖六十、八〇日以上は杖七十、一〇〇日以上は杖八十で、これが上限である。未弁済の債務額が一〇〇匹以上の場合、弁済期限の徒過日数が二〇日以上は杖七十、四〇日以上は杖八十、六〇日以上は杖九十、八〇日以上は杖一百、一〇〇日以上は徒一年で、これが雑律一〇条の法定刑の上限である。慶元雜勅⑬は雑律一〇条の法定刑の上限を杖一百に修改する。「表7B」に示すように、未弁済の債務額が一〇〇匹未満の場合は律条のまま、未弁済の債務額が一〇〇匹以上の場合も弁済期限の徒過日数が一〇〇日未満であれば律条のままであるが、一〇〇日以上の刑が杖一百に減輕され、これが上限となる。雑律一〇条の刑の上限を徒一年から杖一百へと引き下げる勅条なので、節略文

宋代以勅補律考

〔表7A〕 雑律10条の法定刑

	一匹	三十四	一百匹
二十日	笞二十	笞四十	杖七十
四十日	笞三十	笞五十	杖八十
六十日	笞四十	杖六十	杖九十
八十日	笞五十	杖七十	杖一百
一百日	杖六十	杖八十	徒一年

〔表7B〕 雑律10条を慶元雜勅⑬により修改した法定刑

	一匹	三十四	一百匹
二十日	笞二十	笞四十	杖七十
四十日	笞三十	笞五十	杖八十
六十日	笞四十	杖六十	杖九十
八十日	笞五十	杖七十	杖一百
一百日	杖六十	杖八十	

一〇三

のように見えても正文である。慶元雜勅^⑬は『名公書判清明集』卷九、戸婚門、争財、欠負人実無從出合免監理法に在りては、債負もて、契に違ひて償はざれば、官は追理を為すも、罪は杖一百に止め、並びに留禁せず。

に、慶元関市令^①（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、出举債負^⑭）

諸そ債を負ひ、契に違ひて償はざれば、官は理索を為す。欠したる者、逃亡したれば、保人、代償す。各々留禁するを得ず。即し欠したること伍年の外に在り、或は法に違ひて利を取り、及び売価を高擡し、若しくは元と穀米を借りて価錢に准折せしめたる者は、各々受理するを得ず。其れ質を収めたる者、限を過ぎて贖はざれば、私約に従ふを聴す。

と混合して載せられている。戴建國氏が「勅が律に対して補充を行う場合、律のなかに列記された刑罰条項は、勅文のなかには重複して記載されない^⑮」というように、律条をそのまま適用できるのであれば、律条を修改する勅条は律条の規定を重ねて規定することはない。律条を修改するために必要な文言のみを勅条は規定し、修改の対象としない律条の文言は律条に委ねる。雜律一〇条を慶元雜勅^⑬により修改した条文を試作すると次のようになる。

諸負債違契不償、一匹以上、違二十日、笞二十。二十日、加一等、罪止杖六十。三十四、加二等。百匹、又加三等、罪止杖一百。各令備償。

諸そ債を負ひ、契に違ひて償はざれば、一匹以上は、二十日を違ひたれば、笞二十。二十日ごとに一等を加へ、罪は杖六十に止む。三十四は二等を加ふ。百匹は又た三等を加へ、罪は杖一百に止む。各々備償せ

しむ。

【対応検証2】

慶元賊盜勅①（『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、刑獄雜事、旁照法²⁰⁶）

諸窃盜、得財、杖陸拾。肆伯文、杖柒拾。肆伯文、加壹等。貳貫、徒壹年。貳貫、加壹等。過徒參年、參貫、加壹等。貳拾貫、配本州。

諸ぞ窃盜、財を得たれば杖陸拾。肆伯文は杖柒拾。肆伯文ごとに壹等を加へ、貳貫は徒壹年。貳貫ごとに壹等を加ふ。徒參年を過ぐれば、參貫ごとに壹等を加ふ。貳拾貫は本州に配す。

は窃盜に関する一般的な処罰規定である。銅錢の貫文で表示する贓額に応じて規定される法定刑は、財物を領得した得財は杖六十、領得した財物の価額が四〇〇文以上は杖七十、八〇〇文以上は杖八十、一貫二〇〇文以上は杖九十、一貫六〇〇文以上は杖一百、二貫以上は徒一年、四貫以上は徒一年半、六貫以上は徒二年、八貫以上は徒二年半、一〇貫以上は徒三年、一三貫以上は流二千里、一六貫以上は流二千五百里、一九貫以上は流三千里、二〇貫以上は流三千里と配本州の併科である。窃盜に関する一般的な律条は賊盜律三五条

諸窃盜、不得財、笞五十。一尺、杖六十。一匹、加一等。五匹、徒一年。五匹、加一等。五十四、加役流。

諸ぞ窃盜、財を得ざれば笞五十。一尺は杖六十。一匹ごとに一等を加へ、五匹は徒一年。五匹ごとに一等を加へ、五十四は加役流。

である。絹布の匹尺で表示する贓額に応じて規定される法定刑は「表8A」に示すように、財物を領得するに至

らない不得財は笞五十、得財一尺以上は杖六十、一匹一尺以上は杖七十、二匹一尺以上は杖八十、三匹一尺以上は杖九十、四匹一尺以上は杖一百、五匹以上は徒一年、一〇匹以上は徒一年半、一五匹以上は徒二年、二〇匹以上は徒二年半、二五匹以上は徒三年、三〇匹以上は流二千里、三五匹以上は流二千五百里、四〇匹以上は流三千里、五〇匹以上は加役流である。貨幣経済の進展という社会情勢の変化に応じて、贓額の表示方法は絹布の匹尺から、銅銭の貫文に改められた。慶元賊盜勅①はそれに対応する刑名を定めるとともに、賊盜律三五条には規定のない得財一尺未満——名例律五〇条「諸そ罪を断ずるにして正条なく、……其の応に罪を入るべき者は、則ち輕きを挙げて以て重きを明らかにす」に定められる挙輕明重の法理により、不得財と同じ笞五十を適用される——に相応する得財四〇〇文未満に適用される刑名を定めている。慶元賊盜勅①の規定は、すべて賊盜律三五条の規定と抵触するから、賊盜律三五条の規定に優越する。その限りにおいては、魏殿金氏の「勅文が〔律条の〕当該条文に対して全面的に修改を行った⁽²⁰⁾」とする指摘は妥当する。しかし賊盜律三五条の窃盜不得財の処罰規定に相当する規定は慶元賊盜勅①にはみられないから、魏殿金氏の指摘に従えば慶元賊盜勅①は窃盜不得財の不処罰を定めたことになってしまふ。窃盜不得財を笞五十とする賊盜律三五条の規定と抵触する規定を慶元賊盜勅①がもたないのは、慶元賊盜勅①が窃盜不得財の刑を改めないからである。慶元賊盜勅①は賊盜律三五条の全面的修改規定ではなく、部分的修改規定である。賊盜律三五条を慶元賊盜勅①により修改した条文を試作すると

諸窃盜、不得財、笞五十。得財、杖六十。四百文、杖七十。四百文、加一等。二貫、徒一年。二貫、加一等。過徒三年、三貫、加一等。二十貫、配本州。

諸そ窃盜、財を得ざれば笞五十。財を得たれば杖六十。四百文は杖七十。四百文ごとに一等を加へ、二貫

[表 8 A] 賊盜律35条の法定刑

	五刑
不得財	笞五十
得財	
一尺	杖六十
一匹一尺	杖七十
二匹一尺	杖八十
三匹一尺	杖九十
四匹一尺	杖一百
五匹	徒一年
十匹	徒一年半
十五匹	徒二年
二十匹	徒二年半
二十五匹	徒三年
三十匹	流二千里
三十五匹	流二千五百里
四十匹	流三千里
五十匹	加役流

[表 8 B] 賊盜律35条を慶元賊盜勅①により
修改した法定刑

	五刑	編配
不得財	笞五十	
得財	杖六十	
四百文	杖七十	
八百文	杖八十	
一貫二百文	杖九十	
一貫六百文	杖一百	
二貫	徒一年	
四貫	徒一年半	
六貫	徒二年	
八貫	徒二年半	
十貫	徒三年	
十三貫	流二千里	
十六貫	流二千五百里	
十九貫	流三千里	
二十貫		配本州

は徒一年。二貫ごとに一等を加ふ。徒三年を過ぐれば、三貫ごとに一等を加ふ。二十貫は本州に配す。のようになり、表にして示せば「表 8 B」のようになる。

勅条では原則として銅錢の貫文により示される。慶元名例勅⑫（『慶元条法事類』卷七六、当贖門、総法）

諸そ盜を犯したれば、勅を以て錢を計りて罪を定め、律を以て絹を計りて除免す。即し応に当・贖すべくし

て、罪、加役流に至れば、律に依る。

は贓額の表示方法の違いによる刑名適用の混乱を解決するための規定である。戴建國氏が慶元名例勅^⑫を示して「錢を以て贓を計り罪を定め、編勅の条項を適用することは、一般人に用いられた。絹を計り罪を除免し、律の条項を適用することは、官員に用いられた^⑰」とするように、贓額を銅錢により算定し勅条を適用して実刑を科すのは凡人の盜犯に限られ、除免・免官・免所居官、あるいは加役流に該当して官當・收贖とする官員などの盜犯は贓額を絹布により算定して律条により処断する^⑱。したがって官員などの盜犯の処断に際しては、賊盜律三六条（第三章第一節所掲）だけでなく、賊盜律三五条も慶元年間の現行規定であったから、銅錢と絹布の価額の換算が常に必要であった。『宋史』卷二〇〇、志一五三、刑法志一、乾道六年（一一七〇）

詔すらく「絹を以て贓を計る者は、更に一貫を増し、四千を以て一匹と為す」と。議者又た言へらく「盜を犯したれば、勅を以て錢を計りて罪を定め、律を以て絹を計る。今、律の絹を以て罪を定むる者は、遞々一千を増したれば、勅内の錢を以て罪を定むるも、亦た合に例みに一千を増すべし」と。之に従ふ。によれば、慶元年間には銅錢四貫を絹布一匹とする公定換算比率が行われていた^⑲。

【対応検証3】

慶元賊盜勅③（『慶元条法事類』卷九、職制門六、饋送、旁照^⑳法）

諸監臨主守自盜及盜所監臨財物、罪至流、配本州「謂非除免者」。參拾伍匹、絞。

諸之監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盜みたれば、罪、流に至れば、本州に配す「除免に非

ざる者を謂ふ」。参拾伍匹は絞。

は監主自盗すなわち監臨主守の官員による窃盜の処罰規定である。これに対応する律条は賊盜律三六条

諸監臨主守自盜及盜所監臨財物者〔若親王財物而監守自盜、亦同〕、加凡盜二等。三十匹、絞〔本条已有加者、亦累加之〕。

諸之監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盜みたる者は〔若し親王の財物にして、監守自ら盜みたれば、亦た同じ〕、凡盜に二等を加ふ。三十匹は絞〔本条、已に加ふことある者は、亦た之に累加す〕。

である。賊盜律三六条が定める監主自盜の刑は「表9 A」に示すように、賊盜律三五条に定める凡人の窃盜の刑に二等を加えて、不得財は杖七十、得財一尺以上は杖八十、一匹一尺以上は杖九十、二匹一尺以上は杖一百、三匹一尺以上は徒一年、四匹一尺以上は徒一年半、五匹以上は徒二年、一〇匹以上は徒二年半、一五匹以上は徒三年、二〇匹以上は流二千里、二五匹以上は流二千五百里であり、三〇匹以上は絞である。慶元賊盜勅③は、戴建国氏が「律文〔賊盜律三六条〕に対してふたつの点で補充と修改を行っている。第一には罪が流に至ったときに ついての措置で、配本州という従刑を増加した。第二には自盜の財物が三十五匹に至ったときは、絞刑に処することを規定した。このほかに、三十五匹以下を盜んだ罪犯に対していかなる処罰をするのか、勅は言及していない。換言すれば、法官が具体的に判案をするときには律文も参照する必要があったのであり、律文は「凡盜に二等を加ふ」という処置を規定していたのである。このため、律を離れては、編勅は単独では適用のしようがないときがあったのである」⁽²⁴⁾、魏殿金氏が「当該勅条は死刑の量刑基準を律条の三十匹から三十五匹に引き上げた。

流刑の規定に「配」の適用を附加した。「監臨主守自盜財物」の犯罪の絞刑以下の量刑規定には修改を加えてい

ない⁽²⁵⁾とするように、監主自盗に流刑が適用されて除免が適用されない場合を流刑と配本州の併科、贓額三五匹以上の場合を絞とするだけで、贓額三五匹未満ではいかなる贓額に対していかなる五刑上の刑罰が科されるかを規定しない。しかし慶元賊盜勅③は節略文ではない。流二千五百里までの五刑とそれに相当する贓額は賊盜律三五条と賊盜律三六条に依拠するから規定する必要がある。絞が適用される贓額が三五匹に引き上げられたことにより、三〇匹以上三五匹未満の五刑は必然的に流三千里となる。賊盜律三六条を慶元賊盜勅③により修改した条

[表 9 A] 賊盜律36条の法定刑

	五刑
不得財	杖七十
得財	
一尺	杖八十
一匹一尺	杖九十
二匹一尺	杖一百
三匹一尺	徒一年
四匹一尺	徒一年半
五匹	徒二年
十匹	徒二年半
十五匹	徒三年
二十四	流二千里
二十五匹	流二千五百里
三十四	絞

[表 9 B] 賊盜律36条を慶元賊盜勅③により
修改した法定刑

	五刑	編配	
不得財	杖七十		
得財			
一尺	杖八十		
一匹一尺	杖九十		
二匹一尺	杖一百		
三匹一尺	徒一年		
四匹一尺	徒一年半		
五匹	徒二年		
十匹	徒二年半		
十五匹	徒三年		
二十四	流二千里		配本州
二十五匹	流二千五百里		
三十四	流三千里		
三十五匹	絞		

文を試作すると

諸監臨主守自盜及盜所監臨財物者「若親王財物而監守自盜、亦同」、加凡盜二等。罪。至。流、配本州。「謂。非。除。免者」。三十五匹、絞「本条已有加者、亦累加之」。

諸々監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盗みたる者は「若し親王の財物にして、監守自ら盜み
たれば、亦た同じ」、凡盜に二等を加ふ。罪、流に至れば、本州に配す「除免に非ざる者を謂ふ」。三十五
匹は絞「本条、已に加ふことある者は、亦た之に累加す」。

のようになり、表にして示すと「表9B」のようになる。⁽²¹⁶⁾

【対応検証4】

慶元詐偽勅②（『慶元条法事類』卷一一、職制門八、差破宣借、旁照法）

諸詐欺官私、以取財物、贓伍拾匹、命官・將校奏裁。餘、配本城。

諸々官私を詐欺し、以て財物を取りたれば、贓伍拾匹は、命官・將校は奏裁。餘は本城に配す。

は詐欺についての一般規定である。詐取した財物の価額が五〇匹以上であるとき、命官と將校は奏裁、凡人は配本城とするだけある。贓五〇匹未満の刑を定めないから、節略文としか見えない。律条では詐偽律一二条

諸詐欺官私、以取財物者、准盜論「詐欺百端、皆是。若監主詐取者、自從盜法。未得者、減二等。下条、准此」。知情而取者、坐贓論。知而買者、減一等。知而為藏者、減二等。

諸々官私を詐欺し、以て財物を取りたる者は、盜に准じて論ず「詐欺百端、皆な是なり。若し監主、詐取

したる者は、自から盜法に従ふ。未だ得ざる者は二等を減ず。下条は此に准ず」。情を知りて取りたる者は、坐贓もて論ず。知りて買ひたる者は一等を減ず。知りて為に蔵したる者は、二等を減ず。

が詐欺の一般規定であり、詐欺の刑を準盜論とする。賊盜律三五条に準じて、不得財は笞五十、得財一尺以上は杖六十、一匹一尺以上は杖七十、二匹一尺以上は杖八十、三匹一尺以上は杖九十、四匹一尺以上は杖一百、五匹以上は徒一年、一〇匹以上は徒一年半、一五匹以上は徒二年、二〇匹以上は徒二年半、二五匹以上は徒三年、三〇匹以上は流二千里、三五匹以上は流二千五百里で、四〇匹以上の流三千里が刑の上限である。⁽²⁷⁾詐欺犯が監臨主守の官員であれば、不得財は笞五十、得財一尺以上は杖八十、一匹一尺以上は杖九十、二匹一尺以上は杖一百、三匹一尺以上は徒一年、四匹一尺以上は徒一年半、五匹以上は徒二年、一〇匹以上は徒二年半、一五匹以上は徒三年、二〇匹以上は流二千里、二五匹以上は流二千五百里で、三〇匹以上の流三千里が刑の上限である。慶元詐偽勅②は詐偽律一二条の準盜論の規定を改めないから、贓五〇匹未満の詐取にはこれらの刑名が適用される。慶元詐偽勅②は、贓五〇匹以上の詐取についてのみ、凡人は流三千里と配本城の併科とし、命官・將校は奏裁とすることを補充する正文の規定である。慶元詐偽勅②は贓額を絹匹で規定するから、準盜論で依拠とされる規定は慶元賊盜勅①・慶元賊盜勅③ではなく賊盜律三五条・賊盜律三六条である。詐偽律一二条を慶元詐偽勅②により修改した条文を試作すると次のようになる。

諸詐欺官私、以取財物者、准盜論「詐欺百端、皆是。若監主詐取者、自從盜法。未得者、減二等。下条、准此」。贓五十五匹、命官・將校奏裁。餘、配本城。知情而取者、坐贓論。知而買者、減一等。知而為蔵者、減二等。

諸そ官私を詐欺し、以て財物を取りたる者は、盜に准じて論ず。「詐欺百端、皆な是なり。若し監主、詐取したる者は、自から盜法に従ふ。未だ得ざる者は二等を減ず。下条は此に准ず」。贓五十匹は、命官・將校は奏裁。餘は本城に配す。情を知りて取りたる者は、坐贓もて論ず。知りて買ひたる者は一等を減ず。知りて為に藏したる者は、二等を減ず。

【対応検証5】

慶元雜勅^⑭（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、博戲財物）

諸開櫃坊、停止博戲賭財物者、鄰州編管。於出軍營内停止者^⑮、配本城。並許人告。廂者巡察・軍營入宿提舉人、失覺察者、杖捌拾。

諸そ櫃坊を開き、博戲にて賭する財物を停止したる者は、鄰州編管。出軍の營内に於いて停止したる者は、本城に配す。並びに人の告するを許す。廂者、巡察、軍營の入宿提舉人、覺察を失したる者は、杖捌拾。

は賭博の開帳と賭物の保管をした者の処罰規定である。軍隊外の凡人については鄰州への編管を定めるだけである。慶元雜勅^⑮（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、博戲財物）

諸博戲賭財物、并停止・出玖・和合者、各令衆伍日。財物未相付者、並不在計贓之限。

諸そ博戲して財物を賭し、並びに停止、出玖、和合したる者は、各々令衆伍日。財物もて未だ相ひ付ざる者は、並びに贓を計るの限に在らず。

は、賭博をし、あるいは賭物を保管し、賭場で金貸しをし、賭場で賭客に便宜をはかった者の処罰規定である。

宋代以勅補律考

一一三

刑罰としては令衆五日⁽²⁰⁾だけを定め、賭博者などが財物を交付しなかった場合は贓額をはかって準盜論とすることはないとする。戴建國氏は慶元雜勅⁽¹⁵⁾にもとづいて「令衆の法は単独で執行できる場合もあった⁽²¹⁾」とするが、慶元雜勅⁽¹⁴⁾が五刑に併科する編配を五刑の刑名を定めずに規定することを考えれば、慶元雜勅⁽¹⁵⁾も令衆を五刑に併科するものとして規定したと解すべきである。これらの勅条に対応する雜律一四條

諸博戲賭財物者、各杖一百〔擧博為例、餘戲皆是〕。贓重者、各依己分、准盜論〔輸者、亦依己分為從坐〕。其停止主人、及出玖、若和合者、各如之。賭飲食者、不坐。

諸博戲して財物を賭したる者は、各々杖一百〔博を挙げて例と為す。餘戲は皆な是なり〕。贓重き者は、各々己の分に依りて、盜に准じて論ず〔輸したる者は、亦た己の分に依りて、從と為して坐す〕。其れ停止したる主人、及び出玖、若しくは和合したる者は、各々之の如し。飲食を賭したる者は、坐せず。

は、賭博を杖一百、賭け金を贓として、五匹以上は準盜論と規定するから、刑の上限は流三千里である。慶元雜勅⁽¹⁴⁾は雜律一四條に賭博の開帳と賭物の保管をした凡人への鄰州編管の併科と軍隊内での賭博に関する規定を補充し、慶元雜勅⁽¹⁵⁾は賭博をし、あるいは賭物を保管し、賭場で金貸しをし、賭場で賭客に便宜をはかった凡人への令衆五日の併科とそれらの者が財物を交付しなかった場合は贓額をはかって準盜論とすることはないとの規定を補充したものである。さらに慶元雜勅⁽¹⁶⁾（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、博戲財物）

諸闕擊飲食者、各杖捌拾。

諸ぞ飲食を闕撃したる者は、各々杖捌拾。

は飲食物を賭博に供した者を杖八十とする。これは雜律一四條の飲食物を賭けた者を不処罰とする部分を修改し

たものである。雜律一四條を慶元雜勅^⑭・慶元雜勅^⑮・慶元雜勅^⑯により修改した条文を、軍人の賭博の処罰などに關する部分を除いて試作すれば次のようになるが、語順には検討の余地がある。

諸博戲賭財物者、各杖一百「举博為例、餘戲皆是」。賊重者、各依己分、准盜論「輸者、亦依己分為從坐」。各令衆五日。其停止主人、及出玖、若和合者、各如之。開櫃坊、停止博戲賭財物者、又鄰州編管。並許人告。財物未相付者、並不在計賊之限。閔擊飲食者、各杖八十。

諸博戲して財物を賭したる者は、各々杖一百「博を挙げて例と為す。餘戲は皆な是なり」。賊重き者は、各々己の分に依りて、盜に准じて論ず「輸したる者は、亦た己の分に依りて、從と為して坐す」。各々令衆五日。其れ停止したる主人、及び出玖、若しくは和合したる者は、各々之の如し。櫃坊を開き、博戲にて賭する財物を停止したる者は、又た鄰州編管。並びに人の告するを許す。財物もて未だ相ひ付さざる者は、並びに賊を計るの限に在らず。飲食を閔擊したる者は、各々杖八十。

賭博に關与した者の処断を記録する判語に『名公書判清明集』卷一四、懲惡門、賭博、自首博人支給一半賞錢本府、賭博の禁を嚴しくすること、盜を禁ずると同じ。蓋し以ふに、賭博、已まざれば、必ず盜を為すに至るが故なり。而るに曾細三等、乃て公然として令を犯したれば、本とより合に一例に科断すべきも、且くは近ごろ嘗て賞を立て、同徒人に告首を許すを以てす。今、曾細三は能く自首したるも、熊幼は乃て能くせず。曾細三は罪を免じ、仍ほ一半の賞錢を支給せん。……熊幼は杖一百、枷項令衆し、犯人を候ちて替ふ。袁六二は櫃坊を開き賭博の人を停止したるに係れば、杖一百、隣州に編管し、仍ほ停止の去処を拆毀す。蔣六、蕭二は、未だ曾て賭博に下さずと雖も、然れども袖手旁觀したるは、意、果して安くにか在る。各々杖八十、

放つ。其れ賞錢は、熊幼、袁六二より、均しく監す。

がある。賭場を開帳し博徒を集合させた袁六二の杖一百・鄰州編管は雜律一四條の杖一百と慶元雜勅⑭の鄰州編管の併科、賭博をした熊幼の杖一百・枷項令衆は雜律一四條の杖一百と慶元雜勅⑮の令衆の併科である。

【対応検証6】

慶元雜勅①（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦）

諸強姦者「女拾歳以下、雖和、亦同」流參阡里、配遠惠州。未成、配伍伯里。折傷者、絞。先強後和、男從強法、婦女減和壹等。即因盜而強姦者、絞「雖非財主、亦是」。会恩、及未成、配阡里。

諸ぞ強姦したる者は「女、拾歳以下たれば、和したると雖も、亦た同じ」流參阡里、遠惠州に配す。未だ成さざれば、伍伯里に配す。折傷したる者は絞。先に強ひて後に和したれば、男は強ひたるの法に従ひ、婦女は和したるより壹等を減す。即し盜に因りて強姦したる者は絞「財主に非ざると雖も、亦た是なり」。恩に会ひ、及び未だ成さざれば、阡里に配す。

は強姦についての一般規定である。強姦は流三千里と配遠惠州の併科、強姦の未成すなわち未遂は配五百里、強姦の際の折傷は絞とする。強姦の途中から和姦に変じた場合は、男子は強姦として処断し、女子は和姦から一等減とする。盜犯による強姦は絞であるが、恩赦に会った場合、ならびに強姦の未成は配千里とする。強姦の未成および盜犯による強姦の未成は配軍を規定するだけで五刑を定めない。姦については、慶元雜勅⑰（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦）

諸姦未成者、減已成罪壹等。誘諱者、杖捌拾。婦女非和同者、止坐男子。

諸姦、未だ成さざる者は、已に成したるの罪より壹等を減ず。誘諱したる者は杖捌拾。婦女、和同したるに非ざる者は、止だ男子を坐す。

が姦の未成を已成すなわち既遂から一等減とし、姦の前段階である誘諱すなわち誘いかけは杖八十、女子が和同しなければ男子のみを処罰すると規定する。慶元雜勅^⑦により、強姦の未成は流三千里から一等減の徒三年と配五百里の併科であることが明らかになる。律条では雜律二二条

諸姦者、徒一年半。有夫者、徒二年。部曲・雜戸・官戸姦良人者、各加一等。即姦官私婢者、杖九十〔奴姦婢、亦同〕。姦他人部曲妻、雜戸・官戸婦女者、杖一百。強者、各加一等。折傷者、各加鬪折傷罪一等。

諸姦したる者は、徒一年半。夫ありたる者は、徒二年。部曲・雜戸・官戸、良人を姦したる者は、各々一等を加ふ。即し官私の婢を姦したる者は、杖九十〔奴、婢を姦したるも、亦た同じ〕。他人の部曲の妻、雜戸・官戸の婦女を姦したる者は、杖一百。強ひてしたる者は、各々一等を加ふ。折傷したる者は、各々鬪折傷の罪に一等を加ふ。

が和姦と強姦についての一般規定である。慶元雜勅^①に和姦についての一般規定がないのは、魏殿金氏が「和姦」が宋代においてはすでに犯罪ではなかったということでは決してなく、律文の規定を修改する必要がなかった⁽²²⁾のであり、この犯罪行為があれば、依然として律文に照らして科罪量刑をしたのである」とする⁽²³⁾ように、雜律二二条の和姦の一般規定に依拠するからである。したがって先強後和の姦の女性は、無夫であれば徒一年半から一等減の徒一年、有夫であれば徒二年から一等減の徒一年半となる。慶元雜勅^①は雜律二二条が強姦を和姦の徒

一年半への一等加である徒二年とするのを流三千里に改め、強姦折傷を鬪折傷への一等加から絞へと改め、盜犯による強姦を絞とする規定を補充している。さらに慶元雜勅⑯は雜律二七条

諸和姦、本条無婦女罪名者、与男子同。強者、婦女不坐。其媒合姦通、減姦者罪一等「罪名不同者、從重減」。

諸ぞ和姦、本条に婦女の罪名なき者は、男子と同じ。強ひてしたる者は、婦女は坐せず。其れ姦通を媒合したれば、姦したる者の罪より一等を減ず「罪名の同じからざる者は、重きに從ひて減ず」。

という和姦の男女同罰、強姦の男子のみの処罰、姦通を仲介した媒合の処罰を定める規定を修改するものである。雜律二二条から良賤姦に関する部分を除いて、慶元雜勅⑰により修改した条文を試作すると

諸姦者、徒一年半。有夫者、徒二年。強姦者「女十歳以下、雖和、亦同」流三千里、配遠惡州。未成、配五百里。折傷者、絞。先強後和、男從強法、婦女減和一等。即因盜而強姦者、絞「雖非財主、亦是」。會恩、及未成、配千里。

諸ぞ姦したる者は、徒一年半。夫ありたる者は、徒二年。強姦したる者は「女、十歳以下たれば、和したると雖も、亦た同じ」流三千里、遠惡州に配す。未だ成さざれば、五百里に配す。折傷したる者は絞。先に強ひて後に和したれば、男は強ひたるの法に從ひ、婦女は和したるより一等を減ず。即し盜に因りて強姦したる者は絞「財主に非ざると雖も、亦是なり」。恩に會ひ、及び未だ成さざれば、千里に配す。

のようになり、雜律二七条を慶元雜勅⑱により修改した条文を試作すると次のようになる。

諸姦未成者、減已成罪一等。和姦、本条無婦女罪名者、与男子同。強者、婦女不坐。誘諱者、杖八十。婦女

非和同者、止坐男子。其媒合姦通、減姦者罪一等〔罪名不同者、從重減〕。

諸姦、未だ成さざる者は、已に成したるの罪より一等を減ず。和姦、本条に婦女の罪名なき者は、男子と同じ。強ひてしたる者は、婦女は坐せず。誘譴したる者は、杖八十。婦女、和同したるに非ざる者は、止だ男子を坐す。其れ姦通を媒合したれば、姦したる者の罪より一等を減ず〔罪名の同じからざる者は、重さに従ひて減ず〕。

以上の対応検証が明らかにするように、断片的な節略文にみえる勅条にも正文である可能性がある。律条を可能な限り存置し、律条を修改する部分を必要最小限の範囲で明文化した勅条は、正文であつても断片的な節略文にみえる。律条の構造的な論理性に従い、その整合性を崩さないように作成された勅条は、このような規定構造を有している。断片的な節略文にみえる勅条でも、それが正文である限り、律条を修改するための必要最小限の規定として、律条と一体化して整合的に理解する必要がある。それが基本法典としての律を修改する副次法典としての勅のあり方である。このような律条と勅条の関係について、梅原郁氏が「律（＝刑統）と宋代の勅令格式は正・副のセットであり、「律」を中核とし、同心円的に大きな拡がりで「勅令格式」がそれを包み込んでいた²²⁴」と述べるのは正当である。しかし、勅条について『唐律』に厳然として存在した理念と、それにもとづく体系的構成、抽象化といった方向はむしろ稀薄であり、場合網羅的な、雑然とした罰則の集合体という雰囲気濃厚である。……全体としては唐律の持つていたようなとくに刑法典としての整合性や緻密な構造性、換言すれば基本法典としての性格を具備していたと言ひ難い²²⁵」とするのは妥当ではない。宋勅は行政分野を念頭におい

て場合網羅的な規定を漫然とあつめた不体裁な法典ではないのである。

第四節 『宋刑統』を介する対応

勅条は律条との間にだけ対応関係をもつわけではない。『宋刑統』に附載される制勅や起請との間に対応関係が確認される勅条も存在する。

慶元断獄勅⁽²⁶⁾①（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、検断）

諸そ罪を断ずるに正条なき者は、比附して刑を定む。中らざるを慮る者は、奏裁。

は、罰条のない行為を処罰する場合は比附により刑名を定め、疑義があれば皇帝に奏裁すると規定する。これに対応する名例律五〇条

諸そ罪を断ずるにして正条なく、其の応に罪を出だすべき者は、則ち重きを挙げて以て輕きを明らかにす。其の応に罪を入るべき者は、則ち輕きを挙げて以て重きを明らかにす。

は罰条のない行為を処罰する場合は挙重明輕・挙輕明重により刑名を定めると規定する。⁽²⁷⁾慶元断獄勅①が完全に名例律五〇条と牴触し、慶元断獄勅①が名例律五〇条に優越するのであれば、罰条のない行為を処断する方法は比附だけとなる。しかし『宋会要輯稿』刑法一之三七（第一章第一節所掲）の「法の載せざる所は、則ち律に明議罪の文ありて、勅に比附定刑の制あり」という文言は、名例律五〇条と慶元断獄勅①に相当する勅条とがともに効力を有していたことを示す。挙重明輕・挙輕明重が名例、比附が断獄と、篇目を異にすることも、両者の併存を示唆する。比附を規定する勅条が名例ではなく断獄を篇目とするのは、奏裁を定める手続規定であるから

とも考えられる。しかし、より重要な要因としては『宋刑統』卷三〇、断獄律、断罪引律令格式「応言上待報」で断獄律一八条に附載される後唐長興二年（九三二）八月一日勅節文

唐長興二年八月十一日勅節文に准ずるに。今後、凡そ刑獄あれば、宜しく犯す所の罪名に拠るべく、須らく具さに律令格式の色を逐ひて正文のありやなしやを引くべし。然る後に後勅を検詳し、是れ名目・条件の同じきを須ちて、即ち後勅を以て罪を定む。後勅の内に正条なければ、即ち格文を以て罪を定む。格の内に又た正条なければ、即ち律文を以て罪を定む。律格及び後勅の内に並びに正条なければ、即ち比附して刑を定むるも、亦た先ず後勅より比を為す。事、実にして疑ひなければ、方めて罪を定むるを得。慮りて中らざるを恐るれば、録奏して裁を取る。

がある。処罰すべき行為に刑名を与える根拠規定を後勅、格、律の順に求め、根拠規定がなければ比附を行い、疑義があれば皇帝に奏裁すると定める規定である。慶元断獄勅①は後唐長興二年勅節文を継承するがゆえに断獄を篇目とするのであろう。

慶元雜勅⑱（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、採伐山林）

諸そ官に係る山林もて、輒く採伐したる者は、杖捌拾。人の告するを許す。

は官有の山林の無断伐採、慶元雜勅⑲（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、採伐山林）

諸そ讎嫌に因りて人の桑柘を毀伐したる者は、杖壹伯。積して伍尺に満つれば、徒壹年。壹功は、徒壹年半。「木身より地を去ること壹尺、困量積して肆拾貳尺に満つれば、壹功と為す」。功ごとに壹等を加ふ。流罪は鄰州に配す。毀伐したると雖も、枯死に至らざる者は、□等を減す。²²⁸

は怨恨などを理由とする桑柘の毀損伐採に関する規定である。慶元雜勅⑱と慶元雜勅⑲は雜律五四条

諸そ官私の器物を棄毀し、及び樹木・稼穡を毀伐したる者は、盜に准じて論ず。即し亡失し、及び官物を誤毀したる者は、各々三等を減ず。

との間に対応関係が存する。慶元雜勅⑲はさらに『宋刑統』卷二七、雜律、棄毀官私器物樹木〔毀人碑碣廟主〕で雜律五四条に附載される後周顯德五年（九五八）七月七日勅条

周顯德五年七月七日勅条に准ずるに。如し讎嫌に因依し、心に蠹害を生じ、人の桑樹を剥して、枯死を致すありたる者は、三功に至れば絞。三功に満たず、及び枯死を致さざる者は、等第して科断す。

との間にも対応関係がみとめられる。

慶元賊盜勅④（『慶元条法事類』卷七九、畜産門、殺畜産）

諸そ官私の馬牛を盜殺したれば、流參阡里。參頭匹の者は、赦に会ふと雖も、鄰州に配す〔累して及びたる者は、赦の前後を以てせず、此に准ず〕。駝騾驢は徒貳年。盜情を知りて買ひ殺したる者は、各々己の畜を殺したるの法に依る。

は、他人の馬牛を盗んで殺した者は流三千里とし、三頭以上の場合には配鄰州を併科することなどを規定する。

慶元賊盜勅④は賊盜律三二条

諸そ官私の馬牛を盗みて殺したる者は徒二年半。

の全面的な修改規定とみられるが、賊盜律三二条には駱駝・騾馬・驢馬の盜殺に関する規定がない。また、犬の盜殺に関する慶元賊盜勅⑤（『慶元条法事類』卷七九、畜産門、殺畜産）

諸そ犬を盜殺したる者は杖捌拾。

には対応する律条がない。しかし『宋刑統』卷一九、賊盜律、盜官私馬牛殺「割牛鼻斫牛脚」で賊盜律三二条に附載される建隆四年（九六三）起請

臣等參詳すらく。今後必有そ官私の馬牛及び雜畜を盗みて之を殺し、或は讎嫌憎嫉に因りて潜かに屠殺を行ひたる者は、請ふらくは並びに盜殺と為さんことを。如し馬牛を盜殺したれば、頭首は処死、従たる者は一等を減ず。駝驢驘を盜殺したる者は、生時の価を計りて、贓錢を估して罪を定め、各々近勅に准じて処分す。罪、死に至らざる者は、凡盜に二等を加へ、加へて死に至らず。犬を盜殺したる者は、臀杖十七を決して放つ。如し牛鼻を盜割し、牛脚を盜斫することありたる者は、首は処死、従は一等を減ず。瘡合えて用うべき者は、並びに一等を減ず。如し盜割・盜斫して三頭に至りたる者は、瘡合えて用うべきと雖も、頭首は死を減ずるの限に在らず。

は駱駝・驪馬・驢馬および犬の盜殺に関する規定を含む。慶元賊盜勅④・慶元賊盜勅⑤と賊盜律三二条とは、建隆四年起請を介した対応関係にある。

慶元斷獄勅②（『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、檢斷）

諸そ罪を犯して未だ発せず、及び已に発して未だ論決せずして、法を改めたる者は、法重ければ、犯時に依るを聽す。法軽ければ、輕法に従ふ。即し応そ事、已に旧法を用ゐて理斷したる者は、新法を用ゐて追改するを得ず。

は、行為時法と裁判時法の牴触について、重法の不遡及と輕法の遡及を定める。慶元斷獄勅②に対応する規定は

令条に存する。唐令では獄官令復旧二二条⁽²¹⁾

諸そ罪を犯して未だ発せず、及び已に発して未だ断決せず、格の改むるに逢ひたる者は、若し格重ければ、犯時の格に依るを聴す。若し格軽ければ、軽法に従ふを聴す。

に、天聖令では獄官令宋二八条⁽²²⁾

諸そ罪を犯して未だ発せず、及び已に発して未だ断決せず、格の改むるに逢ひたる者は、若し格重ければ、犯時に依るを聴す。格軽き者は、軽法に従ふを聴す。

にあたる。戴建国氏は天聖獄官令宋二八条を「もし犯罪行為がすでに露見し、刑罰がまだ執行されないうちに、たまたま新法が公布されて、新旧の法の条項の軽重が異なるときには、軽きに従って重きには従わないという原則をとる⁽²³⁾」ことを示す法条とし、慶元断獄勅②を「もし新法が重ければ、軽きに就くという原則によって、旧法に従い、新法は既往に遡及する効力をもたない。もし新法が軽ければ、新法に従うのであるから、新法は既往に遡及する効力をもつ⁽²⁴⁾」という原則を踏襲する勅条として示す。ただし、これを単純に「勅と令が入れ替わる例⁽²⁵⁾」とすることは適当ではない。『宋刑統』卷三〇、断獄律、断罪引律令格式「応言上待報」で断獄律一八条に、唐獄官令復旧二二条と長慶三年（八二二）一月二三日勅節文

唐長慶三年十二月二十三日勅節文に准ずるに。御史台奏すらく「伏して縁するに、後勅は合に前格を破るべし。今より以後、両司、文法を檢詳するに、一切、最向の後勅を取りて定めを為さんことを」と。勅旨すらく「宜しく依るべし」と。

がともに附載されることを考えれば、慶元断獄勅②と唐獄官令復旧二二条との間の対応関係も『宋刑統』を介し

たものと考えられる。

慶元雜勅²⁰（『慶元条法事類』卷八〇、雜門、出挙債負）

諸そ財物を以て出挙して、利を回して本と為したる者は、杖陸拾。威勢を以て毆縛して取索したれば、故毆²⁶の罪に參等を加ふ。

は利息附消費貸借の利息の元本組み入れの処罰規定である。²⁷慶元雜勅²⁰に対応する規定も令条に存する。唐令では雜令復旧一七条²⁸

諸そ公私、財物を以て出挙したる者は、私契に依るに任せ、官は理を為さず。月ごとに利を取るに、六分を過ぐるを得ず。日を積むこと多しと雖も、一倍を過ぐるを得ず。若し官物及び公廩、本利停め訖るに、計へて五十日を過ぐることに送り尽さざる者は、餘本は利を生ずること初めの如きも、更に一倍を過ぐるを得ず。家資の尽きたる者は、身を役して折酬す。役は通じて戸内の男口を取るも、又た利を廻して本と為すを得ず。「其れ財物を放じて粟麦と為したる者も、亦た利を廻して本と為し、及び一倍を過ぐるを得ず」。若し法に違ひて利を積み、契外に掣奪し、及び出息の債に非ざる者は、官は理を為す。質を収めたる者は、物主に対するに非ざれば、輒く売るを得ず。若し利を計り本を過ぎて贖はざれば、市司に告して対売するを聴し、剩あれば之を還す。如し債を負ひたる者、逃げたれば、保人、代償す。

および雜令復旧一八条²⁹

諸そ粟麦を以て出挙し、還すに粟麦と為したる者は、私契に依るに任せ、官は理を為さず。仍ほ一年を以て断を為す。旧本に因りて、更に利を生ぜしむるを得ず。又た利を廻して本と為すを得ず。

宋代以勅補律考

一一五

に対応し、天聖令では雜令宋二四條⁽²⁴⁾

諸そ財物を以て出挙したる者は、私契に依るに任せ、官は理を為さず。月ごとに利を取るに、六分を過ぐるを得ず。日を積むこと多しと雖も、一倍を過ぐるを得ず。亦た利を廻して本と為すを得ず「其の物を放する者は此に準ず」。若し法に違ひて利を責め、契外に掣奪し、及び出息の債に非ざる者は、官は理断を為す。質を取めたる者は、若し利を計り本を過ぎて贖はざれば、私納に従ふを聴す。如し債を負ひたる者、逃げたれば、保人、代償す。

および雜令宋二五條⁽²⁴⁾

諸そ粟麥を以て出挙し、還すに粟麥と為したる者は、私契に依るに任せ、官は理を為さず。仍ほ一年を以て断を為す。旧本に因りて、利を生ずるを得ず。又た利を廻して本と為すを得ず。

に対応する。これらの雜令は慶元関市令①（第三章第三節所掲）および慶元関市令②（『慶元条法事類』巻八〇、雜門、出挙債負）

諸そ財物を以て出挙したる者は、月ごとに利を取るに、肆釐を過ぐるを得ず。日を積むこと多しと雖も、壹倍を過ぐるを得ず。即し元と米穀を借りたる者は、止た本色を還し、歳ごとに利を取るも、伍分を過ぐるを得ず。「斗ごとに伍升を過ぐるを得ざるの類を謂ふ」、仍ほ価値に准折するを得ず。

との間にも対応関係が存する。青木敦氏は、唐雜令復旧一七条と天聖雜令宋二四條では同一条文を構成していたものが『慶元条法事類』において「積日雖多、不得過一倍」部分は関市令に、「不得回利為本」部分は雜勅に分かれてしまった⁽²⁴⁾とする。これは元豊以後の勅令格式への編成替えにあたって天聖令が再編された結果であろう。

しかし『宋刑統』卷二六、雜律、受寄財物輒費用「公私債負官吏放債」で雜律二一条には、唐雜令復旧一七条・唐雜令復旧一八条だけでなく、利息の元本組み入れに対する罰則を定める開成二年（八三七）八月二日勅節文

唐開成二年八月二日勅節文に准ずるに。今後、宥有そ挙放し、又た産業等の上契を將て錢を取りたれば、並びに勒して官の法に依らしめ、五分以上に利を生ずるを得ず。如し未だ計会を辯ぜざれば、其の利は一倍に止む。虚りて倍契を立て、及び計会して未だ足らざるに、抑令して契を翻し、利を迴して本と為さしむるを得ず。如し違越ありたれば、一に錢を取るの人に府県を経て陳論するに任す。追勘して実を得たれば、其の錢を放じたる人は、請ふらくは脊杖二十を決し、枷項して令衆すること一月日たらんことを。如し諸軍・諸使に属するも、亦た百姓の例に准じて科処す。

も附載される。開成二年勅節文は唐雜令復旧一七条・唐雜令復旧一八条を修改したものである。元豊以後の勅令格式の編纂を経て、唐雜令復旧一七条・唐雜令復旧一八条のうち、開成二年勅節文に該当する部分は慶元雜勅⑳に、それ以外の部分は慶元関市令①・慶元関市令②へと継承されたのである。

梅原郁氏は、慶元名例勅⑬（『慶元条法事類』卷七六、当贖門、総法）

諸そ爵及び勲官は、議請減贖当免の例に在らず。

と『宋刑統』卷二、名例律、以官当徒除名免官免所居官で名例律一七条に附載される唐格

格に准ずるに。勲官、散試官は、罪を贖するを許さず。

との間の対応関係を示す。⁽²⁸⁾宋勅による唐律の継承は『宋刑統』を介してなされ、律条だけでなく『宋刑統』に附載される令、格、制勅や起請も継承の対象とされた。韓琦『安陽集』卷二七、表状、進嘉祐編勅表

刑統の附する所の諸勅及び参詳の条件、凡そ一百三十四道。事雜にして、前朝率多ね衝改せり。審核の際、典者の勞と爲る。今、其の見今に行ふべき者を取り、已に逐門に入れて収載せるの外、其れ刑統の内の諸勅並びに参詳の条件は、伏して請ふらくは、更に行用せざることを。

は、『嘉祐編勅』が『宋刑統』に附載される制勅や起請から有用なものを吸収し、無用のものを廃棄したことを示す。⁽²⁴⁾『宋刑統』に附載される制勅や起請は『嘉祐編勅』を経て元豊年間以降の勅条へと継承されたのである。唐名例律と慶元名例勅の比較検討を目的とする魏殿金氏の「名例 篇律勅合編」⁽²⁵⁾が、『宋刑統』卷一―六、名例律が収載する律令格式・制勅・起請と、これに関係する『慶元条法事類』所載の勅令格式を対照列挙して按語を加えるにあたり、「《名例勅》および関係する令・格・式の条目を門別に分類して、『宋刑統・名例律』の条目あるいは門目のもとに附した。……我々は《宋刑統》の律文を収録するとともに、『宋刑統』にもともと編入されていた令・格・式・勅条（条目の前に“准”字を標示する）および参詳起請条をあわせて収録した」⁽²⁶⁾のは、そのことを認識したうえでのことであろう。

おわりに

元豊年間以降の勅は、基本法典たる律を修改する副次法典として、律と整合的に理解されることを前提に構築された刑罰法典であった。しかしながら、本稿で検討した勅条は、現存『慶元条法事類』所載の勅条のごく一部にすぎない。現存『慶元条法事類』が残缺本である以上、慶元勅のすべての勅条を検討の対象とすることはできないし、篇目ごとの排列順の推測も容易ではない。唐律から『宋刑統』を経て南宋の勅に至る刑罰法の領域に属

する法条を時系列的に検討するには、青木敦氏による宋代の判語史料が収載する法条の収集と分析に匹敵する作業を『慶元条法事類』以外の史料についても試みなければならない。薛允升の『唐明律合編』、魏殿金氏の「名例」篇律勅合編」に倣って律条と勅条の対応関係を示す『宋律勅合編』へと至る道程は遠い。

〔凡例〕

- 一 引用文中の「」内および（）内は原註、「」内は筆者註を示す。
- 二 『慶元条法事類』は古典研究会影印本（『静嘉堂文库所蔵 慶元条法事類』古典研究会、一九六八）による。ただし数字は原則として大字に統一する。慶元勅令の条文番号（①②等）は本稿での掲出順に従って附した仮の番号である。
- 三 律条と律疏は中華書局点校本『宋刑統』（呉翊如点校『宋刑統』中華書局、一九八四）による。ただし闕失部分は『訳註三』による。句読は適宜改める。
- 四 唐令復原文は、『拾遺』『拾遺補』によるもの、「〇〇令復旧××条」、「校証」下冊の唐令復原研究によるもの、「〇〇令復原××条」として示す。

〔文献〕

- 『拾遺』仁井田陞『唐令拾遺』東方文化学院、一九三三（復刻版、東京大学出版会、一九六四による）
『拾遺補』仁井田陞／池田温編集代表『唐令拾遺補——附唐日両令对照一覽——』東京大学出版会、一九九七
『訳註一』律令研究会編『訳註日本律令一 首卷』東京堂出版、一九七八
『訳註三』律令研究会編『訳註日本律令三 律本文篇下卷』東京堂出版、一九七五
『訳註五』律令研究会編『訳註日本律令五 唐律疏議訳註篇一』東京堂出版、一九七九

宋代以勅補律考

一一九

『訳註六』 律令研究会編 『訳註日本律令』六 唐律疏議訳註篇二 東京堂出版、一九八四

『校証』 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証 『天一閣藏明鈔本天聖令校証』 附唐令復原研究——中華書局、二〇〇六

青木 『民事法』 青木敦 『宋代民事法の世界』 慶應義塾大学出版会、二〇一四

梅原 『司法制度』 梅原郁 『宋代司法制度研究』 創文社、二〇〇六

滋賀編 『基本資料』 滋賀秀三編 『中国法制史』——基本資料の研究—— 東京大学出版会、一九九三

仁井田 『研究』 IV 仁井田陸 『中国法制史研究 法と慣習・法と道德』 東京大学出版会、一九六四（補訂版、一九八〇による）

戴 『叢稿』 戴建国 『宋代法制研究叢稿』 中西書局、二〇一九

郭 『法律与社会』 郭東旭 『宋代法律与社会』 人民出版社、二〇〇八

青木敦 『二〇一』 『宋代判語所引法の世界』 『東洋史研究』 七〇巻三号（宋代法令拾遺試論一——南宋判語所見条文——） 青木 『民事法』 による）

青木敦 『二〇一四』 『地方における法の蓄積とその法典化——五代、宋の特別法をめぐって——』 山本英史編 『中国近世の規範と秩序』 東洋文庫（宋代法令拾遺試論二——特定地方の法——） 青木 『民事法』 による）

青木敦 『二〇一九』 『宋代法制史料』 山本英史編 『中国近世法制史料読解ハンドブック』 東洋文庫

浅井虎夫 『一九一一』 『支那二於ケル法典編纂ノ沿革』 京都法学会（影印版、律令研究会、一九七七による）

池田温 『一九九三』 『唐令』 滋賀編 『基本資料』

伊藤東涯 『一七九七』 『制度通』（吉川幸次郎校訂、岩波書店、上巻一九四四、下巻一九四八による）

梅原郁 『一九九三』 『唐宋時代の法典編纂——律令格式と勅令格式——』 梅原郁編 『中国近世の法制と社会』 京都大学人文科学研究所（梅原 『司法制度』 による）

梅原郁 『一九九五』 『刑は大夫に上らず——宋代の官員処罰——』 『東方学報』 京都六七冊（宋代官員の処罰——刑は

大夫に上らず——」梅原『司法制度』による)

梅原郁「一九九六」『宋代の贖銅——官員懲戒のひとつま——』梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究
所「宋代の贖銅と罰銅——官員懲戒のひとつま——」梅原『司法制度』による)

梅原郁「二〇〇三」『公罪・私罪の一考察——宋代の事例を中心として——』『就実大学史学論集』一八号(梅原『司法
制度』による)

川村康「一九九〇」『宋代折杖法初考』『早稲田法学』六五卷四号

川村康「一九九二a」『唐五代杖殺考』『東洋文化研究所紀要』一一七冊

川村康「一九九二b」『建中三年重杖処死法考』池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店

川村康「一九九二c」『政和八年折杖法考』杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』敬文堂

川村康「一九九三a」『慶元条法事類と宋代の法典』滋賀編『基本資料』

川村康「一九九三b」『宋代杖殺考』『東洋文化研究所紀要』一二〇冊

川村康「一九九七」『宋代主刑考』『法と政治』四八卷一号

川村康「二〇〇二」『宋代用律考』池田温編『日中律令制の諸相』東方書店

川村康「二〇一一」『宋令変容考』『法と政治』六二卷一号下冊

川村康「二〇一三」『中国律令法の変容』『歴史評論』七五九号

川村康「二〇一九」『拳重明軽・拳軽明重と比附』『法と政治』七〇卷一号

滋賀秀三「二〇〇三」『法典編纂の歴史』『中国法制史論集——法典と刑罰——』創文社

曾我部静雄「一九六五」『宋代の法典類』『東北大学文学部研究年報』一五号(「律令格式から勅令格式へ」『中国律令史
の研究』吉川弘文館、一九七一による)

仁井田陞「一九三六」『敦煌發見唐水部式の研究』服部先生古稀祝賀記念論文集刊行会編『服部先生古稀祝賀記念論文
集』富山房(仁井田『研究』IVによる)

宋代以勅補律考

一三一

- 仁井田陞「一九五二」『中国法制史』岩波書店（増訂版、一九六三による）
- 仁井田陞「一九六四」『永楽大典本「慶元条法事類」について』仁井田「研究」IV
- 仁井田陞・牧野巽「一九三二」『故唐律疏議製作年代考（上）（下）』『東方学報』東京一冊・二冊（「訳註一」による）
- 牧野巽「一九三二」『慶元条法事類の道釈門——宋代宗教法制の一資料——（上）（中）（下）』『宗教研究』新九卷二号・四号
- （「慶元条法事類」の道釈門——宋代宗教法制の一資料——）『中国社会史の諸問題 牧野巽著作集第六卷』御茶の水書房、一九八五による）
- 宮崎市定「一九五四」『宋元時代の法制と裁判機構——元典章成立の時代的・社会的背景——』『東方学報』京都二四冊（『宮崎市定全集一 宋元』岩波書店、一九九二による）
- 八重津洋平「一九九三」『故唐律疏議』滋賀編『基本資料』
- 戴建国「一九九二」『《宋刑統》制定後の変化——兼論北宋中期以後《宋刑統》的法律地位——』『上海師範大学学报』哲学社会科学版一九九二年四期（戴『叢稿』による）
- 戴建国「一九九七」『宋代編勅初探』『文史』四二輯（戴『叢稿』による）
- 戴建国「二〇〇三」『《慶元条法事類》考略』『文史』六五輯（戴『叢稿』による）
- 戴建国「二〇〇八」『宋代刑法史研究』上海人民出版社
- 戴建国点校「二〇〇二」『慶元条法事類』楊一凡・田濤主編『中国珍稀法律典籍統編』第一冊、黒龍江人民出版社
- 戴建国・郭東旭「二〇一一」『南宋法制史』人民出版社
- 胡興東「二〇一八」『宋朝立法通考』中国社会科学出版社
- 黄正健「二〇〇六」『天聖雜令復原唐令研究』『校証』下冊
- 江必新・莫家齐「一九八五」『以勅代律 說質疑』『法学研究』一九八五年三期
- 孔学「二〇〇〇」『《慶元条法事類》研究』『史学月刊』二〇〇〇年二期
- 孔学「二〇〇二」『論宋代律勅關係』『河南大学学报』社会科学版四一卷三期

郭東旭「一九九二」論宋代法律中「例」的發展『史學月刊』一九九一年三期（「例」在宋代的重大發展）郭『法律与社会』による）

郭東旭「二〇〇〇」『宋代法制研究』河北大学出版社

郭東旭「二〇〇四」『宋朝的物価変動与計贓論罪』『中国経済史研究』二〇〇四年一期（「物価変動対計贓標準的影響」

郭『法律与社会』による）

雷聞「二〇〇六」『唐開元獄官令復原研究』『校証』下冊

李錦繡「二〇〇六a」『唐賦役令復原研究』『校証』下冊

李錦繡「二〇〇六b」『唐倉庫令復原研究』『校証』下冊

呂志興「二〇〇九」『宋代法律体系与中華法系』四川大学出版社

魏殿金「二〇〇〇」『律・勅兼行——宋代刑法体系簡論——』『齊魯學刊』二〇〇〇年三期

魏殿金「二〇〇九」『宋代刑罰制度研究』齊魯書社

吳麗嫻「二〇〇六」『唐喪葬令復原研究』『校証』下冊

徐道鄰「一九七四」『宋朝的刑書』『東方雜誌』復刊七卷八期（『中国法制史論集』志文出版社、一九七五による）

薛梅卿・趙曉耕主編「二〇〇二」『兩宋法制通論』法律出版社

臧傑斌「一九九四」『慶元条法事類』『文献考略』《法律史研究》編委会・《中日文化交流叢書》編委会合編『中外法律史

新探』科学出版社

〔注〕

（1）滋賀秀三「二〇〇三」一六一—一三三頁を参照。青木敦氏は、滋賀秀三氏の基本法典・副次法典・単行指令という三階層分類の限界性を指摘して「宋代特殊ではあるが、「勅の法領域」「令の法領域」という近年の川村の分類が、もつとも妥当だと言わざるを得ない」（青木敦「二〇一四」二〇八頁）とする。しかし、旧稿においては「律の法領域」

宋代以勅補律考

一三三三

「令の法領域」という語は用いたものの、「勅の法領域」という語は用いていない。また、「律の法領域」は刑罰法の領域についての、「令の法領域」は非刑罰法の領域についての仮称として用いたのであり、滋賀氏の三階層分類に對抗する概念として用いたのではない（川村康「二〇一一」二一三、一八頁を参照）。

(2) 魏殿金「二〇〇九」一四一―一五頁。

(3) 滋賀秀三氏は「宋代には史書に「一司一路一州一県勅」と総称されるところの、適用範囲を特定の地域もしくは特定の官庁の所管だけに限られた法令とその集成、および特定の要務についての詳細な規定を別途に編成した個別法令集が無数に作られていた……。われわれの言葉でこれを一応、特別法と呼ぶことにする。これに対する一般法を当時の言葉では「海行」法と呼んでいた」（滋賀秀三「二〇〇三」一〇九頁）とする。

(4) 唐宋間の法典編纂については、浅井虎夫「一九一一」一三八―二八六頁、曾我部静雄「一九六五」、梅原郁「一九九三」、滋賀秀三「二〇〇三」七二―一五二頁などを参照。

(5) 川村康「二〇一一」、川村康「二〇一三」一一―一四頁。

(6) 川村康「二〇〇二」、川村康「二〇一三」八一―一頁。

(7) このほか、『続資治通鑑長編』巻二九八、神宗、元豊二年六月辛酉（二四日）、洪邁『容齋三筆』巻一六、勅令格式、『玉海』巻六六、詔令、律令下、元豊諸司勅式・編勅にも記事がある（川村康「二〇一一」二四―二五頁、一〇六頁注（80）を参照）。

(8) 「申」はもと「由」に作る。

(9) 浅井虎夫「一九一一」一三五頁。

(10) 牧野巽「一九三二」一三三頁注（5）。

(11) 仁井田陞「一九六四」一五五頁。

(12) 曾我部静雄「一九六五」四二頁。

(13) 滋賀秀三「二〇〇三」一一五頁。

- (14) 伊藤東涯「二七九七」下卷二二三頁。
- (15) 浅井虎夫「一九一一」一四〇頁。
- (16) 仁井田陞「一九三六」三二七頁。
- (17) 仁井田陞「一九五二」六五頁。
- (18) 仁井田陞「一九五二」六五頁。
- (19) 仁井田陞「一九五二」六五頁。
- (20) 曾我部静雄「一九六五」二二頁。
- (21) 曾我部静雄「一九六五」二二頁。
- (22) 八重津洋平「一九九三」一七三頁。
- (23) 滋賀秀三「二〇〇三」二〇頁。
- (24) 江必新・莫家齐「一九八五」六八―七〇頁。中国における「以勅代律」説と「律勅兼行」説の言説については、魏殿金「二〇〇〇」八三頁、八四頁注⁵⁰、魏殿金「二〇〇九」二四頁、二四頁注³⁴、孔学「二〇〇二」四七頁、五三頁注「3」「4」、戴建国「二〇〇八」緒言四―五頁、呂志興「二〇〇九」一〇―一一、一三五―一三七頁、胡興東「二〇一八」一三一―四頁注²を参照。
- (25) 川村康「二〇〇二」四三〇―四三七頁。
- (26) 川村康「二〇〇二」四三七―四四三頁。
- (27) 宮崎市定「一九五四」一四二―一四三頁。ただし宮崎市定氏は「宋一代は唐の律令格式に代うるに、勅令格式をもってし、律はその蔭に半ば眠らせておくことで満足していたのである。……既に歴史的な遺物となった律は、そのままそと眠らせておくべきもので、うっかり目を覚まさせると手に負えない代物であった」（宮崎市定「一九五四」一四九―一五〇頁）とし、律は事実上効力を喪失したと解する。
- (28) 宮崎市定「一九五四」一四二頁。

- (29) 孔学 「二〇〇一」五三頁。
- (30) 魏殿金 「二〇〇九」二九頁。魏殿金 「二〇〇〇」八三頁を参照。
- (31) 仁井田陞・牧野巽 「一九三二」四八七頁(牧野巽起稿)。
- (32) 梅原郁 「一九九三」八二二頁。
- (33) 滋賀秀三 「二〇〇三」一一六頁。
- (34) 滋賀秀三 「二〇〇三」一一三頁。
- (35) 仁井田陞・牧野巽 「一九三二」四八七頁(牧野巽起稿)、牧野巽 「一九三二」一〇〇頁、梅原郁 「一九九三」八二二—八二三頁、滋賀秀三 「二〇〇三」一一三—一二四頁。
- (36) 戴建国 「一九九二」三六頁。戴建国・郭東旭 「二〇一一」三四頁(戴建国撰写)を参照。
- (37) 江必新・莫家齐 「一九八五」七一頁。旧稿において、江必新・莫家齐両氏の主張の前半部分を「寧宗期になると、勅の効力は律に優越するだけではなく、例にも優越するようになった」(川村康 「二〇〇二」四四七頁注(34))と訳出したのは誤りである。
- (38) 郭東旭 「一九九二」六〇頁。郭東旭 「二〇〇〇」四八頁を参照。
- (39) 滋賀秀三 「二〇〇三」一三四頁。
- (40) 牧野巽 「一九三二」一〇〇頁、呂志興 「二〇〇九」一三八頁。
- (41) 戴建国 「二〇〇八」五三頁。
- (42) 魏殿金 「二〇〇九」二六頁注②。
- (43) 徐道鄰 「一九七四」二八六頁。
- (44) 徐道鄰 「一九七四」二八六頁。
- (45) 薛梅卿・趙曉耕主編 「二〇〇二」三五二頁(陳秋雲執筆)。
- (46) 薛梅卿・趙曉耕主編 「二〇〇二」三五二頁(陳秋雲執筆)。

- (47) 梅原郁「一九九三」八二一—八二二頁。
- (48) 呂志興「二〇〇九」一三七—一三八頁。呂志興氏は単行指令としての散勅と区別するため、勅令格式中の勅を「編」勅」と表記する（呂志興「二〇〇九」七三頁注①）。
- (49) 魏殿金氏は紹興勅を『紹興重修勅令格式』の《名例勅》（魏殿金「二〇〇〇」八一、八三頁、魏殿金「二〇〇九」二五頁、二頁注③）とするが、『宋会要輯稿』食貨三二之二十七は篇目を記さない。
- (50) 魏殿金「二〇〇九」二一—三頁。
- (51) 魏殿金「二〇〇九」二五—二六頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。
- (52) 孔学「二〇〇一」五三頁。
- (53) 旧稿において、慶元名例勅①註を「謂うところ、見血為傷重は式等を加う、加うとは加えて死に入れざるの類の如し」（川村康「一九九三a」三四二頁）、「謂うところ、見血為傷強なる者は貳等を加う、加う者は加えて死に入れざるの類の如し」（川村康「一九九七」三八四頁注（37））と訓読したのは誤りである。
- (54) 戴建国「二〇〇八」五三頁。
- (55) 魏殿金「二〇〇九」二六頁注②。
- (56) 滋賀秀三「二〇〇三」一二—四頁。
- (57) 慶元名例勅①の引用に際して、徐道鄰、江必新・莫家斉、郭東旭、梅原郁、陳秋雲の各氏は註を省略する（徐道鄰「一九七四」二八六頁、江必新・莫家斉「一九八五」七一頁、郭東旭「一九九二」六〇頁、郭東旭「二〇〇〇」四八頁、梅原郁「一九九三」八二二頁、薛梅卿・趙曉耕主編「二〇〇二」三五二頁（陳秋雲執筆））。牧野巽、戴建国、魏殿金、呂志興の各氏は註を省略しないが、内容を検討しない（仁井田陞・牧野巽「一九三二」四八七頁（牧野巽起稿）、牧野巽「一九三二」一〇〇頁、戴建国「一九九二」三六頁、戴建国「二〇〇八」五三頁、戴建国・郭東旭「二〇〇一」三四頁（戴建国撰写）、魏殿金「二〇〇〇」八三頁、魏殿金「二〇〇九」二六頁、呂志興「二〇〇九」一三八頁）。

- (58) 仁井田陞「一九五二」六五頁。
- (59) 曾我部静雄「一九六五」二二頁。
- (60) 曾我部静雄「一九六五」二二頁。
- (61) 八重津洋平「一九九三」一七三—一七四頁。
- (62) 滋賀秀三「二〇〇三」七七頁。
- (63) 『訳註五』一八六頁註5。
- (64) 滋賀秀三「二〇〇三」一九頁。
- (65) 梅原郁「一九九三」八二—八三頁。
- (66) 梅原郁「一九九三」八一—八二頁。
- (67) 「秤」はもと「称」に作る。
- (68) 『慶元条法事類』卷六、職制門三、批書、卷八、職制門五、定奪体量、卷一〇、職制門七、同職犯罪、卷一七、文書門二、架閣、卷一七、文書門二、毀失、卷二九、權禁門二、銅錢金銀出界、卷二九、權禁門二、興販軍須、卷三〇、財用門一、上供、卷三〇、財用門一、經總制、卷三一、財用門二、封樁、卷三一、財用門三、点磨隱陷、卷三一、財用門三、理欠、卷四八、賦役門二、稅租帳、卷四八、賦役門二、簿帳欺弊、卷四八、賦役門二、科敷、卷七三、刑獄門三、出入罪、卷七四、刑獄門四、病囚、卷七七、服制門、喪葬、卷八〇、雜門、諸色犯姦(すべて旁照法)にも載せられる。梅原郁氏は『慶元条法事類』卷六、職制門三、批書、旁照法を典拠とする(梅原郁「一九九三」八四六頁注(102))。
- (69) 梅原郁「一九九三」八一—八二頁。
- (70) 呂志興「二〇〇九」一二六頁。
- (71) 『拾遺』五七九頁、『拾遺補』七一八頁。
- (72) 『拾遺』八四二頁、『拾遺補』八四八頁。黄正健氏は雜令復原一条「諸そ度は、北方の秬黍の中なる者を以てす。

一黍の広さを分と為す。十分を寸と為す。十寸を尺と為す〔二尺二寸を大尺一尺と為す〕。十尺を丈と為す」として復原する（黄正健「二〇〇六」七三一、七四九頁）。

(73) 『拾遺』八四三頁、『拾遺補』八四九頁。黄正健氏は雜令復原二条「諸そ量は、秬黍の中なる者を以てす。一千二百黍を容るるを侖と為す。十侖を合と為す。十合を升と為す。十升を斗と為す〔三斗を大斗一斗と為す〕。十斗を斛と為す」として復原する（黄正健「二〇〇六」七三一、七四九頁）。

(74) 『拾遺』八四五頁、『拾遺補』八四九頁。黄正健氏は雜令復原三条「諸そ權衡は、秬黍の中なる者を以てす。百黍の重さを銖と為す。二十四銖を兩と為す〔三兩を大兩一兩と為す〕。十六兩を斤と為す」として復原する（黄正健「二〇〇六」七三一、七四九頁）。

(75) 呂志興「二〇〇九」一二六一―一二七頁。

(76) 『訳註六』一五三頁。

(77) 『拾遺』六七六頁、『拾遺補』七七二頁。李錦繡氏は賦役令復原二条「諸そ田に、水旱、蟲霜、不熟の処あれば、見當の田に抛り、州県、檢実し、帳を具して省に申す。十分に四以上を損じたれば租を免す。六を損じたれば租調を免す。七以上を損じたれば課役俱に免す。若し桑麻、損じ尽したる者は、各々調を免す。若し已に役し、已に輸したる者は、來年に折するを聽す。兩年を経たる後は、折するの限に在らず。其の応に損免すべき者は、麦田に通計して分數と為す」として復原する（李錦繡「二〇〇六a」四六三―四六四、四七五頁）。

(78) 「署」はもと「置」に作る。

(79) 李錦繡「二〇〇六b」四八三、四九三頁。

(80) 李錦繡「二〇〇六b」四八四―四八五、四九四頁。

(81) 『拾遺』三七八―三七九頁、『拾遺補』六一五頁。

(82) 『拾遺』八一七頁。吳麗娛氏は喪葬令復原一四条「諸そ使人、所在にて身喪したれば、皆な殯斂の調度を給し、輿を造り、夫を差し、遞送して家に至る。其れ爵一品、職事及び散官五品以上は馬輿もてし、餘は皆な驢輿もてす。

水路あるの処は舳を給す。其の物は並びに所在にて公給し、仍ほ所遣の司に申報す」として復原する（吳麗嫻「二〇〇六」六八五―六八六、七一〇頁）。

(83) 呂志興「二〇〇九」二二五頁。

(84) 滋賀秀三「二〇〇三」二〇頁。

(85) 滋賀秀三「二〇〇三」三〇頁注(5)。

(86) 梅原郁「一九九三」八一―八頁。

(87) 『慶元条法事類』卷七、職制門四、監司巡歴、卷九、職制門六、饋送、卷一七、文書門二、毀失、卷二八、權禁門一、酒麴、卷二九、權禁門二、私錢博易、卷三二、財用門三、点磨隱陷、卷三七、庫務門二、勘給、卷四七、賦役門一、受納稅租、卷五一、道釈門二、雜犯、卷七九、畜産門、殺畜産（すべて旁照法）にも載せられる。

(88) 池田温「一九九三」二二二頁、梅原郁「一九九三」七七三―七七四頁、孔学「二〇〇〇」四二頁、滋賀秀三「二〇〇三」一一二頁、青木敦「二〇一一」一六五頁。

(89) 『唐会要』卷三九、定格令、開元二五年九月一日には「開元」二五年九月一日、復た旧の格式律令を刪輯す。中書李林甫、侍中牛仙客、中丞王敬從、前左武衛曹參軍崔暹、衛州司戶參軍直中書陳承信、酸棗縣尉直刑部兪元杞等、共に刪緝を旧の格式律令及び勅、総じて七千二十六条に加ふ。其の一千三百二十四条は、事に于いて要に非ざれば、並びに之を刪除す。二千一百八十条は事に随ひて損益す。三千五百九十四条は旧に仍ひて改めず。総じて律十二卷、律疏三十卷、令三十卷、式二十卷、開元新格十卷を成す。又た格式律令事類四十卷を撰し、類を以て相ひ従ひ、省覽に便す。勅を奉じ、尚書都省に于いて五十本を写し、天下に頒たしむ」とある。

(90) 梅原郁「一九九三」七七四頁。

(91) 滋賀秀三「二〇〇六」七五頁。

(92) 『旧五代史』卷一四七、志九、刑法志、後唐莊宗同光元年二月御史台奏には「唐莊宗同光元年十二月、御史台奏すらく「当司・刑部・大理寺の本朝の法書は、朱温の僭逆し、事条を刪改してより、或は貨財を重んじて軽しく

人命に入れ、或は自ら枉過に徇みて濫りに刑罰を加ふ。今、見に三司に在りて収貯せる刑書は、並びに是れ偽廷の刪改せる者なり。兼ねて偽廷、先に諸道に下して本朝の法書を追取して焚毀し、或は兵火を経て、遺す所は皆な旧本の節目なし。只だ定州の勅庫にのみ、本朝の法書、具さに在るあり。請ふらくは、定州節度使に勅して、速やかに副本を写して進納せしめんことを。庶はくは、刑法令式、並びに本朝の旧制に合せんことを」と。之に従ふ。未だ幾くならずして、定州の王都、唐朝の格式律令凡そ二百八十六卷を進納す、『五代会要』卷九、定格令、天成元年（九二二）一〇月二一日御史台刑部大理寺奏には「其の年〔天成元年〕十月二十一日に至りて、御史台・刑部・大理寺奏すらく「〔天成元年〕九月二十八日の勅を奉ずるに「宜しく李琪の奏する所に依り、偽梁の格を廢し、本朝の格令なる者を施行すべし」と。伏して詳らかにするに、勅命は、未だ律令に該らず。伏して以ふに、開元の朝は開成より七帝を隔越し、年代既に深く、法制多く異なり、且つは軽重あらん。律には二等なし。若し兩朝の格文を將て並び行へば、伏して慮るに重疊して舛誤せん。況んや法なる者は天下の大理にして、一人の法に非ず、乃ち天下の法なり。故に一代不変の制と為す。又た勅に准ずるに「後格を立つれば合に前格を破るべし」と。若し開元格を將て開成格と並び行へば、実に檢挙し難し。又た大和格五十二卷、刑法要録二十卷、格式律令事類四十卷、大中刑法格後勅六十卷、共せて一百六十一卷ありて、久しく檢挙せず。伏して請ふらくは、其の予奪を定めんことを。勅を奉ずるに「宜しく御史台・刑部・大理寺をして同一一件の格を詳定して施行すべき者なり」と。今、衆を集めて商量するに、開元格は多く条流の公事を定め、開成格は刑獄に關はる。今は且らく開成格を使はんと欲す」と。之に従ふ」とある。青木敦氏はこれを『格式律令』の定州勅庫からの復活（青木敦『二〇一四』二〇七頁）とするが、『格式律令』と題する書物があつたわけではない。定州勅庫から発見された『唐朝の格式律令凡そ二百八十六卷』は、滋賀秀三氏によれば「開元二十五年の律二卷、律疏三〇卷、令三〇卷、開元新格一〇卷、式二〇卷、格式律令事類四〇卷のほか、盧紆『刑法要録』一〇卷、太和格後勅五二卷（うち二卷は目録）、開成格一〇卷、大中刑法総要格後勅六〇卷、大中刑律統類二二卷」（滋賀秀三『二〇〇六』九四頁。滋賀秀三『二〇〇六』一〇〇頁注〔17〕を参照）からなっていた。

〔93〕 『宋史』卷二〇四、志一五七、藝文志三、史類、刑法類には「律十二卷／律疏三十卷〔唐長孫無忌等撰〕／唐式二

十卷／李林甫開元新格十卷／又た令三十卷／唐律令事類四十卷／度支長行旨五卷／大和格後勅四十卷」とある。

- (94) 青木敦「二〇一一」一六五頁。
 (95) 青木敦「二〇一一」一六五頁。
 (96) 曾我部静雄「一九六五」七二頁。
 (97) 仁井田陞「一九六四」一五五頁。
 (98) 曾我部静雄「一九六五」七二頁。
 (99) 滋賀秀三「二〇〇三」一二二頁。
 (100) 滋賀秀三「二〇〇三」一二三頁。
 (101) 青木敦「二〇一一」一九一頁。
 (102) 青木敦「二〇一一」一九二頁。
 (103) 青木敦「二〇一一」一九二頁。
 (104) 青木敦「二〇一一」一九三頁。
 (105) 青木敦「二〇一一」一九三頁。
 (106) 滋賀秀三「二〇〇三」一二二—一二三頁。
 (107) 慶元四年九月は丙申朔であるから、丙申は一日であり、一一日は丙午である。
 (108) 牧野巽氏は『直齋書録解題』が『慶元条法事類』を「嘉泰条法事類」とすることについて「単に其の編纂年代によつて嘉泰と称したのに過ぎないのであらう。近代の蔵書志類は、奉詔の年代が慶元にあるから慶元と名附けたと云つてゐるが、……奉詔年代も嘉泰なることは明白で、慶元勅令格式を基として編纂したから慶元と名附けたのであらう」(仁井田陞・牧野巽「一九三二」四八二頁注(20)(牧野巽起稿)とする。臧傑斌「一九九四」三〇三—三〇四頁を参照。

(109) 臧傑斌「一九九四」三〇八頁、孔学「二〇〇〇」四三頁。

(110) 牧野巽氏は「今伝はる本は残闕本で、……最後が蛮夷、畜産、雑、とある所をみると、巻八十で完結し、直齋書録解題、玉海所引書目所載本と同一種であらうと推察される」(仁井田陞・牧野巽「二九三二」四八二頁注(20)(牧野巽起稿)とする。

(111) 『宋史』卷四三、本紀四三、理宗三、淳祐一年四月丁未(二七日)「淳祐条法事類、凡そ四百三十編を進む。鄭清之等、各々二秩を進めらる」は『淳祐条法事類』を四三〇編とする。『統通典』卷一〇七、刑一、刑制上、淳祐一年四月が「淳祐条法事類を成す。四百三十卷」とする根拠は明白ではない。

(112) 牧野巽「一九三二」九六頁。

(113) 戴建国「二〇〇三」九二頁。戴建国点校「二〇〇二」点校説明三頁、戴建国・郭東旭「二〇一一」二二二頁(戴建国撰写)を参照。

(114) 滋賀秀三「二〇〇三」一一三頁。

(115) 青木敦「二〇一一」一九三頁。

(116) 「匠」はもと「作」に作る。

(117) 「工」はもと「上」に作る。

(118) 「及」はもと「反」に作る。

(119) 「工」はもと「上」に作る。

(120) 『訳註五』三一七―三一九頁を参照。

(121) 戴建国「二〇〇八」一六頁。

(122) 戴建国「二〇〇八」一七頁。

(123) 『訳註五』一四二頁。

(124) 「員」はもと「負」に作る。

(125) 「治」はもと「治」に作る。

- (126) 『訳註五』一〇六頁。
- (127) 『訳註五』一〇六頁。
- (128) 『訳註五』一〇六一―一〇七頁を参照。宋代における公罪・私罪・贓罪の別については梅原郁「二〇〇三」を参照。
- (129) 旧稿において示した慶元勅の箇条数(川村康「一九九三a」三三七―三三八頁)を訂正する。なお、現存『慶元条法事類』収載の慶元勅の箇条数については、牧野巽氏が篇目別ののべ勅条数(仁井田陞・牧野巽「一九三二」四八三頁注(20)(牧野巽起稿)、胡興東氏が総門ごとののべ勅条数、篇目別ののべ勅条数、ならびに別門ごとの篇目別勅条数などを示している(胡興東「二〇一八」一七一―一九、八二六―八四七頁)。
- (130) 梅原郁「一九九三」八一―七頁。
- (131) 滋賀秀三「二〇〇三」一四四頁注(27)。
- (132) 魏殿金「二〇〇九」四四頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。
- (133) 現存『慶元条法事類』所載の慶元勅で「違制を以て論ず」ならびに「違制を以て論じ壹等を加ふ」「違制の本法に従ふ」などの規定を含むものは七六箇条(のべ八八箇条)ある。篇目別の内訳は、衛禁勅一箇条、職制勅三二箇条(のべ三三箇条)、戸婚勅一〇箇条(のべ一三箇条)、廢庫勅一三箇条(のべ一七箇条)、擅興勅七箇条(のべ九箇条)、詐偽勅一箇条、雜勅九箇条(のべ一〇箇条)、捕亡勅一箇条、斷獄勅三箇条である。このうち職制勅二箇条は「坐贓もて論ず」という規定も含む。
- (134) 『慶元条法事類』卷一一、職制門八、差破当直にも載せられる。
- (135) 魏殿金「二〇〇九」四四頁。
- (136) 「条」はもと「夜」に作る。
- (137) 「因」はもと「囚」に作る。
- (138) 現存『慶元条法事類』所載の慶元勅で「坐贓もて論ず」ならびに「坐贓を以て論ず」「坐贓もて論じ貳等を加ふ」「坐贓もて論じ壹等を加ふ」「坐贓もて論じ貳等を減ず」などの規定を含むものは二〇箇条ある。篇目別の内訳は、職

制勅一二箇条、戸婚勅一箇条、廢庫勅五箇条、詐偽勅一箇条、雜勅一箇条である。このうち職制勅二箇条は「違制を以て論ず」という規定も含む。

- (139) 滋賀秀三「二〇〇三」一四四頁注(27)。
(140) 滋賀秀三「二〇〇三」一四四頁注(27)。
(141) 孔学「二〇〇二」五二頁。
(142) 孔学「二〇〇二」五二頁。孔学「二〇〇〇」四七頁を参照。
(143) 戴建国・郭東旭「二〇一一」三四頁(戴建国撰写)。戴建国「二〇〇八」八二頁を参照。
(144) 戴建国・郭東旭「二〇一一」三四頁(戴建国撰写)。戴建国「二〇〇八」八二頁を参照。
(145) 戴建国・郭東旭「二〇一一」三五頁(戴建国撰写)。戴建国「二〇〇八」八二頁を参照。
(146) 戴建国・郭東旭「二〇一一」三四—三五頁(戴建国撰写)。戴建国「一九九二」三六—三七頁、戴建国「一九九七」一八頁、戴建国「二〇〇八」八二—八三頁を参照。
(147) 魏殿金「二〇〇九」二六頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。
(148) 『慶元条法事類』卷五、職制門一、奉使にも載せられる。
(149) 「捶考」はもと「捶考」に作る。
(150) 魏殿金「二〇〇九」二六頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。
(151) 魏殿金「二〇〇九」四四頁。
(152) 魏殿金「二〇〇九」二〇一頁。
(153) 牧野巽「一九三二」一〇〇頁。
(154) 牧野巽「一九三二」一〇〇頁。
(155) 牧野巽「一九三二」一〇〇頁。
(156) 牧野巽「一九三二」一〇〇頁。

- (157) 牧野巽「一九三二」一〇〇頁。
 (158) 牧野巽「一九三二」一三四頁注(13)。
 (159) 「上」はもと空格である。
 (160) 梅原郁「一九九六」六八三―六八五頁。
 (161) 梅原郁「一九九六」六八五頁。
 (162) 魏殿金「二〇〇九」二六頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。
 (163) 江必新・莫家斉「一九八五」七一頁。江必新・莫家斉両氏が示す二箇条の「《慶元勅》」は、ともに『名公書判清明集』所載の勅条であり、慶元勅とはいえない。
 (164) 孔学「二〇〇二」四八頁。
 (165) 『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、移郷にも載せられる。孔学氏はこれを典拠とする(孔学「二〇〇二」四八頁)。
 (166) 孔学「二〇〇二」四八頁。
 (167) 孔学「二〇〇二」五三頁。
 (168) 孔学「二〇〇二」五三頁。
 (169) 孔学「二〇〇二」五三頁。
 (170) 孔学「二〇〇二」五三頁。
 (171) 孔学「二〇〇二」五三頁。ただし、各例律五六条「二死三流は、各々同一と為して減ず」により、絞からの二等減は徒三年とされる。
 (172) 孔学「二〇〇二」五三頁。
 (173) 孔学「二〇〇二」五三頁。
 (174) 孔学「二〇〇二」五三頁。

- (175) 孔学「二〇〇一」五三頁。
- (176) 「特」はもと「時」に作る。
- (177) 戴建国・郭東旭「二〇一一」三五頁（戴建国撰写）。戴建国「二〇〇八」八三頁を参照。
- (178) 戴建国・郭東旭「二〇一一」三五頁（戴建国撰写）。戴建国「一九九七」一八一—一九頁、戴建国「二〇〇八」八三頁を参照。
- (179) 戴建国「二〇〇八」八四頁。
- (180) 『慶元条法事類』卷九、職制門六、饋送、卷一〇、職制門七、舍駅、卷二三、職制門一〇、理賞、卷一四、選舉門一、薦挙総法、卷三七、庫務門二、給納、卷四七、賦役門一、受納稅租、卷四七、賦役門一、匿免稅租、卷七五、刑獄門五、驗屍、卷八〇、雜門、出挙債負（すべて旁照法）にも載せられる。
- (181) 戴建国「二〇〇八」八四頁。
- (182) 戴建国「二〇〇八」八四頁。
- (183) 戴建国「一九九七」二二頁。戴建国「二〇〇八」八八頁を参照。
- (184) 戴建国「一九九七」二二—二三頁。戴建国「二〇〇八」八八一—八九頁を参照。戴建国氏は、監獄の管理法についても、唐律より宋勅が詳細に規定していると指摘する（戴建国「一九九七」二二頁、戴建国「二〇〇八」八八頁）。
- (185) 魏殿金「二〇〇九」四〇頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。
- (186) 魏殿金「二〇〇九」四〇頁。
- (187) 『慶元条法事類』卷四七、賦役門一、攬納稅租、旁照法、卷七四、刑獄門四、比罪、卷七五、刑獄門五、部送罪人、旁照法にも載せられる。魏殿金氏は『慶元条法事類』卷七四、刑獄門四、比罪を典拠とする（魏殿金「二〇〇九」四一頁注②）。
- (188) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。
- (189) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(190) 魏殿金「二〇〇九」四一頁。魏殿金氏は『慶元条法事類』巻九、職制門六、饋送、旁照法に載せられる慶元職制勅「諸を監臨主司、監臨する所より受け、及び乞取したれば、贓伯匹は、命官は奏裁、餘は本城に配す」を慶元職制勅⑧の典拠とする（魏殿金「二〇〇九」四一頁注④）。

(191) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(192) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(193) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(194) 『慶元条法事類』巻五、職制門二、之官違限、巻一五、選挙門二、試刑法、旁照法にも載せられる。

(195) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(196) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(197) 『慶元条法事類』巻七、職制門四、監司巡歴、巻一七、文書門二、毀失、巻二八、權禁門一、酒麴、巻二九、權禁門二、私錢博易、巻三二、財用門三、点磨隱陷、巻四七、賦役門一、受納稅租、巻七五、刑獄門五、刑獄雜事（すべて旁照法）にも載せられる。

(198) 魏殿金「二〇〇九」四二―四三頁。魏殿金氏は、慶元賊盜勅③と賊盜律三六条との關係を「もし律条の不充分・不適當なところに対して補充・修改を行う勅条であれば、律を離れては適用するべきがない」ことの例としても示す（魏殿金「二〇〇九」八三頁）。

(199) 魏殿金「二〇〇九」四三頁。

(200) 魏殿金「二〇〇九」四三頁。

(201) 魏殿金「二〇〇九」四三頁。

(202) 魏殿金「二〇〇九」四三頁。

(203) 魏殿金「二〇〇九」四三―四四頁。魏殿金氏は、名例律に存する「除名・免官・免所居官の適用範圍」に関する規定は『慶元条法事類』巻七六、当贖門に存在せず、雜律二二条に相当する「凡人の間の“和姦”に対する罪と刑」

は『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦の勅条には存しないけれども、「兩例に関する条文は現存する（慶元条法事類）のなかに完備されており、残缺によって失われたものではない。もし『勅代律』であれば、この点に対して依拠するべきがない」とも指摘する（魏殿金「二〇〇〇」八三頁）。

(204) 『慶元条法事類』卷三一、財用門三、理欠にも載せられる。

(205) 『慶元条法事類』卷三一、財用門三、理欠にも載せられる。

(206) 青木敦「二〇一一」一七七頁、一七七頁注*10を参照。

(207) 戴建国「二〇〇八」八二頁。戴建国・郭東旭「二〇一一」三四頁（戴建国撰写）を参照。

(208) 『慶元条法事類』における他の収載箇所は、本稿注（87）を参照。

(209) 魏殿金「二〇〇九」四二頁。

(210) 戴建国「二〇〇八」二四四頁。

(211) 戴建国氏は「宋は唐律の規定を踏襲して、特権的な法に依拠し、罪を犯した官員は罪刑を免除することができ、贓物の計算にあたっては、絹の計量単位である匹を用いて、換算を容易にした。……しかし一般の犯人は錢幣の計量単位である貫・文により贓物を計算した」ことを、慶元賊盜勅①、慶元賊盜勅③（第三章第二節所掲）、慶元職制勅⑧（第三章第二節所掲）によって示す（戴建国「二〇〇八」二四五頁）。孔学氏は慶元名例勅⑫を「南宋のときになお律勅并行にあつたことを明らかにする」ものの一例として示す（孔学「二〇〇〇」四七頁）。

(212) 宋代における銅錢と絹布の公定換算比率の推移は、郭東旭「二〇〇四」を参照。

(213) 『慶元条法事類』における他の収載箇所は、本稿注（197）を参照。

(214) 戴建国「二〇〇八」八五頁。

(215) 魏殿金「二〇〇九」四三頁。魏殿金「二〇〇〇」八三頁を参照。

(216) 旧稿において、慶元賊盜勅③の贓額を銅錢の貫文と解したこと（川村康「一九九七」三六八—三六九頁、三六八頁表6）は誤りである。

- (217) 名例律五三条(第二章第二節所掲)により、準盜論の刑の上限は流三千里となる。
- (218) 「止」はもと「上」に作る。
- (219) 「軍」はもと「看」に作る。
- (220) 令衆は主刑外の晒し刑の一種。魏殿金氏は「令衆とは、衆に示す」ことで、罪犯を強制的に枷項し、公開の場所に押送して、衆人の觀覽に供する刑罰の方法であり、目的は犯罪者に対して恥辱を加えるとともに、衆人に対して威嚇作用を起こすことである」(魏殿金「二〇〇九」一一五頁)とする。
- (221) 戴建国・郭東旭「二〇一」七一頁(戴建国撰写)。
- (222) 「嘗」はもと「常」に作る。
- (223) 魏殿金「二〇〇九」四三頁。
- (224) 梅原郁「一九九三」八二二頁。
- (225) 梅原郁「一九九三」八一七頁。
- (226) 『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、檢断は、本条を一箇条目とする五箇条を「断獄令」として掲げるが、本条を含む五箇条は規定形式および『慶元条法事類』の体例からみて「断獄勅」である(戴建国点校「二〇〇二」七六一頁校勘記「一」を参照)。
- (227) 拳重明軽・拳軽明重と比附の関係については、川村康「二〇一九」を参照。
- (228) 「減」はもと空格である。
- (229) 「盜殺官私馬牛」はもと「盜官殺私馬牛」に作る。
- (230) 『慶元条法事類』卷七三、刑獄門三、檢断は、本条を二箇条目とする五箇条を「断獄令」として掲げるが、本条を含む五箇条は規定形式および『慶元条法事類』の体例からみて「断獄勅」である(戴建国点校「二〇〇二」七六一頁校勘記「一」を参照)。
- (231) 『拾遺』七七六頁、『拾遺補』八二二頁。雷聞氏は獄官令復原三四条として復原する(雷聞「二〇〇六」六二三、

六四六頁)。

(232) 『校証』 下冊四二七頁。

(233) 戴建国「二〇〇八」五六頁。

(234) 戴建国「二〇〇八」五六頁。

(235) 青木敦「二〇一四」二二二頁。青木敦氏は「北宋・南宋を通してみると、勅と令が入れ替わる例すら少なくないことについては川村が詳論している」(青木敦「二〇一四」二二二頁)とする。しかし旧稿においては、慶元断獄勅②と唐獄官令復旧二二条・天聖獄官令二八条との対応関係を指摘して「令の法領域の基本法典である唐令・天聖令の規定が、律の法領域の副次法典である勅に移されていることの意義、あるいはこのような移動が特異なものであったのかどうかということについては検討を要するが、これも国家事業上の利便性の必要に応じたものであったことは確実であろう」(川村康「二〇一一」八九頁)と述べたにすぎない。

(236) 「殴」はもと「殺」に作る。

(237) 青木敦氏は慶元雜勅②の「杖陸十^{ノミ}」について「川村一九九三」は決重杖一頓処死の杖数を六〇と解する」(青木敦「二〇一九」二三頁)と注する。しかし旧稿においては、建中三年(七八二)重杖処死法により唐後半期から宋代において絞・斬の一部を読み替えた決重杖一頓処死の打数「一頓」が六〇回を意味するとした(川村康「一九九二a」一四五一―四六頁、川村康「一九九二b」四四六―四四七頁、川村康「一九九三b」六九頁、一〇一頁注55を参照)のであり、慶元雜勅②に規定された杖陸拾とは関係がない。これについて注を加えるべきことは、建隆四年(九六三)折杖法を改正した政和八年(一一一八)折杖法により、杖六十が警杖十二に読み替えて執行されることである(川村康「一九九〇」一〇九―一一三、一一二―一二五頁、一二八―一三〇頁注(155)、川村康「一九九二c」を参照)。(238) 『拾遺』八五三―八五四頁、『拾遺補』八五四頁。黄正健氏は雜令復原三七条として復原する(黄正健「二〇〇六」七四一、七五一頁)。

(239) 『拾遺』八五五頁。黄正健氏は雜令復原三八条として復原する(黄正健「二〇〇六」七四一―七四二、七五二頁)。

- (240) 『校証』下冊四三〇頁。
 (241) 『校証』下冊四三〇頁。
 (242) 青木敦「二〇一九」二九頁。
 (243) 梅原郁「一九九五」五六〇―五六二頁、六一一頁注(15)(16)。
 (244) 戴建国「一九九二」二八頁、二八頁注④、戴建国「一九九七」五一六頁、五頁注③、滋賀秀三「二〇〇三」一一二頁、一四二頁注(13)を参照。
 (245) 魏殿金「二〇〇九」二〇〇―二四五頁。
 (246) 魏殿金「二〇〇九」二〇一頁。
 (247) 青木敦「二〇一一」。
 (248) 古典研究会影印本が数字を原則として大字とすること、ならびに戴建国氏が慶元文書令『慶元条法事類』巻一六、文書門一、文書「諸そ上書、及び官文書は、皆な真字に為る。仍は輕細に書写するを得ず。凡そ官文書に数ある者は、大字を借用す「一は壹に作るの類を謂ふ」にもとづいて「法律典籍としての慶元条法事類では、数字については大字で記す。今伝の諸鈔本はその証拠である」とすることに従う。ただし戴建国氏の点校本は「燕京大学図書館蔵版の刊本が小字を用いるように改め、今次の整理は燕京大学図書館蔵版の刊本を底本とするため、便宜上の観点から、数字はなお小字を用いて、もとに戻さない」(戴建国点校「二〇〇二」点校説明六頁)。

〔附記〕

- 一 本稿の作成に際して、岡野誠、七野敏光、中村正人、戴建国の各氏から、ご教示とご助力を得た。厚く謝意を表する。
- 二 本稿は二〇一八年度・二〇一九年度科学研究費助成事業(基盤研究(C)一般、研究課題番号一八K〇一二三三二)、研究課題「唐宋を中心とする前近代中国法の継承と発展に関する基礎的研究」、研究代表者川村康)による研究成

宋代以勅補律考

果の一部である。

一五三

A Note on *Yi Chi Bu Lü* in Song China:
An Introduction to *Song Lü Chi Hebian*

Yasushi KAWAMURA

論

説

In the early North Song period, *Lü*, the basic code of penal law, was inherited from Tang dynasty. And in the mid-North Song period, *Bienchi*, the subsidiary code, was separated into four parts of code, *Chi*, *Ling*, *Ge* and *Shi*, and the penal articles were provided in *Chi*. However, the old *Lü* was not abolished but retained for many years to the end of South Song period, after the new code came into use.

Many students on legal history of China have discussed the relation between *Lü* and *Chi*. A group of students asserts *Yi Chi Dai Lü*, *Chi* took the place of basic code from *Lü*, and *Lü* became virtually invalid. Another group of students states *Lü Chi Jian Xing*, *Lü* was remained in force with *Chi*. The second group has been divided in two subgroups. The one subgroup insists *Yi Lü Bu Chi*, *Chi* took the place of basic code from *Lü*, and *Lü* fell into the place of subsidiary code, therefore, articles in *Chi* were applied to the case has no applicable article in *Lü*. The other subgroup declares *Yi Chi Bu Lü*, *Lü* remained in the place of basic code, and *Chi* took the place of subsidiary code, thus, articles in *Lü* were applied to the case has no applicable article in *Chi*.

In fact, an article in *Chi* provided: when the case has no applicable article in *Chi*, articles in *Lü* should be applied; when the case has no applicable article in *Lü*, articles in *Chi* should be applied; and when the case has applicable articles in *Lü* which are in conflict with articles in *Chi*, articles in *Chi* should be applied. In this historical material, the answer may be found. If students compare several articles in *Chi* with counterparts in *Lü*, they can make it clear more easily. So it is necessary for them to provide *Song Lü Chi Hebian*, Comparative Compilation of *Lü* and *Chi* in Song China. This paper is the first attempt to compile it.

一
五
四